

令和6年3月定例会 建設経済常任委員会記録

令和6年3月14日（木）

令和6年3月18日（月）

令和6年3月19日（火）

令和6年3月21日（木）

場所：鳥栖市議会 第2委員会室

目 次

令和6年3月14日（木）	7頁
令和6年3月18日（月）	51頁
令和6年3月19日（火）	107頁
令和6年3月21日（木）	165頁

令和6年3月定例会日程

日次	月日	摘 要
第1日	3月14日（木）	<p>審査日程の決定</p> <p>建設課・維持管理課審査 議案乙第3号 〔説明、質疑〕</p> <p>都市計画課審査 議案乙第3号 〔説明、質疑〕</p> <p>国道・交通対策課 議案乙第3号 〔説明、質疑〕</p> <p>農林課・農業委員会事務局審査 議案乙第3号 〔説明、質疑〕</p> <p>商工振興課審査 議案乙第3号・第6号・第15号 〔説明、質疑〕</p> <p>報告（商工振興課） 新産業団地の名称について 〔報告、質疑〕</p> <p>上下水道局審査 議案乙第7号・第8号 〔説明、質疑〕</p> <p>議案審査 議案乙第3号・第6号～第8号・第15号 〔採決〕</p>

第 2 日	3 月 18 日 (月)	<p>建設課審査 議案乙第 9 号 〔説明、質疑〕</p> <p>維持管理課審査 議案乙第 9 号 〔説明、質疑〕</p> <p>都市計画課審査 議案乙第 9 号 〔説明、質疑〕</p> <p>国道・交通対策課審査 議案乙第 9 号 〔説明、質疑〕</p>
第 3 日	3 月 19 日 (火)	<p>農林課・農業委員会事務局審査 議案乙第 9 号 〔説明、質疑〕</p> <p>商工振興課審査 議案乙第 9 号・第 12 号 〔説明、質疑〕</p> <p>上下水道局審査 議案乙第 9 号・第 13 号、第 14 号、議案甲第 12 号 〔説明、質疑〕</p>

<p>第 4 日</p>	<p>3月21日（木）</p>	<p>現地視察</p> <p>古野ため池（山浦町）</p> <p>新産業集積エリア（幸津町）</p> <p>県道鳥栖朝倉線と市道重田・酒井西線の交差点 （酒井西町）</p> <p>議案審査</p> <p>議案乙第 9 号・第12号～第14号、議案甲第12号 〔総括、採決〕</p> <p>報告（商工振興課）</p> <p>サザン鳥栖クロスパーク開発事業に係る開発事 業者との協定について 〔報告、質疑〕</p> <p>建設経済常任委員会行政視察の件</p>
--------------	-----------------	--

3月定例会付議事件

1 市長提出議案

[令和6年3月13日付託]

議案乙第3号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号） [可決]

議案乙第6号令和5年度鳥栖市産業団地造成特別会計補正予算（第3号） [可決]

議案乙第7号令和5年度鳥栖市水道事業会計補正予算（第2号） [可決]

議案乙第8号令和5年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第4号） [可決]

議案乙第15号令和5年度鳥栖市産業団地造成特別会計補正予算（第4号） [可決]

[令和6年3月14日 委員会議決]

議案乙第9号令和6年度鳥栖市一般会計予算 [可決]

議案乙第12号令和6年度鳥栖市産業団地造成特別会計予算 [可決]

議案乙第13号令和6年度鳥栖市水道事業会計予算 [可決]

議案乙第14号令和6年度鳥栖市下水道事業会計予算 [可決]

議案甲第12号鳥栖市水道事業給水条例の一部を改正する条例 [可決]

[令和6年3月21日 委員会議決]

2 報告

新産業団地の名称について（商工振興課）

サザン鳥栖クロスパーク開発事業に係る開発事業者との協定について（商工振興課）

令和6年3月14日（木）

1 出席委員氏名

委員長 藤田昌隆

副委員長 飛松妙子

委員 小石弘和

委員 齊藤正治

委員 久保山日出男

委員 和田晴美

委員 野下泰弘

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

経済部長兼上下水道局長 宮原信

経済部次長兼商工振興課長兼産業団地推進室長 古沢修

商工振興課参事兼課長補佐兼商工観光労政係長 樋本太郎

商工振興課企業立地係長兼産業団地推進室産業団地推進係総務主査 香月啓介

商工振興課産業団地推進室長補佐兼産業団地推進係長 能富繁和

農林課長 楠和久

農林課農政係長 脇弘人

農林課長補佐兼農村整備係長 中垣秀隆

農業委員会事務局長 庄山裕一

農業委員会事務局振興係長 武田隆洋

上下水道局管理課長 犬丸章宏

上下水道局管理課長補佐兼総務係長 秋山政樹

上下水道局管理課長補佐兼業務係長 於保順一

上下水道局事業課長 日吉和裕

上下水道局次長兼事業課浄水場長 平塚俊範

上下水道局事業課長補佐兼水道事業係長 桑形伸
上下水道局事業課長補佐兼浄水・水質係長 松雪秀雄
上下水道局事業課下水道事業係長 古賀咲子

建設部長 中島勇一
建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長 三澄洋文
建設課長補佐兼庶務係長 下川広輝
建設課長補佐兼住宅係長 熊田吉孝
建設課営繕係長 犬塚毅
建設課整備係長 立石佳照
建設課長補佐兼スマートインターチェンジ推進室長補佐兼事業係長 杉本修吉
建設部次長兼維持管理課長 大石泰之
維持管理課長補佐 山下美知
維持管理課長補佐兼管理係長 江藤誠
維持管理課維持係長 天本清二
建設部次長兼都市計画課長兼駅周辺推進室長 向井道宣
都市計画課参事兼課長補佐兼公園緑地係長 本田一也
都市計画課長補佐兼庶務係長 三橋秀成
都市計画課長補佐兼計画係長兼駅周辺推進室長補佐兼駅周辺推進係長 木原智範
国道・交通対策課長 森岡敬晶
国道・交通対策課道路・交通政策係長 舟越健策

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主事 赤司和広

5 日程

審査日程の決定

建設課・維持管理課審査

議案乙第3号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）

〔説明、質疑〕

都市計画課審査

議案乙第3号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）

〔説明、質疑〕

国道・交通対策課審査

議案乙第3号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）

〔説明、質疑〕

農林課・農業委員会事務局審査

議案乙第3号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）

〔説明、質疑〕

商工振興課審査

議案乙第3号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）

議案乙第6号令和5年度鳥栖市産業団地造成特別会計補正予算（第3号）

議案乙第15号令和5年度鳥栖市産業団地造成特別会計補正予算（第4号）

〔説明、質疑〕

報告（商工振興課）

新産業団地の名称について

〔報告、質疑〕

上下水道局審査

議案乙第7号令和5年度鳥栖市水道事業会計補正予算（第2号）

議案乙第8号令和5年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第4号）

〔説明、質疑〕

議案審査

議案乙第3号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）

議案乙第6号令和5年度鳥栖市産業団地造成特別会計補正予算（第3号）

議案乙第7号令和5年度鳥栖市水道事業会計補正予算（第2号）

議案乙第8号令和5年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第4号）

議案乙第15号令和5年度鳥栖市産業団地造成特別会計補正予算（第4号）

〔採決〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

午前 9 時 59 分開会

藤田昌隆委員長

建設経済常任委員会を開会いたします。



審査日程の決定

藤田昌隆委員長

初めに、委員会の審査日程について、お諮りをいたします。

あらかじめ、正副委員長で協議しました日程案をお手元にお配りしております。

付託議案として、条例議案甲第12号、それから、補正予算は議案乙第3号から議案乙第10号まで。それから、予算が議案乙第9号から第14号。それから、今回、連合審査が入っております。

日程としましては、本日、建設部建設課・維持管理課、都市計画課、国道・交通対策課の順、それから、経済部農林課、農業委員会事務局、商工振興課、上下水道局、それで、採決というふうになりますので、きちっと進めていきたいと思っております。

これでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、この日程案どおり進めます。

今回、連合審査がございます。これは、本来は文教厚生常任委員会に付託されておりますが、議案甲第11号の条例改正案につきまして、文教厚生常任委員会と当建設経済常任委員会の所管する内容となっておりますので、文教厚生常任委員長と協議の上、会議規則第71条の規定により連合審査会を開催したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なければ、また文教厚生常任委員長と日程、時間などを話した上で、御連絡いたします。

続きまして、現地視察につきまして、副委員長から説明をお願いします。

飛松妙子副委員長

皆様おはようございます。

3月の現地視察ですが、今、候補に上がっているのは、新産業集積エリア整備事業、それ

から、ため池のところで視察したいんですが、できれば、完成したところを視察したいという
ことで、古野ため池のほうに現地視察へ行きたいと思います。

もう一つ、市道重田・酒井西交差点、ここは予算とかには計上されてませんが、見学とい
いますか、視察に行きたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、委員の皆様の御要望とかがあれば、お聞きしたいと思います、いつ決定しましょ
うか。(発言する者あり)

また、何かありましたら、よろしく願いいたします。

以上です。

藤田昌隆委員長

よろしく願いします。

それでは、審査日程につきましては、以上のとおり決定をいたしました。

それでは、付託議案審査に入りますので、準備のため暫時休憩をいたします。

午前10時3分休憩

oo

午前10時4分開会

藤田昌隆委員長

再開をいたします。

審査に入ります前に、中島部長より一言御挨拶をお受けしたいと思います。

中島勇一建設部長

建設部でございます。3月補正予算について、順次、各課より御説明させていただきます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

oo

建設課・維持管理課

議案乙第3号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算(第7号)

藤田昌隆委員長

それでは、これより建設部関係議案の審査を始めます。

建設課及び維持管理課関係議案の審査を行います。

議案乙第3号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

三澄洋文建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長

おはようございます。

それでは、議案乙第3号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）中、建設課分の主なものについて、補正予算資料に基づき御説明を申し上げます。

まず、歳入について御説明を申し上げます。

資料の2ページをお願いいたします。

款15使用料及び手数料、項1使用料、目5土木使用料、節3住宅使用料につきましては、市営住宅使用料の収入見込みによる補正でございます。

3ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目4土木費国庫補助金、節3住宅費国庫補助金につきましては、公営住宅改善事業に係る社会資本整備総合交付金の補正でございます。

4ページをお願いいたします。

款17県支出金、項2県補助金、目5土木費県補助金、節1住宅費県補助金につきましては、木造住宅の耐震化促進事業に係る決算見込みによる補正でございます。

その下、目3土木費県委託金、節1住宅費委託金につきましては、市営と県営が併設する公営住宅において、共有する部分に係る管理委託費の決算見込みによる補正でございます。

5ページをお願いいたします。

款22諸収入、項4受託事業収入、目1受託事業収入、節4土木費受託収入につきましては、国所管の轟木排水機場など8施設と、県所管の沼川排水機場など3施設の操作、管理等の決算見込みによる補正でございます。

続きまして、歳出について御説明を申し上げます。

7ページをお願いいたします。

款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費、節2給料から節10需用費につきましては、決算見込みによる補正でございます。

8ページをお願いいたします。

目1土木総務費、節12委託料につきましては、歳入で御説明をいたしました国所管の轟木排水機場など9施設と、県所管の沼川排水機場など3施設の操作実績に伴う補正でございます。

す。

9ページをお願いいたします。

款8土木費、項5住宅費、目1住宅管理費、節2給料から節13使用料及び賃借料につきましては、決算見込みによる補正でございます。

10ページをお願いいたします。

款8土木費、項5住宅費、目2住宅費、節18負担金、補助及び交付金につきましては、木造住宅の耐震改修補助金における決算見込みによる補正でございます。

次に、繰越明許費について御説明をいたします。

資料の11ページをお願いいたします。

まず、道路整備交付金事業でございます。

田代大官町・萱方線等道路改良事業につきましては、横断水路の拡幅工事に当たりまして、使用するNTT地下ケーブル移設に不測の日数を要したことから、工事費を繰り越すものでございまして、本年5月下旬の工事完了を見込んでいるところでございます。

また、家屋等の移転に関し、家屋等の取壊しに一定の時間を要したため、移転補償費を繰り越すものでございまして、本年8月下旬の移転完了を見込んでいるところでございます。

次に、飯田・酒井東線等道路改良事業でございます。

こちらにつきましては、小郡鳥栖南スマートインターチェンジの工事が本年7月頃まで工期延長になったことに伴いまして、当該市道の付替工事も延長されることから、負担金を繰り越すものでございまして、本年7月下旬の工事完了を見込んでいるところでございます。

次に、飯田・水屋線等道路改良事業でございます。

こちらにつきましても、小郡鳥栖南スマートインターチェンジまでの案内標識を設置するに当たって、交通安全の観点から、開通に合わせた目隠し撤去などの工事が必要になるため、工事費を繰り越すものでございまして、本年7月下旬の工事完了を見込んでいるところでございます。

次に、道路改良事業でございますけれども、国土交通省・今町線改良事業において、地形測量等に伴う民地への立入りに当たりまして、地元及び沿線企業等との協議、調整に不測の日数を要したことから、委託費を繰り越すものでございまして、本年8月下旬の業務完了を見込んでいるところでございます。

最後に、既設公営住宅改善事業でございます。

こちらは、昨年10月に入札を行った、浅井アパート12棟、13棟の外壁、配水管改修の設計委託が入札不調となりまして、改めて、指名業者への意向を確認を行ったところ、業務の再発注を閑散期としたことから、委託費を繰り越すものでございまして、本年5月下旬の業務

完了を見込んでいるところでございます。

次に、浅井アパート11棟の外壁、配水管改修工事及び監理業務でございますけれども、配水管改修工事に当たりまして、既存の引込管との干渉が一部で確認をされましたことから、排水計画の見直しに不測の日数を要し、工事費及び監理業務を繰り越すものでございまして、本年5月下旬の工事完了を見込んでいるところでございます。

以上、建設課分とさせていただきます。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

引き続きまして、補正予算、維持管理課関係分について御説明いたします。

12ページをお願いいたします。

歳入の主なものでございますが、款15使用料及び手数料、項1使用料、目4土木使用料、節1土木管理使用料につきましては、市道占用料及び公有水面使用料の決算見込みでございます。

款16国庫支出金、項1国庫負担金、目4災害復旧費国庫負担金、節1土木施設災害復旧費国庫負担金につきましては、令和3年に発生いたしました柚比町側道1号線災害復旧工事などに対する追加の国庫負担支出金でございます。

13ページをお願いいたします。

款18財産収入、項2財産売払収入、目1不動産売払収入、節1土地売払収入につきましては、小郡鳥栖南スマートインターチェンジ事業に係るNEXCO西日本に対する法定外公共物払下げに伴う土地売払収入でございます。

次に、款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入につきましては、路上事故損害賠償3件に係る保険金等でございます。

続きまして、歳入の主なものについて申し上げます。

14ページから17ページにかけてでございますが、いずれも決算見込みに伴う補正でございます。

14ページをお願いいたします。

款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費、節10需用費につきましては、国の電気、ガス代の負担軽減策である電気・ガス価格激変緩和対策事業の延長に伴い、電気代が当初見込額から減少したことによる減額補正でございます。

15ページをお願いいたします。

項2道路橋梁費、目1道路橋梁総務費、節12委託料につきましては、道路台帳電子化業務の入札残や、電子化に伴い道路台帳修正業務の紙による出力が不要になったことによる減額が主な要因でございます。

資料16ページ及び17ページにつきましても、それぞれ決算見込みにより減額補正をするものでございます。

続きまして、18ページをお願いいたします。

繰越明許費繰越計算書について御説明いたします。

道路側溝等整備事業につきましては、田代本町の本村4号線の水路改修工事などにおいて、資材不足による納金遅延により不測の日数を要したことから、工事請負費を本年6月末まで繰り越すことといたしております。

次に、土木施設災害復旧事業につきましては、立石・御手洗滝線や、山浦町の宮ノ下5号線などの現年災害復旧工事において、県との調整、協議に一定の時間を要したため、工事請負費を本年8月末まで繰り越すことといたしております。

次に、単独災害復旧工事につきましては、山浦町の水路に流入した土砂の撤去に際して、被災箇所の地権者との協議、調整に不測の日数を要したことから、工事請負費を本年6月末まで繰り越すことといたしております。

最後に、橋梁長寿命化事業につきましては、肥前旭駅自由通路の修繕工事に関して、鉄道管理者との協議、調整に不測の日数を要したことから、工事請負費を本年12月末まで繰り越すことといたしております。

以上、説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

藤田昌隆委員長

どうもありがとうございました。

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

小石弘和委員

11ページの田代大官町・萱方線等道路改良事業、1億1,600万円の明許繰越、これは地下ケーブルの移設に不測と。

これは2通りあると思いますので、分けた金額を教えてください。

立石佳照建設課整備係長

田代大官町・萱方線の用地と工事の分の内訳ってということでよろしいでしょうか。

まず、工事のほうが606万6,500円となっております。

で、用地のほうが804万4,400円となっております。

あと、補償のほうが8,679万7,866円となっております。

その合計が1億500万7,266円が内訳となっております。

小石弘和委員

もう一遍いい？分かん。

1億1,600万円に合わん。

下川広輝建設課長補佐兼庶務係長

田代大官町・萱方線等道路改良事業の繰越しの内訳につきましては、トータル1億1,600万円ですが、工事費につきましては、約100万円、用地費につきましては、約800万円、補償につきましては、約9,000万円ということになっております。

(発言する者あり)

藤田昌隆委員長

ちょっと待ってくださいね。

今、電卓を打ってますから。

下川広輝建設課長補佐兼庶務係長

工事費につきましては、107万円ほど、用地費につきましては、800万円ほど、補償費につきましては、約9,500万円ほどとなっております。

藤田昌隆委員長

答弁は約ですから、合う必要はありませんので。

三澄洋文建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長

改めてそこは報告をさせていただいてよろしいですか。

藤田昌隆委員長

よろしくお願ひします。

よろしいですか。

ほかに。

久保山日出男委員

同じ11ページでございます。

飯田・酒井東線等道路改良事業につきましては、スマートインターが6月開通予定ということでありましたが、7月に延びるんですか。

そこだけお願ひしたい。

三澄洋文建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長

こちらのインターの開通につきましては、正式にはいつってというのがまだ決定してないという状況でございます。

今、発表があつてるのが、アクセス道路が今月17日に開通と。

それに伴ひまして、インター本体はおおむね6月から7月ぐらいってということで、プレス発表をされてますので、そこを鑑みて、7月というところで表現をさせていただいてるとこ

ろでございます。

以上でございます。

久保山日出男委員

分かりました。

ただ、地元が非常に関係しますから、道路関係は、できますれば、基里地区のまちづくり推進センターあたりには公表するなり、もう身近になったときには、やっぱり2週間前ぐらいには案内を流すような感じでしていただきたいなと思っております。

よろしく申し上げます。

三澄洋文建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長

当然、地元の関心は高いものというふうに考えておりますので、情報が入り次第、発信したいと思います。

よろしく申し上げます。

藤田昌隆委員長

ほかには。

飛松妙子委員

工事の入札関係ですが、いろいろとお話を伺ったところ、入札の時期が年度末に近くなると、非常に工期が厳しいと。

それでも、やっぱりしなくちゃいけなくて、大変苦勞してるとお話を伺ってるんですが。

この入札に関して、例えば、県の補助金とか国の補助金に来て、急に計上して、入札を出されるんだと思うんですが、あらかじめこういう予定がありますとかいうのは、各課で計画というのは立てられるものなのでしょうか。

こういう予定を。(発言する者あり)

藤田昌隆委員長

答弁だけ。

三澄洋文建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長

当然、工事の発注、例えば、単年度だけの工事を発注する計画を建設課なら建設課で立てる中で、土木工事であったり、建築工事であったりいろいろあります。

特に今回、入札不調があったのが、建築のほうでありますけれども。

こちらも、当然ながら、この前池田議員への答弁にもありましたように、やっぱり、かなりの数を受けながら、整理しながら、今いる職員の中で割り振って、できることからやっていくんですけれども、どうしても、最後までまとってくる時間が、発注時期がどうしても重なってくると。

人の問題もございますけれども、当然、業者さんの数もございます。

そういった意味で少し遅れてる分がございまして、今、補助金の話がありましたけれども、補助金につきましても、当然、分かるところにつきましても、前倒しながら発注をしますけれども、例えば、国の補正が年明けにつくとか、そういったときにつきましても、その段階でしか分からない部分がありますので、そのタイミングを見て発注計画を立てるという流れになりますので、そのときそのときで判断をしている状況でございます。

以上でございます。

飛松妙子委員

分かりました。

結局、課としては、やっぱり人手不足もあって、なかなかその作業が遅れてるっていうところもあるんでしょうか。

三澄洋文建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長

基本的に計画が主管課から話があったときに、その計画にのっとって準備しますので、当然、遅れるようなことは考えてない。

その中で、例えばイレギュラー的に不調があったりとかそういった場合は、遅れるケースもございますけれども、極力、適切な工期を取りながら、要望に合った形で集合するように努めてるところでございます。

以上でございます。

飛松妙子委員

分かりました。

また当初のときにお聞きします。

ありがとうございます。

藤田昌隆委員長

ほかは。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですね。

以上で建設課及び維持管理課関係議案に対する質疑を終わります。

次に、都市計画課関係議案の審査に入りますので、執行部準備のため暫時休憩をいたします。

午前10時25分休憩



午前10時28分開会

藤田昌隆委員長

再開いたします。



都市計画課

議案乙第3号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）

藤田昌隆委員長

これより、都市計画課関係議案の審査を行います。

議案乙第3号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

向井道宣建設部次長兼都市計画課長兼駅周辺推進室長

それでは、議案乙第3号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）のうち、都市計画課分の主なものについて御説明を申し上げます。

建設経済常任委員会補正予算資料に基づき御説明いたします。

資料の19ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款15使用料及び手数料、項1使用料、目5土木使用料、節2都市計画使用料につきましては、公園使用料及び鳥栖駅西駐車場使用料の決算見込みに基づくものでございます。

21ページをお願いいたします。

下の段でございますけれども、款18財産収入、項2財産売払収入、目1不動産売払収入、節1土地売払収入につきましては、23ページをお願いいたします。

今回の市有地の売払につきましては、国道3号の拡幅事業、それから、小郡鳥栖南スマートインターチェンジ接続道路の交差点改良に必要な用地として、藤木緑地の一部を九州地方整備局佐賀国道事務所に売り払ったものでございます。

内容といたしましては、藤木緑地全体607平米のうち、96.83平米。

売却単価といたしましては、5万4,700円。

総額592万6,601円となっているところでございます。

続きまして、22ページをお願いします。

款23市債、項1市債、目4土木債、節3都市計画債につきましては、公園施設長寿命化事業に伴う起債でございます。

24ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款8土木費、項4都市計画費、目1都市計画総務費のうち、節12委託料につきましては、50戸連たん区域指定基礎調査委託料の実績に伴う減額補正でございます。

続きまして、27ページをお願いいたします。

目2公園管理費、節14工事請負費につきましては、主要事項説明書、資料でいきますと28ページをお願いいたします。

事業名、都市公園施設改修事業、目的といたしましては、市が管理する都市公園の多くが30年以上経過していることから、建物、遊具等の老朽化が進んでおります。

そのため、鳥栖市公園長寿命化計画に基づいて、公園施設の更新を図るものでございます。

内容といたしましては、図面の青く着色した箇所、市民球場の周辺と、そのアクセス園路の舗装工事を行うことといたしております。

続いて、29ページをお願いいたします。

同じく主要事項説明書に基づいて御説明申し上げます。

事業名、都市公園整備事業、目的といたしましては、令和6年開催予定の国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会を控えておまして、利用者が快適に円滑に利用できる市民公園内の整備を図るものでございます。

内容といたしましては、お手元のほうに資料をお配りしておりますけれども、市民体育館西側にあずまやを設置するものでございます。

続きまして、30ページをお願いいたします。

目6まちづくり推進費、節24積立金につきましては、都市開発基金への積立てを行うものでございます。

続きまして、31ページをお願いいたします。

繰越明許費について申し上げます。

款8土木費、項4都市計画費、事業名、市民公園整備事業につきましては、これまで市民公園の園路や駐車場など、順次、改修工事を進めておりますけれども、市民球場や文化会館の改修とも同時期に改修する中で、改修箇所の優先度の調整などや、関係者との調整に不測

の日数を要したため、繰り越すものでございます。

また、事業名、鳥栖駅周辺整備事業につきましては、外部検討委員会を立ち上げ、御意見を頂きながら進めておりますけれども、当初予定しておりました工期を延長する必要が生じたことから、繰り越すものでございます。

また、事業名、公園施設長寿命化事業につきましては、市民公園整備事業と同様に、改修箇所の優先度や関係者との調整に不測の日数を要したことから、繰り越すものでございます。

以上、簡単ではございますが、令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）について、都市計画課分の御説明といたします。

藤田昌隆委員長

どうもありがとうございました。

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

野下泰弘委員

19ページの歳入、公園使用料の133万9,000円ですけど、公園でこれだけの収入が上がるってところの詳細っていうか、御説明をお伺いしてもいいですか。

本田一也都市計画課参事兼課長補佐兼公園緑地係長

公園使用料につきましては、基本的には、電柱とか公共的なやつがほとんどなんですけど、それで大体60万円ぐらいだと思っております。

133万9,000円というのは、プラスアルファ、いろいろ、駐車場を貸したり、駐車場の占用、それが主なものになっております。

以上でございます。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

久保山日出男委員

同じ質問でございます。

当初予算から、割合で36%伸びてるわけですよ。

それは何か要因がある？予算が伸びとるが、その要因があれば教えていただきたい。

本田一也都市計画課参事兼課長補佐兼公園緑地係長

まず、当初予算については、公共的なもの、毎年一緒のものを上げております。

それに対して、後からどんどんどんどん、そういった駐車場使用料とか、そういったものを積み重ねたものが、この133万9,000円ということです。

以上です。

藤田昌隆委員長

ほかに。

齊藤正治委員

24ページの50戸連たんの予算の減額はどういう内容ですか。

三橋秀成都市計画課長補佐兼庶務係長

50戸連たんのこちらの金額については、入札の残によるもので、予算額につきましては、370万円あったんですけれども、入札を行いました結果、308万円ということになりましたので、その分をさせていただいております。

齊藤正治委員

分かりました。

あともう一点、31ページの繰越明許費の中の鳥栖駅周辺整備をもうちょっと詳しく教えていただければと。

木原智範都市計画課長補佐兼計画係長兼駅周辺推進室長補佐兼駅周辺推進係長

鳥栖駅東短期施策検討会を昨年8月から開催しております、第3回目を今月26日に予定しております。

検討会の中で、様々な御意見を頂きながら検討を進めておりまして、業務としてさらに検討が必要な項目がございましたので、繰越しをして、検討を進めたいと考えております。

以上です。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

ほかには。

野下泰弘委員

23ページの市有地の売払いについて、金額ではないんですけど、死亡事故とかが結構ってどうか、起きてる場所なんですけど、売却した後、どういったふうにここが変わるのか。

もし御存じであれば教えていただいてもよろしいですか。

本田一也都市計画課参事兼課長補佐兼公園緑地係長

これは先行して、佐賀国道事務所が購入してますけど、なぜ先行したかという、まずは、このスマートインターチェンジが、急に立ち上がったものですから、それに伴って、先行してここを買っていると。

そして、この下に久留米までの区間がまた広がると思いますけど、まだ計画は立ってないと、まだ、事業実施はしてませんが、先行して、スマートインターチェンジ、プラスアルファ、多分、この交差点の隅切りのために、買っていると予測しています。

以上です。

野下泰弘委員

すみません、隅切りっていうのがちょっと言葉の意味が分からなくて、見通しがよくなるんですか。

藤田昌隆委員長

角の四角になってるところを丸く。（発言する者あり）

野下泰弘委員

ということは、道が広がるってということですか。

見通しもよくなるということですね。

本田一也都市計画課参事兼課長補佐兼公園緑地係長

2車線化に伴って隅切りが行われて、旋回がよくできるというのが、多分、事業の内容だと思います。

以上です。

藤田昌隆委員長

よろしいでしょうか。

久保山日出男委員

今の説明ですが、要するに、スマートインターが高くなってきたから、3号線の登りを加えたわけでしょうか。

3号線が高くなったでしょうが。

その関係で出てきたわけでしょう、コーナーは。

本田一也都市計画課参事兼課長補佐兼公園緑地係長

3号線が2車線化することによって、もともと決定されていた事項です。

これについては、ここは都市公園ですので、面積の減を、都市計画審議会で諮っております。

これについては、この両方を。

まず、令和元年7月に売却済み、次に、売却として今回の件が上がっておりますので、もともとここは上がってる土地になりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

久保山日出男委員

そうなった理由をもう少し分かりやすく説明しないといけないんじゃないの。

説明を求めます。

本田一也都市計画課参事兼課長補佐兼公園緑地係長

もともと3号線計画ができて、そのことによって、計画も最初に決まっております。

その中で、この分のほうがほかの土地も含めたところで、全部買収がどんどん進んでいたと思っております。

その中で、こちらの土地についても、計画の道路が決まっておりましたので、今回、売却をすることになりました。

よろしく申し上げます。

藤田昌隆委員長

ほかに。

飛松妙子委員

まず、あずまやの資料、ありがとうございました。イメージが湧きます。

その上の28ページの公園の改修工事で、園路舗装というところですが、ここは全てアスファルトになる予定なんですか。

どういう予定なのか教えてください。

本田一也都市計画課参事兼課長補佐兼公園緑地係長

現在、ここにつきましては、まず水道の入替えをしております。

その分についてはまだ舗装はしてません。

その分を全部、きれいに打ち替えということで、全てアスファルトにいたします。

以上です。

飛松妙子委員

分かりました。それから、31ページの繰越明許費のところ、関係者等との調整に不測の日数を要したってことで、2つあるんですが、この関係者等というのは、何のことを指すのか教えていただけますか。

本田一也都市計画課参事兼課長補佐兼公園緑地係長

関係者等というのは、文化会館とかスポーツ振興課、まず、この市民公園改修につきましては、スポーツ施設、文化施設のほうを先に終わらせてます。

その中で、最終的にうちのほうが、そういった園路改修とかをしていかなきゃなりませんので、かなり金額的には多くなっておりますけど、ほとんどが4月末までで終わる予定になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

飛松妙子委員

文化会館とスポーツ振興課との調整が……、調整が何なんですか、すみません。

本田一也都市計画課参事兼課長補佐兼公園緑地係長

そちらが遅くなると、うちのほうも工事が遅れますので、その関係と、例えば、文化会館につきましては、後から問題になった、雨水の管とか下水管の露出した管がありますので、

その辺が改修されないと、インターロッキングを打てないとか、そういった状況になっておりますので、少し延期をしたということになります。

よろしく願いいたします。

飛松妙子委員

分かりました。

文化会館の工事とスポーツ振興課が行ってる工事の日数が遅れたために、こちらの都市計画課の予定する工事も遅れたっていうこと。

向井道宣建設部次長兼都市計画課長兼駅周辺推進室長

今、市民公園の中では、スポーツ施設の改修だったり文化会館の改修がございますので、それと同時期にすることがなかなか難しいので、まずは、文化会館とかスポーツ施設のほうを先に工事をするということで、都市計画課の公園の工事を後にずらさざるを得なかったということでございます。

以上です。

飛松妙子委員

それは最初からは分からないってことですね。

向井道宣建設部次長兼都市計画課長兼駅周辺推進室長

その時になって出てくる課題もございましたので、当初に予定しておらなかった不測の事態が起きたということです。

以上です。

飛松妙子委員

今、文化会館のところの駐車場関係が、整備してるってとても分かりづらいついていうお声もたくさん頂いてますので、その案内とかの表示とかはどこがするんでしょうか。都市計画課？

向井道宣建設部次長兼都市計画課長兼駅周辺推進室長

市民公園内の案内については、それこそ、今、工事をしておりまして、駐車場の入り口等々については、当然、まだマスキングをしている状態です。

なので、工事が完成した後は――今でも一部、施設の案内については看板を設置しておりますので、随時、その案内については、できるものと考えてます。

以上です。

飛松妙子委員

工事をされてるところは、関係者以外進入禁止とか、網を張って侵入しないようにされてらっしゃると思うんですけど、お見かけすると、やっぱり近い道を通っていきたいので、網

をくぐって行かれる方とかもたくさんというか、何人か見たりとかしてるので、駐車場から文化会館に行くまでの道の案内とか、体育館まで行く道の案内とかをもうちょっと分かりやすく――4月まで工事がかかるということですので、できないかなと思うんですが、そこはお願いしたいと思えますけど、よろしいでしょうか。

向井道宣建設部次長兼都市計画課長兼駅周辺推進室長

工事箇所については、やはり危険なので、入っていただかないように、今、バリケード等で区別をしているところがございますけれども、もうしばらく、工事の期間中は御辛抱いただいて、工事が完了した後にはきちんと案内ができるかと思っております。

以上です。

飛松妙子委員

完了する前の案内が大事だと思ってるんですけど、とても危ないんじゃないかなと思えますし、できるだけ案内を分かりやすく、経路とかを分かりやすく表示をしていただければと思いますので、よろしくお願いたします。

以上です。

藤田昌隆委員長

以上で都市計画課関係議案に対する質疑を終わります。

次に、国道・交通対策課関係議案の審査に入りますので、執行部準備のため暫時休憩をいたします。

午前10時48分休憩



午前10時53分開会

藤田昌隆委員長

再開いたします。



国道・交通対策課

議案乙第3号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）

藤田昌隆委員長

これより、国道・交通対策課関係議案の審査を行います。

議案乙第3号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

森岡敬晶国道・交通対策課長

議案乙第3号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）、国道・交通対策課関係の主なものについて御説明をさせていただきます。

資料の34ページをお願いいたします。

歳入のほうにつきましては、雑入の変更のみですので、歳出の御説明をいたします。

款8土木費、項4都市計画費、目1都市計画総務費、節18負担金、補助及び交付金の地方バス路線維持費補助金の減額につきましては、西鉄バス佐賀株式会社が運行しております路線バスの利用者の増加に伴います運賃収入が増加していること、また、国庫補助金等の増額がございまして、市の負担額が減額となり補正するものでございます。

次の35ページをお願いいたします。

同じく款8土木費、項6新幹線対策費、目1新幹線対策費、節12委託料、新鳥栖駅周辺施設管理委託料につきましては、新鳥栖駅周辺の清掃業務及び管理業務の入札残がございまして、決算見込みにより減額補正をしておるものでございます。

以上で議案乙第3号令和5年度一般会計補正予算（第7号）、国道・交通対策課分の説明を終わらせていただきます。

御審議よろしくをお願いいたします。

藤田昌隆委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

どなたかありませんか。

野下泰弘委員

34ページの地方バス路線維持費補助金ですけど。

今回570万円の減額ですけど、どの路線で利益が出てたのかっていうのと、コロナ前と比べて数字的にどうなのかをお伺いしてもよろしいですか。

森岡敬晶国道・交通対策課長

現在、西鉄バスに運行していただいておりますのは、広域線が3路線、市内線が3路線ございます。

それで、今回、大きく運賃収入が増えましたが、広域の路線となっております。

当初予算のときに見込んでおりました、広域の運行収入が約5,800万円のところ、6,800万円ほど増えています。

これにつきましては、広域ですので、鳥栖市だけの収入ではなく、みやき町であったり久留米であったりということですので、そのまま市の補助金が直結して減額になるわけではございません。

市内線につきましても、運行収入増額になっておりました、当初1,200万円を見込んでおりましたところが1,500万円ほどということです。

乗客数を説明いたしますと、令和4年度から令和5年度にかけて、広域線で4万人増、市内線で約7,500人増ということになっております。

議員がおっしゃられましたコロナ前と比較しまして、広域線については、ほぼ100%同水準に戻っております。

市内線につきましては、約80%の回復というふうに見込んでおります。

以上です。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

[発言する者なし]

ないようでございますので、以上で国道・交通対策課関係議案に対する質疑を終わります。

次に、経済部関係議案の審査に入りますので、執行部準備のため暫時休憩をいたします。

午前10時58分休憩

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

午前11時3分開会

藤田昌隆委員長

再開いたします。

審査に入ります前に、宮原部長より一言御挨拶をお受けしたいと思います。

宮原信経済部長兼上下水道局長

改めまして、おはようございます。

本日、建設経済委員会におきまして、御審議をいただきます経済部及び上下水道局関係の

案件につきましては、補正予算関係議案 5 件でございます。

主なものといたしましては、一般会計の農林水産業費につきましては、防災重点ため池整備事業に係ります、ため池の劣化状況評価、豪雨耐性評価等の実施について、国の今年度の予算を活用するため、令和 6 年度当初予算で計上予定でありましたものを今年度補正予算として計上させていただいております。

また、産業団地造成特別会計につきましては、新産業集積エリア事業地の造成工事におきまして、資材の導入が年度を越えることとなりまして、アサヒビール株式会社への今年度内の土地の引渡しが困難となりましたため、財源を組み替え、財産売却収入を減額するとともに、市債を増額することといたしております。

そのほか、主に事業費の決算見込みなどに伴うものでございます。

なお、事情によりまして年度内執行が困難な事業につきましては、繰越明許費の設定をさせていただきます。

詳細につきましては、各担当課長から御説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

藤田昌隆委員長

どうもありがとうございました。



農林課・農業委員会事務局

議案乙第 3 号令和 5 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 7 号）

藤田昌隆委員長

これより、経済部関係議案の審査を始めます。

農林課及び農業委員会事務局関係議案の審査を行います。

議案乙第 3 号令和 5 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 7 号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

庄山裕一農業委員会事務局長

それでは、議案乙第 3 号令和 5 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 7 号）のうち、農業委員会事務局関係分について御説明をいたします。

委員会資料の補正予算説明資料の 2 ページをお願いいたします。

まず、歳入につきまして、款17県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費県補助金、節1農業費県補助金の補正のうち、主なものといたしましては、説明欄2項目めの農地利用最適化交付金で、農業委員11名及び推進委員15名が取り組んだ農地集積や遊休農地の解消等の活動、成果実績に対する県の交付金を補正するものでございます。

次に、資料3ページをお願いいたします。

歳出の主なものにつきまして、款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費、節1報酬の補正につきましては、歳入で御説明いたしましたとおり、農地利用最適化交付金が、農業委員及び推進委員の活動に対する報酬の加算措置の交付金となっているため、併せて補正をするものでございます。

次に、節7報償費から節18負担金、補助及び交付金の減額は、決算見込みにより減額補正をするものでございます。

以上、簡単ではございますが、農業委員会事務局関係分の補正予算説明とさせていただきます。

楠和久農林課長

続きまして、農林課関係分について御説明いたします。

各科目において、決算見込みによる補正を行っておりますが、主なものについて御説明いたします。

まず、歳入の主なものについて御説明いたします。

委員会資料4ページをお願いします。

款14分担金及び負担金、項1分担金、目2災害復旧費分担金、節1農林水産施設災害復旧費分担金につきましては、事業費の確定見込みによるもの及び12月補正予算で計上しておりました蔵上井堰の災害復旧工事につきまして、繰越明許にて令和6年度中に完了する予定としておりましたが、令和6年度中に完了することが困難な見込みとなったため、令和6年度当初予算に改めて計上することとしたことにより減額するものでございます。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目6災害復旧費国庫補助金、節1農林水産施設災害復旧費国庫補助金につきましては、分担金と同じく、令和6年度当初予算に改めて計上することとしたことにより減額するものでございます。

5ページをお願いします。

款17県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費県補助金、節1農業費県補助金のうち、5項目めの農村地域防災減災事業補助金につきましては、防災減災事業として取り組む、ため池劣化状況評価業務に係る補助金でございます。

当初は、令和6年度当初予算に計上する予定でしたが、国の予算が前倒しされたため、令

和5年度補正予算に計上するものでございます。

項3委託金、目2農林水産業費県委託金、節1農業費委託金につきましては、下野町の経営体育成基盤整備事業に係る、今年度の登記事務の実績見込みに伴う補正でございます。

7ページをお願いします。

款23市債、項1市債、目9農林水産業債、節1農業債につきましては、下野地区で行っております県営経営体育成基盤整備事業の令和5年度分事業費実績見込みによる補正でございます。

目10災害復旧債、節1農林水産施設災害復旧債につきましては、国庫補助金と同じく、令和6年度当初予算に改めて計上することにしたことにより減額するものでございます。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

9ページをお願いします。

款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、節18負担金、補助及び交付金の説明欄1項目め鳥栖三養基有害鳥獣広域駆除対策協議会負担金につきましては、令和5年度における捕獲数に対する捕獲奨励金の負担金でございます。

11ページをお願いします。

目5農業生産基盤整備費、節18負担金、補助及び交付金の2項目め県営経営体育成基盤整備事業負担金につきましては、下野地区で行っております事業の令和5年度事業費実績見込みによる補正でございます。

次のページの主要事項説明書をお願いします。

令和5年度につきましては、揚水機場1か所、用水路及び農道の整備などを行っております。

14ページをお願いします。

目6農地等保全管理費、節12委託料の測量設計委託料につきましては、ため池劣化状況評価業務に要する費用の補正でございます。

歳入で説明いたしましたとおり、令和6年度当初予算に計上する予定でしたが、国の予算が前倒しされたため、令和5年度補正予算に計上するものでございます。

事業費については、令和6年度に繰り越すこととしております。

次のページの主要事項説明書をお願いします。

防災重点ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法の規定に基づいて、県が策定した防災工事等推進計画に基づき、ため池の劣化状況評価、地震・豪雨体制評価及び測量を実施するものでございます。

令和6年度は、7か所のため池について実施することとしております。

19ページをお願いします。

款11災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1農林水産施設災害復旧費、節14工事請負費の1項目め、6,000万円につきましては、蔵上井堰の災害復旧工事について、令和6年度当初予算に改めて計上することとしたため減額するものでございます。

2項目め、3項目めについては、実績見込みにより減額補正をしております。

20ページをお願いします。

繰越明許費について御説明いたします。

款6農林水産業費、項1農業費の老朽ため池整備事業につきましては、ため池の劣化状況等評価業務において、業務完了に必要な工期が年度内に確保できないため繰り越すものでございます。

以上、簡単ではございますが、農林課関係分の説明とさせていただきます。

藤田昌隆委員長

どうもありがとうございました。

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

和田晴美委員

9ページの鳥栖三養基有害鳥獣広域駆除対策協議会負担金、こちらは恐らく、イノシシ、アライグマの捕獲に捕獲頭数につき、支払ってる支出だと思うんですけども、これを捕獲するまでの経緯——以前も私の一般質問でお話しいたしましたけれども、鳥栖のほうでは経費を使うに当たって、被害金額など、いわゆる費用対効果、あまりにも……、見直したほうがいいんじゃないかなと思うんですけども。

この数字、この計画、補正のほうはそれを反映した分でしょうか。

費用対効果について、どのように考えてこの予算を補正されているか、お聞かせください。

楠和久農林課長

この補正については、費用対効果というよりも、捕獲の実績に基づいて算定をしております。

和田晴美委員

私としましては、被害者がいらっしゃるのであれば、その被害をきちんと把握して、それに基づいた捕獲実績っていうのがしかるべきだと思うんですけども、そうではなくて捕獲した者に支払うその前段階の計画について、お尋ねさせていただけないでしょうか。

楠和久農林課長

計画ということ……

和田晴美委員

御質問を説明し直すと、要は、このイノシシ478頭とかアライグマ71匹を捕るっていうのは、どこどこ被害のために捕るといふふうになってると思うんです。

私が言いたいのは、被害が減ってないと思うんですよね。

ずっとこうやってるので。

それがちゃんとできてるかっていうところで、すいません、ちょっとストレートな言い方になりますけれども、その計画がありますかという御質問になります。

楠和久農林課長

計画については、ここに挙げさせていただいております協議会のほうで策定をしております、それに基づき捕獲を行っていただいているという状況です。

和田晴美委員

これに関して最後の質問となりますけれども、その協議会の計画が適正で、この捕獲はもう妥当な捕獲数であるというふうな考えでよろしいでしょうか。

楠和久農林課長

有害鳥獣、農作物の被害防止のためにやっていただいて、適正にされているものと認識しております。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

ほかには。

[発言する者なし]

なければ、これで質疑を終わります。

以上で、農林課及び農業委員会事務局関係議案に対する質疑を終わります。

次に、商工振興課関係議案の審査に入りますので、執行部準備のため暫時休憩をいたします。

午前11時17分休憩

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

午前11時21分開会

藤田昌隆委員長

再開いたします。



商工振興課

議案乙第3号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）

藤田昌隆委員長

これより、商工振興課関係議案の審査を始めます。

議案乙第3号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼産業団地推進室長

3月補正予算中、一般会計、商工振興課関係分の主なものについて御説明をいたします。

委員会資料21ページをお願いをいたします。

まず、歳入について御説明をいたします。

いずれも決算見込みに伴う補正となっております。

次の22ページをお願いをいたします。

款23市債に関しましては、四阿屋周辺整備事業に伴う起債でございます。

次の23ページをお願いをいたします。

歳出でございます。

いずれも決算見込みに伴う減額補正でございます。

次の24ページをお願いいたします。

こちらも決算見込みに伴う減額補正となっております。

次の25ページをお願いをいたします。

節21補償、補填及び賠償金、市小口資金融資保証料に関しましては、貸付けの増加に応じた補正をするものでございます。

次の26ページをお願いをいたします。

節14工事請負費でございますけれども、四阿屋周辺整備事業での橋梁整備に伴いまして設置をしておりました迂回路の撤去費用の増加が主なものでございます。

次の27ページをお願いをいたします。

繰越してございますけれども、四阿屋周辺整備事業において、県の護岸工事と合わせて工

事を行っておりますけれども、橋梁上部工の工事を施工する県の工事と合わせて施工する必要がございますので、繰り越すものでございます。

以上、説明を終わります。

藤田昌隆委員長

説明が終わりました。質疑を始めます。

ないですか。

飛松妙子委員

26ページの四阿屋周辺整備事業、橋梁上部工事、迂回路撤去費用ということで増額されておりますが、四阿屋周辺整備事業で、住民の方への周知が行ってないとかいう話も聞いてたんですが、この工事が増額になることによって、予定よりも工期が延びたりとか、そういうのはどのようになってますか。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼産業団地推進室長

まず、周辺の方に周知が行ってないっていうのは、市の事業につきましては、ないものと考えておりますが、合わせまして県の護岸工事を県事業で行っておりますけれども、橋梁を設置するところよりも下流域の護岸工事のところ、一部、地元の方から御意見があったというふうには聞いておりますが、市の事業においては、全く良好に行っておるところでございます。

それとあと、工期につきましては、こちらのほうは、繰越しにも上げてますとおり、県の護岸工事と合わせて実施しないといけないんですけど、その関係で、工期のほうは延びる可能性があるかと思えます。

以上でございます。

飛松妙子委員

じゃあ工期の日程までは、まだ予定が立てられてないってことですね。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼産業団地推進室長

県の護岸工事も現在やっておるところでございます、どこまで進捗するかっていうのが、まだ明確には見えてないっていうことを聞いておりますので、そのところの調整次第かと思えます。

飛松妙子委員

分かりました。

野下泰弘委員

24ページ、歳出の空き店舗等活用支援事業補助金ですけど、これは1年を通してどれぐらいの補助金の利用があって、この300万円というのを——ちょっともう忘れてしまったんで

すけど、何件分の申込みが少なかったかっていうところを教えてくださいてもよろしいですか。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼産業団地推進室長

空き店舗補助金につきましては、まず、これを創設したいきさつにつきましては、市内中心市街地の空き店舗率っていうのを総合計画におけます指標の一つに置いておりまして、そういうこともございますけれども、まずもって、商工会議所のほうから、中心市街地の空き店舗の補助っていうのを検討してもらえないかという要望を頂いておりまして、令和5年度から新設した補助制度となっております。

会議所とも協議を行って補助制度をつくりまして、大体、中心市街地に年に3から5店舗ぐらい新規出店されてらっしゃるといふ数字を基に、1件当たり100万円の3件分、300万円を令和5年度予算化をさせていただいたわけなんですけど、会議所のほうに受付窓口を設けていただいて、会議所に補助するスキームで行っておりますけれども、令和5年度については、たまさかでございますが、該当になられる方がおられなかったということで、申請自体には至っていない状況となっております。

よろしいでしょうか。

野下泰弘委員

これですけど、商工会議所さんが窓口になってるということですよ。

確認なんですけど。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼産業団地推進室長

そのとおりです。

野下泰弘委員

そうしたら、今、商店街等も空き店舗が目立つんですけど、まず、商工会議所の会員さんになってなければ、あそこに相談に行くってことってかなり少ないと思うんですけど、その点どうですか。

開業するときっていうのは、サンメッセの鳥栖ビズのほうに相談に多分行くと思うんですけど、そこら辺どうですか。

樋本太郎商工振興課参事兼課長補佐兼商工観光労政係長

まず、周知のほうにつきましては、6月議会において補正予算としてさせていただきまして、議決いただいた後、7月にまず宅建協会さんのほうの会議で事業協力をお願いいたしております。

その後、鳥栖市はもとより、商工会議所のホームページ、それに加え、チラシにつきましては、野下委員御案内のとおり、鳥栖ビズのほうにも設置させていただきまして、商工会議

所と市役所に置いております。

それから、申請期間が7月から11月末までだったんですけど、申請がなかなか伸びない状況でございましたもんですから、1月前の10月から、さらに周知活動に力を入れ始めまして、ポスター等を作成いたしまして、中心市街地の不動産業者さんのほうにポスターの配布、それから、中心市街地のスーパーのほうでポスターの掲示の依頼、商工会議所におかれましては、会員さんへの再度の周知の徹底、そういった周知活動を行ったところでございます。

以上でございます。

野下泰弘委員

了解しました。

活用されていないのはびっくりしましたが、今後も周知のほうをお願いしたいと思えます。

ありがとうございます。

藤田昌隆委員長

ほかに。

[発言する者なし]

なければ。



議案乙第6号令和5年度鳥栖市産業団地造成特別会計（第3号）

議案乙第15号令和5年度鳥栖市産業団地造成特別会計（第4号）

藤田昌隆委員長

次、産業団地造成特別会計のほう、お願いします。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼産業団地推進室長

それでは、3月補正予算中、産業団地造成特別会計についてでございますけれども、議案乙第6号令和5年度鳥栖市産業団地造成特別会計（第3号）及び追加で提案をいたしました議案乙第15号令和5年度鳥栖市産業団地造成特別会計（第4号）を一括して御説明をいたします。

よろしく願いいたします。

委員会資料の28ページをお願いいたします。

まず、歳入について御説明をいたします。

款1 県支出金から款2 繰入金につきましては、決算見込みに伴う減額補正となっております。

次の29ページをお願いいたします。

市債の減額と土地売払収入を補正をしておりましたけれども、次の30ページをお願いいたします。

今年度末に予定をしておりましたアサヒビールへの2工区の引渡しでございますけれども、2工区の造成工事の中で、必要な資材のうち、一部水路の側溝のほうが、受注製品となっております。納品に約4か月ほど時間を要するということが判明いたしました。

そういったことを踏まえて、アサヒビールと協議、それから、調整を行った結果、2工区の引渡しを延期することとしたところでございます。

このことに伴いまして、財源を組み替えるための補正を追加して行うこととし、土地売払収入を減額、その分、市債を増額させることとしたものでございます。

次の31ページをお願いいたします。

歳出でございます。

節14工事請負費についてでございますけれども、造成工事費、1、2工区の決算見込みに伴います減額補正でございます。

節22償還金、利子及び割引料につきましては、地方債元金の償還金となっております。

次の32ページをお願いいたします。

利子の決算見込みに伴います減額補正となっております。

次の32ページをお願いいたします。

繰越しでございますけれども、アサヒビールへの土地の引渡しに伴いまして、確定測量等を行う必要がございますけれども、年度内に完了ができませんので、繰り越すものでございます。

以上、説明を終わります。

藤田昌隆委員長

これより質疑を行います。

齊藤正治委員

水路の側溝、現状は一応引渡ししたような感じに見えるあそこの水路の分というのは、どこの分になるんですか。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼産業団地推進室長

おっしゃられるとおり、1工区につきましては、年末をもってお金をお支払いいただいたものですから、引渡しを完了しております。

1工区はエリアの敷地でいうと、南側の3分の1程度と申していただけだと思います。

これにつきましては、12月の建設経済常任委員会の資料の中に、どこを引き渡すっていう資料がございますので、よろしければ、後ほど御覧いただければと思います。

そこについては、引渡しを行ってございまして、その資料にも書いております2工区——真ん中の工区が2工区と申していただけだと思いますが、その2工区の一部、50.7メートルの水路の側溝のことでございます。

以上でございます。

齊藤正治委員

分かりました。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

ほかに。

[発言する者なし]

なければ、商工振興課関係議案に対する質疑を終わります。



報告（商工振興課）

新産業団地の名称について

藤田昌隆委員長

ここで、議案外ではございますが、商工振興課より報告の申出がございまして、お受けしたいと思っております。

執行部の説明を求めます。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼産業団地推進室長

議案外でございますけれども、本年中に開通が予定をされております、小郡鳥栖南スマートインターチェンジに近接して開発を計画しております新産業団地の名称についてでございますが、今まで仮称ということで、頭に仮称をつけさせていただいておりますけれども、アクセス道路の開通もございまして、サザン鳥栖クロスパークと正式に本市にて名称を決定いたしましたところでございます。

以上、御報告といたします。

藤田昌隆委員長

何かこれに関して御意見がありましたら。

飛松妙子委員

この文字の字体は、これでいくってことですか。

太文字、何とか文字とかいろいろありますけど、字体はどんな感じですか。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼産業団地推進室長

それはフォントとかをおっしゃってあるということによろしいでしょうか。（発言する者あり）

いや、名称を決定したわけでございまして、そういった表記につきましては、それぞれ、その表記っていうか、看板といいますか、標識を管理する管理者のほうが、適切に、ユニバーサルとかそういったものにも配慮されて、デザインをされるものと認識をしております。

飛松妙子委員

では、鳥栖市として、看板を立てることはないってことですか。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼産業団地推進室長

今のところ、本市のほうで看板を立てるっていうことは考えてはおりません。

飛松妙子委員

分かりました。ありがとうございます。（「なし」と呼ぶ者あり）

藤田昌隆委員長

分かりました。

それでは、商工振興課関係議案に対する質疑を終わります。

次に、上下水道局関係議案の審査に入りますので、執行部準備のため暫時休憩をいたします。

午前11時38分休憩



午前11時41分開会

藤田昌隆委員長

再開いたします。



上下水道局

議案乙第7号令和5年度鳥栖市水道事業会計補正予算（第2号）

議案乙第8号令和5年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第4号）

藤田昌隆委員長

これより、上下水道局関係議案の審査を始めます。

議案乙第7号令和5年度鳥栖市水道事業会計補正予算（第2号）及び議案乙第8号令和5年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第4号）を一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

犬丸章宏上下水道局管理課長

ただいま議題となっております議案乙第7号令和5年度水道事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

補正予算説明資料の2ページをお願いいたします。

まず、収益的収支のうち、収入の主なものについて御説明いたします。

款1水道事業収益、項1営業収益、目1給水収益につきましては、給水水量の増加などによります水道料金収入の決算見込みに伴う補正でございます。

目2加入金につきましては、給水装置の新設等に係る加入負担金の決算見込みに伴う補正でございます。

目3受託工事収益につきましては、開発行為、雨水整備事業などに伴う受託工事に係る負担金の決算見込みに伴う減額補正でございます。

項2営業外収益、目2消費税還付金及び地方消費税還付金につきましては、消費税及び地方消費税還付金の決算見込みに伴う補正でございます。

資料の3ページをお願いいたします。

次に、収益的収支のうち、支出の主なものについて御説明いたします。

款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費のうち、動力費の減額につきましては、水源地、浄水場、送水ポンプ場の電気料の決算見込みに伴うものでございます。

薬品費の減額につきましては、水処理で使用します薬品代の決算見込みに伴うものでございます。

目3受託工事費につきましては、開発行為、雨水整備事業などに伴う受託工事費の決算見

込みに伴う減額補正でございます。

目4業務費のうち、委託料の減額につきましては、検定満期となる量水器の取替え業務に係る委託料の決算見込みに伴うものでございます。

目6減価償却費につきましては、水道施設に係る固定資産の減価償却費の決算見込みに伴うものでございます。

目7資産減耗費につきましては、配水管布設替えなどに伴う固定資産の除却費の決算見込みによる補正でございます。

項2営業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費につきましては、企業債利息の借入れ利率の確定などに伴う減額補正でございます。

資料の4ページをお願いいたします。

次に、資本的収支のうち、収入の主なものについて御説明します。

款1資本的収入、項1企業債、目1建設改良費等の財源に充てるための企業債につきましては、企業債の対象事業となります資本的支出の建設改良費を減額したことなどに伴う減額補正でございます。

項2工事負担金、目1工事負担金につきましては、開発行為、雨水整備事業などに伴う受託工事に係る負担金の決算見込みに伴う減額補正でございます。

項3他会計負担金、目1他会計負担金につきましては、消火栓設置に係る一般会計からの負担金の決算見込みに伴う補正でございます。

次に、資本的収支のうち、支出の主なものについて御説明いたします。

款1資本的支出、項1建設改良費、目1原水設備費のうち、委託料、工事請負費の減額につきましては、入札の執行などによる工事請負費等の決算見込みに伴うものでございます。

目2浄水設備費のうち、委託料の減額につきましては、入札の執行などによる委託料の決算見込みに伴うものでございます。

目3送配水設備費のうち、委託料の減額につきましては、入札の執行などによる委託料の決算見込みに伴うものでございます。

工事費の減額につきましては、配水管、導水管の布設替え工事費及び開発行為、雨水整備事業などに伴う受託工事費の決算見込みに伴うものでございます。

以上で議案乙第7号令和5年度水道事業会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

日吉和裕上下水道局事業課長

続きまして、議案乙第8号令和5年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第4号）について御説明させていただきます。

補正予算説明資料の5ページをお願いいたします。

まず、収益的収支のうち、収入の主なものについて御説明いたします。

款1 下水道事業収益、項1 営業収益、目2 他会計負担金につきましては、雨水事業に要する経費として、一般会計から受け入れる負担金の決算見込みに伴う減額補正でございます。

目4 その他の営業収益につきましては、浄化センターにおけるし尿受入れに係ります、一般会計から受け入れる負担金の決算見込みによる減額補正でございます。

項2 営業外収益、目3 他会計補助金につきましては、下水道事業会計の決算見込みに伴い、一般会計から受け入れる補助金を補正するものでございます。

目4 長期前受金戻入につきましては、浄化センターストックマネジメント事業の一部を翌年度に繰り越すことなどに伴う減額補正でございます。

資料の6ページをお願いいたします。

次に、収益的収支のうち、支出の主なものについて御説明いたします。

款1 下水道事業費用、項1 営業費用、目2 処理場費につきましては、浄化センターの維持管理業務に係ります委託料などの決算見込みによる補正でございます。

目7 資産減耗費につきましては、浄化センターストックマネジメント事業の一部を翌年度に繰り越すことなどに伴う減額補正でございます。

項2 営業外費用、目1 支払利息及び企業債取扱諸費につきましては、企業債利息の借入れ利率の確定などに伴う減額補正でございます。

資料の7ページをお願いいたします。

次に、収益的収支のうち、収入の主なものについて御説明いたします。

款1 資本的収入、項1 企業債、目1 建設改良費等の財源に充てるための企業債につきましては、建設改良費を減額することに伴う減額補正でございます。

項4 分担金及び負担金、目1 受益者負担金につきましては、下水道受益者負担金の決算見込みに伴う補正でございます。

次に、資本的収支のうち、支出の主なものについて御説明いたします。

款1 資本的支出、項1 建設改良費、目1 施設建設費につきましては、国道3号などの道路改良工事に伴う下水道移設工事の決算見込みによる補正が主なものでございます。

以上で議案乙第8号令和5年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。

藤田昌隆委員長

どうもありがとうございました。

これより質疑を行います。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、これで質疑を終わります。

以上で上下水道局関係議案に対する質疑を終わります。

次の項目として採決がありますが、上下水道局はこれで終了いたします。

暫時休憩に入ります。

午前11時51分休憩

oo

午前11時56分開会

藤田昌隆委員長

再開いたします。

oo

採 決

藤田昌隆委員長

これより採決を行います。

oo

議案乙第3号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）

藤田昌隆委員長

初めに、議案乙第3号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）についてお諮りをいたします。

本案中、建設経済常任委員会に付託された関係分につきましては、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

藤田昌隆委員長

続きまして、議案乙第8号令和5年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第4号）についてお諮りをいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



議案乙第15号令和5年度鳥栖市産業団地造成特別会計補正予算（第4号）

藤田昌隆委員長

続きまして、議案乙第15号令和5年度鳥栖市産業団地造成特別会計補正予算（第4号）についてお諮りをいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



藤田昌隆委員長

以上で当委員会に付託された補正予算議案の審査は終了いたしました。

本日議決した本案に対する委員長報告書の作成等につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。



藤田昌隆委員長

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の委員会を散会いたします。

午前11時59分散会

令和6年3月18日（月）

1 出席委員氏名

委員長 藤田昌隆

副委員長 飛松妙子

委員 小石弘和

委員 齊藤正治

委員 久保山日出男

委員 和田晴美

委員 野下泰弘

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

建設部長 中島勇一

建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長 三澄洋文

建設課長補佐兼庶務係長 下川広輝

建設課長補佐兼住宅係長 熊田吉孝

建設課営繕係長 犬塚毅

建設課整備係長 立石佳照

建設課長補佐兼スマートインターチェンジ推進室長補佐兼事業係長 杉本修吉

建設部次長兼維持管理課長 大石泰之

維持管理課長補佐 山下美知

維持管理課長補佐兼管理係長 江藤誠

維持管理課維持係長 天本清二

建設部次長兼都市計画課長兼駅周辺推進室長 向井道宣

都市計画課参事兼課長補佐兼公園緑地係長 本田一也

都市計画課長補佐兼計画係長兼駅周辺推進室長補佐兼駅周辺推進係長 木原智範

国道・交通対策課長 森岡敬晶

国道・交通対策課道路・交通政策係長 舟越健策

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主事 赤司和広

5 日程

建設課審査

議案乙第9号令和6年度鳥栖市一般会計予算

[説明、質疑]

維持管理課審査

議案乙第9号令和6年度鳥栖市一般会計予算

[説明、質疑]

都市計画課審査

議案乙第9号令和6年度鳥栖市一般会計予算

[説明、質疑]

国道・交通対策課審査

議案乙第9号令和6年度鳥栖市一般会計予算

[説明、質疑]

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

午前 9 時59分開会

藤田昌隆委員長

本日の建設経済常任委員会を開きます。

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

藤田昌隆委員長

審査に入ります前に、中島部長から一言御挨拶をお受けしたいと思います。
よろしく申し上げます。

中島勇一建設部長

建設部でございます。令和6年度当初予算について順次説明をさせていただきます。
御審議のほどよろしく願います。(発言する者あり)

藤田昌隆委員長

進めてよろしいでしょうか。

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

建設課

議案乙第9号令和6年度鳥栖市一般会計予算

藤田昌隆委員長

これより建設部関係議案の審査を始めます。
建設課関係議案の審査を行います。
議案乙第9号令和6年度鳥栖市一般会計予算を議題といたします。
執行部の説明を求めます。

三澄洋文建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長

おはようございます。
昨日は、雨の中、県道鳥栖朝倉線の開通式に御参加いただきまして、誠にありがとうございました。
立派に開通することができましたので、ありがとうございました。
それでは、議案乙第9号令和6年度鳥栖市一般会計予算のうち、建設課関係の主なものに

つきまして、当初予算説明資料に基づき御説明申し上げます。

まず、歳入について御説明申し上げます。

資料の2ページをお願いいたします。款15使用料及び手数料、項1使用料、目4土木使用料、節3住宅使用料につきましては、市営住宅の使用料でございます。

3ページをお願いいたします。款16国庫支出金、項2国庫補助金、目4土木費国庫補助金、節1道路橋梁費国庫補助金につきましては、田代大官町・萱方線などの道路改良事業等に係る国の社会資本整備総合交付金でございます。

事業の概要につきましては、歳出のほうで御説明させていただきます。

4ページをお願いいたします。款16国庫支出金、項2国庫補助金、目4土木費国庫補助金、節3住宅費国庫補助金につきましては、公営住宅の改善事業、木造住宅の耐震化促進事業及び空き家除却補助事業などに係る国の社会資本整備総合交付金でございます。

5ページをお願いいたします。款17県支出金、項2県補助金、目5土木費県補助金、節1住宅費県補助金につきましては、木造住宅の耐震化促進事業に係る県の補助金でございます。

その下、目3土木費県委託金、節1住宅費委託金につきましては、市営と県営が併設する公営住宅において、共有する部分に係る管理委託費の県からの委託金でございます。

6ページをお願いいたします。款22諸収入、項4受託事業収入、目1受託事業収入、節4土木費受託収入につきましては、国所管の轟木排水機場など8施設と、県所管の沼川排水機場など3施設の操作、管理等に係る国、県からの操作受託料でございます。

8ページをお願いいたします。款23市債、項1市債、目4土木債、節1道路橋梁債につきましては、道路改良事業等に係る市債でございます。

続きまして、歳出について御説明をいたします。

9ページをお願いいたします。款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費のうち、節2の給料から節4の共済費につきましては、建設部長及び建設課職員24名のうち、11名の人件費を計上しております。

節12委託料につきましては、轟木排水機場など市内12施設の操作、管理に係る地元への操作委託料でございます。

11ページをお願いいたします。款8土木費、項2道路橋梁費、目6道路整備交付金事業費につきましては、田代大官町・萱方線、国土交通省・今町線及び飯田・酒井東線などの道路改良事業に係る経費を計上しております。

これにつきましては、主要事項説明書にて御説明をいたします。

13ページをお願いいたします。まず、田代大官町・萱方線等道路改良事業でございます。

こちらにつきましては、引き続き物件移転補償、それから、用地取得に取り組むとともに、

池田下ため池公園前の交差点改良工事、それから、水路の拡幅工事及び旧アパート前付近の改良工事などを予定してるところでございます。

14ページをお願いいたします。続きまして、国土交通省・今町線でございます。こちらにつきましましては、令和5年度に実施の基本設計及び現況測量に基づきまして、詳細な計画内容を検討するため、詳細設計並びに用地測量などを予定してるところでございます。

それでは、11ページ戻っていただいでよろしいでしょうか。節18負担金、補助及び交付金につきましましては、飯田・酒井東線等道路改良事業がインターチェンジの設置に合わせて側道付け替え整備を行っているため、環境への影響を調査する費用について、NEXCO西日本への負担金を計上しております。

続きまして、12ページをお願いいたします。款8土木費、項2道路橋梁費、目7道路施設改良費につきましましては、山浦PAスマートインターチェンジ（仮称）について当該PA周辺の状況を把握し、当該箇所への設置の可能性及びスマートインターチェンジの接続道路についての検討を予定してるところでございます。

これにつきましても、主要事項説明書にて説明をいたします。

15ページをお願いいたします。今回、当該インターチェンジに係る基礎調査といたしまして、交通量の推計、周辺土地の状況調査などに加えまして、接続道路の選定、構造の検討及び整備による効果検証などを予定してるところでございます。

17ページをお願いいたします。款8土木費、項5住宅費、目1住宅管理費のうち、節2の給料から節4の共済費につきましましては、建設課職員24名のうち、13名分の人件費でございます。

節10の需用費のうち、修繕料につきましましては、市営住宅の修繕料を計上しております。

18ページをお願いいたします。款8土木費、項5住宅費、目1住宅管理費、節12委託料につきましましては、市営住宅の適正管理を行うための費用といたしまして、主に、給水施設や消防施設の保守点検、水道メーターの交換、住宅内の樹木管理などを計上しております。

節14工事請負費につきましましては、元町アパートにおける配線器具の取り替え工事を計上しております。

19ページをお願いいたします。款8土木費、項5住宅費、目2住宅改善費、節12の委託料及び節14の工事請負費につきましましては、市営住宅の改善事業といたしまして、施設の長寿命化や居住性、安全性向上を図るための必要経費を計上しております。

令和6年度につきましましては、主に委託料といたしまして、浅井アパート12棟の外壁改修工事、監理業務を予定しております。また、工事請負費といたしましては、浅井アパート12棟の外壁改修工事及び南部団地11棟のガス管給湯設備改修工事などを計上しております。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、木造住宅に対する耐震改修補助金及び空き家に対する除却補助金を計上してるところでございます。

以上、令和6年度の建設課関係分とさせていただきます。よろしく願いいたします。

藤田昌隆委員長

どうもありがとうございました。説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

和田晴美委員

すいません、御質問させてください。公営住宅の修理などありますけど、今度、能登震災で受け入れるというのをちらっと耳にしたんですが、鳥栖市の公営住宅にも受け入れるのかと、その受入れに差し当たって、一般の鳥栖の方の募集とどういうふうに調整を取るのかと、たしか年に2回募集ぐらいあったかと思うんですけども、その計画がこの工事とかみ合っているのかお聞かせいただければと思います。

藤田昌隆委員長

何ページに絡んだ話ですか。

和田晴美委員

ページというか、公営住宅の様々な修繕費があるので、5ページなどで、公営の維持管理等の何じゃれかんじゃれとかあるんですけども。すいません。ページまでチェックしていなかったの……。 (発言する者あり)

藤田昌隆委員長

和田議員、ちょっと見よってね。

齊藤正治委員

15ページの山浦スマートインター、この件について、事前調査の予算だと思うんですけども、ようやくついたなっていう感じがしているんですけども。

ただ、この山浦パーキングの必要性和、例えば、それに伴う新鳥栖駅とかそういったところの将来構想っていうのは、どういうふうに。ある程度概略でいいんですけども。

何でかって言うと、新鳥栖駅が生かされないと、せっかくのインターそのものが無駄になるって言ったらおかしいですけども。もともと新鳥栖駅が出来るときに、横旅って言って、商工会議所も含めて現在のインターを使って、大分方面とか長崎方面とか行くのに便利になるというような話があったんですけども。

今、そういう言葉さえもなくなって、現実的には、どういうふうに新鳥栖駅周辺を含めてどこまでそのアクセス道路をつなごうとしているのかということも含めて、今から調査されるんでしょうけれども。だけど、そういった構想が、ただ住民の要望があったからっていうことだけでつけられているわけではなかろうというふうに思うんですけども、そういった

点が分かれば、分かる範囲で教えてください。

三澄洋文建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長

今回のこの山浦スマートインターの基礎調査でございますけれども、議員御指摘の分で、例えば、新鳥栖駅の活用であったり、まちづくりの生かし方であったり、当然、インターチェンジ自体はあくまで道具であって、そういったものを生かすための手段であるということ認識はしております。

今回、この予算を上げさせていただいた分は、やはり今、山浦パーキング周辺で、例えば、インターチェンジを考えたときに、今、あの辺の現地が、高低差であるとか、周辺に文化財とかそういった史跡もあり、物理的に本当にできるのかってところが、正直私どもも分かっていなかったというところで。

今回、改めて現地を測量させていただいて、絵を描かせていただいて、こういった形で…、PAを使った形での接続の仕方であったり、それから延ばすアクセス道路の考え方であったり、そういったものを整理したいなというところで考えております。

今おっしゃってるような、まちづくりとしてどこをどう生かすのかっていうのは、今回のこの委託の中には考えていませんで、次のステップとして、例えば、新鳥栖駅を生かすとか、空いている土地を生かしながら開発をさせるとか、いろんな考えがあると思うんですけども。それについては、うちだけじゃなくて、例えば、総合政策課であるとか、ほかの課も一緒になって、庁内一体で考えていかなくちゃいけないかなと思ってますので、現状では、そういう考えでおります。

以上でございます。

齊藤正治委員

ありがとうございます。新鳥栖駅周辺は、現実的にはもう地区計画が動いているわけです。だから、その地区計画も、それに応じたような地区計画をしてもらわないと、単なる住居だけとか、そういうことでは生かすことがなかなか難しいというように思います。ですので、そこら辺は十分、都市計画課と打合せしていただくということになるかと思っておりますけれども。

もう一つは、新幹線の分岐駅の話ですけれども、鳥栖市そのものが、もう当然、西九州と九州新幹線の分岐駅ですよということに建前上なっていると思うんですけれども、現実的にはいろんな動きがあって、そういうふうにはなっていないということで。新幹線の分岐駅そのものを実際問題として鳥栖市としてはどういうふう考えているのか。難しい問題ではなからうかと思っておりますけれども、簡単だと思うんですけれども。なかなかそういうものがきちんと表明されないところがありますけれども。

藤田昌隆委員長

中島部長、答えられる？

中島勇一建設部長

なかなか難しい問題でございますけれども、今の時点では、県の方針も決まっていないところですので、鳥栖市としては、あくまで分岐駅といった認識で、市長のほうもお話ししたとおり、そういった認識でございますが、今は県のほうも判断ができかねているところですので、状況を静観しておくしかないかなというところでございます。

齊藤正治委員

今、静観してるっていう言葉が使われていて、鳥栖市はずーっと静観しているんですね。だから、どこかでやっぱり何らかの形で、鳥栖市は分岐駅をきちんともともとから要望——要望じゃないですけども、もう決まっているということ、やっぱり市長なり何なりが言う必要が、公に打ち上げろとまで言わんけれども。やっぱり、きちんとそういう考え方を示す必要があるんじゃないかなと思うっておりますけれども。

三澄洋文建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長

今、言われてるように鳥栖市としての立場、当然、分岐駅として必要であるというふうな認識は変わっていないということで思っていますので、今後、そういった話は上のほうとも話をするようになると思います。

ですので、今のところ、部長からそういった静観という話が出ましたので、今後動きがあれば考えていきたいと思えます。

以上です。

藤田昌隆委員長

すいません、ちょっと休憩に入ります。

午前10時19分休憩



午前10時20分開会

藤田昌隆委員長

再開します。

この山浦パーキングエリアスマートインターチェンジの基礎調査ということですが、約

1,500万円のお金をかけて、それで交通量、それから山の状況を調べると。

本来は、どういう構想があるから、ここにスマートインターが欲しいということが大本にないと、いろんなことはできないと思うんですね。特に、齊藤議員がさっき言われたように、最初は新鳥栖駅に直結するような大型バスとか、あれが直結していけば、鳥栖市内の交通量は渋滞が緩和されるというのが大きな目的だったと思うんですよ。

ところが、どうもちょっと違うような……、絵も描いていないし、そういったものは絵を描いた上で、この予算を計上すべきというふうに感じましたので、申し上げておきます。

特にまた今、新幹線の問題もありますし、やり方によっては、せっかく造った道路が、パーキングはもう何もならなかったとか、そういうことも可能性は十分あり得るわけです。

ですので、これに関しては、慎重に、ほかの部門と話し合いながら、ぜひ、進めていただきたいと、私は強く思います。

以上です。

齊藤正治委員

もう一回いいですか。一つは新幹線の問題の絡みですが、もう一つは、山浦パーキングからアクセス道路を新幹線に下ろしてくるじゃないですか、新幹線の周辺に。当然、そうなると思うんですけど。それで、国道34号までのアクセス道路を造るというよりも、今もここは県道が来ていますから、それをやっぱり、長崎線をオーバーで行ってもらって、新鳥栖駅のインターを造ってもらうというような形でしていかないと、また鳥栖駅みたいにどん詰まりというようなことになりかねないですから。

そこら辺も含めて、ぜひお願いしたいと思いますけれども。

小石弘和委員

この1,498万1,000円、これは何年間でするんですか。1年間で終わるわけですか。

杉本修吉建設課長補佐兼スマートインターチェンジ推進室長補佐兼事業係長

今回予算を計上させていただいております検証業務の委託料につきましては、令和6年度の1年間で予定しております。

小石弘和委員

じゃあ1年過ぎたら、大体の青写真くらいは出てくるわけよね。

杉本修吉建設課長補佐兼スマートインターチェンジ推進室長補佐兼事業係長

委託の中では先ほど申し上げましたとおり、パーキング周辺の構造であるとか、アクセス道路のルートの考え方、そういったものをお示しすることが目的となっております。

小石弘和委員

周辺を調査するというふうな形、これはあくまでも新幹線が新鳥栖駅に来るというふうな

ことで調査するんですか。それを頭に入れて、市としてはその調査をするというふうなことです。

三澄洋文建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長

今回の委託につきましては、先ほど言いましたように、まずはPA周辺の状況を見極めたいということからスタートしておりまして、当然、新鳥栖駅の分岐の話も将来的には出てくるとは思いますけれども、そこを踏まえてというところは、今のところは入っていない状況でございます。

以上です。

小石弘和委員

今、課長は将来的って言ったけど、現実的にもう目の前に来てるんですよ。将来的じゃないんですよ。これは国策ですよ。新幹線が武雄温泉、佐賀、新鳥栖駅に行くというようなことは国策ですよ。そのような条件を入れて、スマートインターの調査をすべきじゃないですか。

三澄洋文建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長

当然、そこが見えれば、そこを踏まえて検討することになると思いますけれども、現状では今のところそういう状況でございます。

小石弘和委員

もうそういうような答弁ではどうしようもないです。極論を言うと、1,498万円は山浦スマートチェンジができないような理由づけの予算じゃないかなと私は思います。

以上です。

飛松妙子委員

スマートインターに関連して、調査の内容を確認したいと思います。まず、交通量の推計というところで、推計の仕方は今までは多分通っている台数を数えるだけだったと思うんですが。今回、山浦のスマートインターということで、乗用車とトラックとを分けて通ることができるのか、また、スマートインターはトラックを含めたインターにするということを考えていらっしゃるのか。

それとも、ここを起点に考えたときに、近くに物流拠点とかいうのがあまりないと思いますので、その辺を含めて、乗用車関係を中心って考えていらっしゃるのか、そこも含めて調査をする予定なのか教えていただけますか。

三澄洋文建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長

今回の交通量調査につきましては、将来交通量の推計といいまして、当然、車がどういったトリップと申しますか、発着、発進する場所だとか、到着するのはどういった経緯で動い

ているのかというのをある程度見極めながら、将来的に、例えばここにインターができたときに、そこにどういった車に乗っていくのかという推計をやっていくような話になりますので、実態としての交通量推計をしながら、その推計を見極めていきたいと。

これにつきましては、当然、フルの車両でございます。大型車も含めてそういう検討、交通量調査も含めてやっていきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

飛松妙子委員

今、大型車両を含めての交通量ということで、そうなってくると、アクセス道路関係もそれなりの道路を造っていただかないと、またかなりの混雑にもつながってくると思いますので。

それで、交通量の推計の場所は何所ぐらいを予定されているのか、それとも、それはもう委託会社にお任せなのか教えてください。

中島勇一建設部長

今回は、広域検討という形になります。現況再現という形で、今、最新が平成27年の交通センサスかと思えますけれども、それに対して交通網図と、専門用語で針金図という言い方をしますけれども、幹線だとか市道だとか、どういった交通が流れているかっていう大枠の交通量があります。で、その中にもともと普通車、大型車っていう分けがございまして、さっきOD調査というお話をしましたけれども、まず現況再現っていうものをやります。要は、どこからどこまで行っているのかと、どういった方向に走っているのかという再現をしまして、それを将来交通、最新が42年だったかと思えますけれども、そこに乗せて、将来的にどういった効果が出てくるのかという再現をしていきます。

で、計画の補足をさせてもらいますと、今のスマートインターチェンジの調査というのは、国のほうの基準がございまして、準備段階調査というところにはまるのかどうか。要は、スマートインター自体を造ることが可能なのかという調査をやるということでございまして、いろんな基準がありますけれども、前後にもともとインターがございまして、そのインターと今回のスマートインターを付加して、要は交通が逃げていかないか、今の交通以上の出入りがあるかどうか、そういったところを含めて調査をしていくということでございます。

飛松妙子委員

大まかな場所が分かれば教えていただきたかったんですけど、そこはまた今からってことですか。

中島勇一建設部長

先ほど話したとおり、広域的にやるのでどのポイントというわけではございません。

広い範囲でどういうふうに交通が流れるか、で、そのインターがどう機能するかというのをやるということでございます。

藤田昌隆委員長

よろしいですね。

久保山日出男委員

今回のこの調査というものは、実際に建設が可能かということじゃなくて、申請を出す前の調査ということでしょう。

中島勇一建設部長

おっしゃるとおりでございます。

久保山日出男委員

そうしたら、それなりの言い方をせんと、できるものと思って、皆さんが調査を考えてあるから。

できるのかできないのか、国がそれに合致するのか、そういうことを委員の皆さんに言っていた中で、こういうことであるというような説明を明確にさせていただくと、それぞれの模索する考えがばらばらになりますので、その辺をきちっと言った上で、説明をお願いします。

三澄洋文建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長

おっしゃるとおりでございます。今回の調査自体が、まずは、この山浦パーキングエリアを使ったスマートインターチェンジが実現可能か、この可能性を探りたいというところからスタートしておりますので、そこはすみませんけれども、そういった認識でよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

小石弘和委員

9ページの土木総務費の人員費、給料、職員手当、共済費、旅費、建設部長及び建設課職員24名のうちの11人分というようなことは、11人分は建設課の分ですか。

三澄洋文建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長

おっしゃるとおりでございます。ここは建設課職員24名のうちの11名分ということで上げさせていただいてまして、残り13名分は、後ろのほうの住宅の予算のほうで計上をさせていただいております。

ページ数で言いますと、17ページのほうに残りの13名分は上げさせていただいているところでございます。

以上です。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

小石弘和委員

この7,248万3,000円、令和5年度と令和6年度で上がっているわけですか。

三澄洋文建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長

9ページの一番左側になりますけれども、土木総務費の目のところに、本年度が8,519万5,000円、前年度が8,481万2,000円で、38万3,000円上昇してるというところがございます。

こちらにつきましては、目の中身なので、全てがこの人件費を示しているわけじゃございませんけれども、そういった上昇部分があるということでございます。

小石弘和委員

それから、組織見直しが4月1日からあるというようなことでございます。

これはスマートインター推進室を国道・交通対策課に持っていくというふうなことは、どいうふうな意味合いがあるかなど。建設課から外すといういうことは、やはり道路面とかいろいろ関連が出てくるわけですよ。その辺、部長にお答えをお願いしたいと思います。

藤田昌隆委員長

ちょっと小石委員、ごめん、誰も……、何ページに関連して？もう全く関係なくて……

小石弘和委員

これ市報に載っとるけんが。

藤田昌隆委員長

市報、そうですか。答えられますか。

中島勇一建設部長

人事的なところなんで、人事を考えての配置だとは思われますが、国道・交通対策課が、私、国交省から来ていますけど、国の窓口ということで調整してございます。

そういった国の調整窓口として、今後、インターも設置するということで、国との調整がスムーズになるものということで、配置転換がされているものと認識しております。

以上です。

小石弘和委員

今の答弁を聞きますと、やはりインターチェンジは造るとできるというふうな感じでいいですか。

中島勇一建設部長

議会で答えている内容と同じになりますけれども、あくまで可能性の調査ということで、

次の計画準備段階というものがあくまで国費でありますので、国の準備段階というのに入るまでの広域調査というのを自治体でしなさいということになっております。そちらの可能性の調査ということになります。

小石弘和委員

そりゃあ言葉ではできるわけですよ。何でも言えるんですよ。そいけん、これはやはりきつちりと議事録に残しとかんといかんから、私はお聞きしているんですよ。

大体、新幹線は国策ですから、それを入れた調査をスマートインターはしなくてははいけないと私は思います。

以上です。

久保山日出男委員

私も同様の考えでございます。

野下泰弘委員

13ページの田代大官町・萱方線等道路改良事業で教えていただきたいのが、物件移転が2件で、このうち2件とも移転費用は入るのでしょうか。場所も含めて詳しくお願いします。

三澄洋文建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長

御指摘の物件移転の分でございますが、ここに挙げていますように、物件移転が2件というところで、1つが家屋で、1つが看板です。

そういったものがあるということで認識をよろしくお願いします。

以上です。

野下泰弘委員

そうすると、家屋の移転補償費がほぼほぼこの7,600万円で、看板の分が少額入っている感じですか。

三澄洋文建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長

移転補償は、家屋と看板以外にも、例えば電柱移設とかそういった補償物件もございますので、それが今回入っているところでございます。

以上です。

野下泰弘委員

ありがとうございます。あともう一点、ため池まででいいので、取得されてないところはパーセンテージでいうと、どれぐらい残ってるのでしょうか。

下川広輝建設課長補佐兼庶務係長

用地の進捗率ってということでお答えしたいと思います。全体件数が34件ありまして、現在32件、残り2件ということで、約94%となっております。

以上です。

野下泰弘委員

そうしたら、その残りの2件は、来年度に行けるような感じになってるんですか。

令和6年で94%で、残り2件ですよ。

この残り2件というのは、令和7年度には行けるような形ですか。

下川広輝建設課長補佐兼庶務係長

残り2件は令和6年度予算で計上しております。

以上です。

和田晴美委員

すみません、私の先ほどの続きに戻ります。

18ページから19ページに、南部団地や浅井アパートなどのアパート関係の予算をつけていただいておりますが、恐らく一般的な募集の分も合わせて計画されて、工事もされると思うんですけれども。

能登半島の関係で鳥栖市も受け入れるっていうふうに最近小耳にしたので、関連にはなりますけれども、あるかないかも含めて、能登半島の方を受け入れるのか、受け入れるんだしたら一般の募集も含めてどういうふうに計画を立ててされるのかを教えてください。

三澄洋文建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長

今回の震災の分での受入れを近隣の市町さんもされているところで、鳥栖市も受入れを準備しております、3軒分計上させていただいております。

これは広報でお知らせをさせていただいて、3軒分で募集をさせていただいてますけれども、現在そういった話は伺っておりません。

以上です。

藤田昌隆委員長

ほかにありませんか。

[発言する者なし]

以上で、建設課関係議案に対する質疑を終わります。

次に、維持管理課関係議案の審査に入りますので、執行部準備のため暫時休憩をいたします。

午前10時40分休憩



午前10時48分開会

藤田昌隆委員長

再開いたします。



維持管理課

議案乙第9号令和6年度鳥栖市一般会計予算

藤田昌隆建設経済常任委員長

これより、維持管理課関係議案の審査を始めます。

議案乙第9号令和6年度鳥栖市一般会計予算を議題といたします。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

それでは、令和6年度鳥栖市一般会計予算のうち、維持管理課関係分の主なものについて御説明申し上げます。

20ページをお願いいたします。歳入の主なものについて御説明いたします。

款15使用料及び手数料、項1使用料、目5土木使用料、節1土木管理使用料につきましては、市道占用料及び公有水面使用料の令和6年度収入見込みでございます。

続きまして、21ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目4土木費国庫補助金、節1道路橋梁費国庫補助金につきましては、橋梁長寿命化事業及び通学路緊急対策事業に係る国の補助金でございます。中身につきましては歳出で説明いたします。

22ページをお願いいたします。款23市債、項1市債、目4土木債、節1道路橋梁、道路橋梁債につきましては、橋梁長寿命化事業など、道路改良事業に係るものでございます。

次に、節2河川債につきましては、河川改修等の緊急自然災害防止対策事業などの起債事業に係るものでございます。

続きまして、歳出でございます。

23ページをお願いいたします。款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費、節10需用費につきましては、道路照明灯の電気料及びトイレ施設等の上下水道使用料などの光熱水費

が主なものでございます。

24ページをお願いいたします。項2道路橋梁費、目1道路橋梁総務費のうち、節2給料から節4共済費につきましては、維持管理課職員14名分の人件費を計上いたしております。

節12委託料につきましては、道路台帳修正委託料等を計上いたしております。

25ページをお願いいたします。目2道路橋梁道路維持費の主なものですが、節1報酬及び節3職員手当等につきましては、道路パトロール、草刈り等の作業員としての会計年度任用職員3人分の人件費を計上いたしております。

節10需用費につきましては、修繕料につきましては、市道側溝等、道路構造物の破損等に対応するための修繕料でございます。

26ページをお願いいたします。節12委託料の主なものといたしましては、市道のり面等の草刈りや市道緑地帯、街路樹などの草刈り委託料、緑地帯等管理委託料、また、市道のパトロール及び舗装の簡易補修を行う舗装路面補修委託料などを計上いたしております。

節14工事請負費につきましては、道路側溝の新設や布設替えに係る費用を計上いたしております。

節17備品購入費につきましては、市道及び河川等のり面草刈りの効率化と作業時の安全対策のため、ラジコン草刈り機の購入費を計上いたしております。

27ページをお願いいたします。目3道路舗装費、節12委託料につきましては、今後の舗装改修事業の候補路線の検討のため、舗装の損傷程度の把握などの調査に必要な経費を計上いたしております。

節14工事請負費につきましては、単独費としましての道路舗装工事、市内一円及び舗装長寿命化事業、並びに補助事業の舗装工事費を計上いたしております。

このうち補助事業につきましては、28ページをお願いいたします。主要事項説明書でございます。図で表しておりますとおり、永吉・重田線の舗装工事を予定しております。赤でお示しておりますとおり、国道500号側から南に370メートルの区間の舗装打ち替えを実施する予定といたしております。

27ページにお戻りください。目4橋梁維持費、節12委託料及び節14工事請負費につきましては、橋梁長寿命化事業に係る経費を計上いたしております。

29ページの主要事項説明書を御覧ください。橋梁長寿命化事業につきましては、対策が必要な124橋のうち、社会的影響度の低い橋梁を除く74橋について、優先度を踏まえ、修繕、設計及び定期点検等を行っていくものでございます。

令和6年度は、図に示しておりますとおり、改修工事3橋、定期点検117橋を予定しております。

続きまして、30ページをお願いいたします。目5交通安全対策事業費、節7報償費につきましては、交通安全指導員謝金として64名分の経費を計上いたしております。

節10需用費の主なものにつきましては、交通安全指導員の被服費、啓発用グッズなどの経費を計上いたしております。

節12委託料の主なものにつきましては、駅前駐輪場の整理及び指導委託料として、鳥栖駅、麓駅、弥生が丘駅前の駐輪場の整理に要する経費を計上いたしております。

節13使用料及び賃借料の主なものにつきましては、市内の街路灯について、リース契約による一括LED化に要する経費を計上いたしております。

次のページの主要事項説明書をお願いいたします。

現在、市が管理いたします街路灯3,094基のうち、既にLED化が済んでおります427基を除く2,667基につきまして、リース契約によるLED器具へ交換するものでございます。

なお、LED器具設置後の維持管理につきましては、LED化が進んでおります427基を含めた総数3,094基を一括して行うものと予定しております。

本事業に要する経費といたしましては、10年間のリース契約で総額1億6,800万円となり、令和6年度につきましては、LED器具交換までに約半年を要することから、残り半年分のリース料といたしまして、840万円を計上いたしております。

なお、令和7年度から令和16年度までの残り9.5年分、1億5,960万円につきましては、債務負担行為を計上いたしております。

資料33ページをお願いいたします。節14工事請負費及び節16公有財産購入費につきましては、防護柵や区画線等の交通安全施設工事費のほか、通学路緊急対策事業に係る経費を計上いたしております。

次のページをお願いいたします。交通安全対策事業のうち、通学路緊急対策事業につきましては、令和3年度の通学路合同点検において、今泉・安楽寺線の五領橋付近の横断歩道がカーブ区間であるため、車両からの児童の視認性が悪く、交通事故の恐れがあるとの指摘を受け、横断歩道を移設することで安全対策を実施するものでございます。

事業内容といたしましては、横断歩道を現在の位置から、移設するまでの区間約40メートルにおいて歩道を新設するため、用地の取得及び歩道設置工事を行うことといたしております。

33ページにお戻りください。項3河川費、目1河川改良費、節12委託料につきましては、準用河川の草刈り委託料及び大野川の改修に係る調査設計委託料を計上いたしております。

節14工事請負費につきましては、河川や水路等のしゅんせつ、改修に要する経費を計上いたしております。

35ページの主要事項説明書をお願いします。事業内容といたしましては、近年多発する大雨被害の軽減を図るため、麓地区を流れる準用河川向原川、浦田川のしゅんせつ等に係る費用、次に、大野川のウグメ田団地付近の護岸改修、防災ため池工事として古賀第1ため池の改修、排水路のしゅんせつ整備工事に係る経費を計上いたしております。

このうち、古賀第1ため池につきましては、右側の平面図及び真ん中の断面図のとおり、農業用ため池である古賀第1ため池に災機能を付与して調整池に機能転換するための改修及びしゅんせつ、それから堤体の補強工事等を予定いたしております。

36ページをお願いいたします。款11災害復旧費、項2土木施設災害復旧費、目1土木施設災害復旧費、節12委託料及び節14工事請負費につきましては、災害時の応急対応等を迅速に行うため、被災箇所の調査設計等に係る委託料及び復旧工事費を計上いたしております。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

藤田昌隆建設経済常任委員長

どうもありがとうございました。説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

小石弘和委員

歳出の人件費の中で8,757万6,000円。令和5年度はもう少し低かったと思うんですよ。令和5年度はお幾らやったですか。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

すいません、数字は今ちょっと手元に持ち合わせておりませんが、人数については13人分で計上いたしておりました。

小石弘和委員

今度は14名になるわけですか、1名増員というふうな形になるわけですか。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

新年度から流域治水対策室というのが維持管理課に課内室として設置される予定でございますので、その分の増員と考えております。

以上です。

小石弘和委員

部長さんにお聞きしたいんですけど、維持管理課に新たに設置される流域治水対策室はどのような仕事をされるんですか。

中島勇一建設部長

都市計画課でじきに話があるかと思いますが、3Dマップを来年度作成するようにしています。

具体的には、内水の対策、特に17号線の付近とか旭、あの辺りが冠水していますんで、そ

ういったところの内水のハザードマップに至るような内水シミュレーションを今後行うような形になってまいります。それに対して、今後の対策を行っていくといった検討をするために流域治水対策室というものができるようになっております。

小石弘和委員

13名から14名に増員というふうなことになって、多分、維持管理課に配置される人数じゃないのかなというふうに私は思ってたんです。

今度は流域治水対策室をつくれば、現状、13名のうちに欠員があるわけでしょう。今の状況なら維持管理課はパンク状態じゃなかですか。維持管理課が一番——市民の要望とか、区長さんの要望とかいっぱいあるんですよ。件数は分かりませんが、未解決の1億円ぐらいの残が残っているんですよ。これはもう、10年ぐらい前からの話ですよ。人数がいなければ、この維持管理課はどうしようもないですよ。

新しい室をつくるって、1名増加になっていますけど、もう結局、技術の職がないわけです。

そうならば、来年度からは技術職の人を入れていただくものなのか。

そして新しい人ではどうにもならん。私もよく用事があるから行きますけど、誰もいないんですよ。誰もいないんです。女の子1人ですよ。

どこに出てありますかって聞いたら、現場に行っているって。市民の皆さんの要望で行っていますって。

こんな状況で1名増やすにしても、それはいいことだと思うんですけど、新しいところにそれをつけられても、これは維持管理課はやっていけないんじゃないかなと私は思うんですよ。パンク状態ですよ。

部長さん、これは意見じゃないですよ。部長さんは技術職ですか、一般職ですか。

中島勇一建設部長

技術職でございます。

小石弘和委員

技術職なら分かるでしょう。

一般質問の答弁でもあったように、維持管理課は7名。7名の建設、土木の技術職がおると。

現在の土木職の技術者は何名ですか。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

今の時点で維持係の5名、1人退職しまして、もう一人は今、管理係のほうに配属しておりますので、維持係の技術職としては課長補佐入れて今5名です。

以上です。

小石弘和委員

今、一番忙しいのは維持管理課と建設課ですよ。てんてこ舞いですよ。私も建設経済委員ですからよく見ます。空っぽですよ。

市民の皆様の要望に、この1名の増加で足りるわけなかでしょうもん。

新しいところに配属する技術職もない。ある程度、五、六年たった人が退職されるといふふうなことも聞き及んでいますよ。新人が来て、どこができますか。

藤田昌隆委員長

小石委員、要望という形でちょっと締めていただけますか。

小石弘和委員

要望じゃない。私は予算が上がった関係で、これだけでは私はできないっていうようなことを言っているんですから。予算が上がっても、1名の予算しかないんじゃないですか。維持管理課のもともとのところを私は訴えているんですよ。人数がどうかありませんかって言いよるんですよ。そのくらいの予算を組んでもいいんじゃないですか。令和5年度と令和6年度の予算で、たった1人分の予算しか上がっていない。

これは要望じゃないですよ。切実な問題を私は言いよつとです。

藤田昌隆委員長

暫時休憩します。

午前11時6分休憩



午前11時11分開会

藤田昌隆委員長

再開します。

小石弘和委員

議事録に残るようなことはもう言いません。

今言ったことを十分にやっぱりトップの方に伝えるか、それか維持管理課の1名の増員を、もう少し入れていただく。

そういうふうなことをやらんと、はっきり言って、維持管理課潰れますよ。

病人が出ますよ。それだけ言っときます。

以上です。

藤田昌隆委員長

ほかに。

久保山日出男委員

26ページの備品購入の中のラジコン草刈り機はどんなものか、説明できればお願いします。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

今予定しておりますのは、いわゆるリモコンで操作できる草刈り機でございます。自走式で動いていくやつです。

昨年の夏場に作業員さんが滑って、草刈り機を担いだまま転がったという件もあり、幸いけがはなかったんですけども、そういったものもあっておりますので、職員の作業の効率化と作業員の安全対策ということで、自走式でリモコンで草刈りをできるものを購入したいと考えております。

以上です。

久保山日出男委員

分かりました。中型ぐらいの程度のあれですね。安全対策のためも含めて、そういうことですね。どんなもんかなと思ったもので、すいません。

藤田昌隆委員長

ほかに。

和田晴美委員

すいません、再確認です。本年度にそういうふうな、「新年度」と呼ぶ者あり)

新年度？R6であるということですか。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

令和6年度で現時点では、今、申し上げました水屋町のところで予定している箇所がございます。

以上です。。

野下泰弘委員

31ページの道路照明のLEDですけど、数が2,667基交換されるっていう記載があるんですけど、もう半年で間違いなく終わるということでよろしいですか。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

はい。今まで道路照明、要は交差点などにあるオーバーハング式の自立柱などの照明灯を中心にLED化しております。それが427基のほうですけども、残りの多いのが電柱に共架

してる照明、道路照明、街路灯でございます。それが中心になりますので、そういったものを半年で取り替えていくということを計画しているところでございます。

野下泰弘委員

半年で終わるということで、相談を受けているのが、今年、国スポ・全障スポがある中で、駅周辺の飲食店さん、特に駅から南ですね——鳥栖駅南、非常に暗いっていう相談を受けて、もし間違いなく国スポ・全障スポまでに終わるっていいのであればいいと思うんですけど。不安というのがあれば、やはり優先して、交換のほうをお願いしたいなと思います。

以上です。

江藤誠維持管理課長補佐兼管理係長

商店街の前というところ、県道のところかと思うんですけども。県道のところは、佐賀県のほうにおいてLED化を順次行っていく予定と、平塚交差点までですね。それで来年度から駅のほうからやられるというふうには聞いております。国体というところで、非常に大きなイベントもありますので、その辺りは、県のほうにも、なるべくそういった御要望も含めて、進めていただけるようお願いしたいと考えております。

野下泰弘委員

ぜひお願いしたいと思います。ただ、駅から南の京町って言われるところは、恐らく市道が多いと思うんですよ、中の通るところは。商店街側、店舗がいっぱいひっついているんですけど、中のほうはかなり暗いので、もし市が管理するものがあれば、先にお願いしたいと思います。

藤田昌隆委員長

ほかに。

飛松妙子委員

33ページの交通安全施設の整備事業で、今泉・安楽寺線が横断歩道の改善をされるということですが、これは横断歩道を消して白線を塗るってということですか。横断歩道を造るということですか。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

34ページを御覧いただければと思うんですけど、34ページに図示しておりますとおり、ちょうど橋を渡った先のカーブのすぐのところまで横断歩道がございます。

それをちょうど直線部の真ん中の付近に……（「鳥栖市が横断歩道を造るってということですか。白線を塗る？」と呼ぶ者あり）

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

この事業で今の横断歩道を消して、新しいところに描き直すということでございます。

飛松妙子委員

白線って鳥栖市が造ることができるんですか。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

通常は警察が横断歩道は管理するものでございますけれども、例えば、舗装をやり替えるとか、こういった交通安全事業で市で行いますといった場合については、市でも移設は可能でございます。なおかつ、警察との協議も行っております。

以上です。

飛松妙子委員

分かりました。その確認でした。ありがとうございます。

それと35ページの河川浚渫改良事業で大野川等の改修でウグメ田地区がありますけれども、これは令和6年度で工事が完了できるのか。

もしできないとしたら、どのあたりの工事をされる予定なのか教えていただけますか。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

いわゆるウグメ田団地、住宅のすぐ脇のところの護岸の改修に来年度から入っていく予定にしております。護岸改修ですので、どうしても事業が渇水期、要は冬場に偏ります。延長が長うございますので、単年度では終わらないと思っております。

来年度は仮設の工事を中心に行いまして、令和7年度で護岸を組むというような工事を進めたいと考えているところでございます。

飛松妙子委員

ということは、仮設工事を令和6年度で設置をして、令和7年度で完了する。その仮設はいつまでにできるんでしょうか。令和6年度中までかかるということですか。

山下美知維持管理課課長補佐兼維持管理係長

大野川の仮設工事につきましては、非出水期に行う必要がございますので、発注に関しましては夏場ぐらいに行う予定をしております。準備等々を含めて、水が要らない秋口程度から行う予定と。年度いっぱいを予定しております。

以上でございます。

飛松妙子委員

ここは浸水地域、床上、床下浸水地域でもありますので、多分住民の方がやっぱり毎年心配をされていらっしゃる。

ですので、一日も早い設置をお願いしたいんですが、その前に設置が秋からということであれば、ここの対策を、川のしゅんせつを含めてよろしくお願ひしたいと思ひます。

あと最後にもう一点だけ。

26ページの監視カメラですが、今7か所設置していただいて、カメラを使用している中で、破損とか壊れたとか不具合があるとか、そういうことは今までにありましたでしょうか。

またそれと同時に、今後この監視カメラがさらに重要になるところの想定とかいうのがありますでしょうか。

大石泰之建設部次長兼維持管理係長

監視カメラにつきましては、石橋川の今泉のセブンイレブンから下ったところにつけているものが、設置当初、想定以上の浸水により水没して使えなくなったことがございました。

ですので、それは今より高い位置に上げております。それ以外では今のところ大きな不具合等はございません。

主要な冠水箇所について監視するためにカメラをつけております。そのほかの県による河川の増水状況を監視する装置なども水位計などもつけていただいておりますので、そういったものと組み合わせて監視をしていくと。

まだ今のところ新たな場所を想定しておりませんが、必要になれば、またそれについても設置について検討していきたいと考えております。

以上です。

飛松妙子委員

分かりました。職員の方の安心、安全のためにも、ぜひよろしく願いいたします。

ありがとうございます。

小石弘和委員

最後です。私は委員会の中で、維持管理課の人事の問題を言いました。私は甘えた考えで物を言っていないわけ。現実を見て、私はお話をさせていただきました。

これはやはり適正な人事の配置をお願いしたいというふうなことを、私は委員会の総意で訴えたいと思います。

よろしく委員長さん、お願いをいたします。

藤田昌隆委員長

了解いたしました。

齊藤正治委員

例えば、委員長報告とか、そういったところで織り込んだところで、こういうふうに委員会の総意で決したということ、執行部、市長はじめ、理解をいただきたいということで、言えば、問い合わせがあるかと思えますので、よろしく願いします。

藤田昌隆委員長

分かりました。これはきちんと委員長報告の中に入れさせていただきますので、よろしく

お願いします。きちんと相談しながら、つくり上げていきますので、よろしくをお願いします。

それでは、以上で維持管理課関係議案に対する質疑を終わります。

次に、都市計画課関係議案の審査に入りますので、執行部準備のため暫時休憩をいたします。

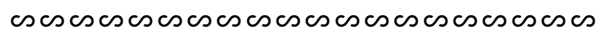
午前11時26分休憩



午前11時26分開会

藤田昌隆委員長

再開いたします。



都市計画課

議案乙第9号令和6年度鳥栖市一般会計予算

藤田昌隆委員長

これより都市計画課関係議案の審査を始めます。

議案乙第9号令和6年度鳥栖市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

向井道宣建設部次長兼都市計画課長兼駅周辺推進室長

それでは、議案乙第9号令和6年度鳥栖市一般会計予算中、都市計画課分の主なものについて申し上げます。

資料は建設経済常任委員会予算説明資料に基づき、お願いいたします。

37ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款15使用料及び手数料、項1使用料、目5土木費、土木使用料、節2都市計画使用料につきましては、公園使用料、鳥栖駅西駐車場、鳥栖市駅西広場に係る使用料でございます。

続いて、38ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目4土木費国庫補助金、節3都市計画費国庫補助金の社会資本整備交付金につきましては、総合交付金につきましては、都市公園事業として受け入れるものでございます。

都市再生推進事業補助金は都市計画図の更新及び3D都市モデル整備事業として受け入れるものでございます。

続きまして、40ページをお願いいたします。

款23市債、項1市債、目5土木債、節3都市計画債につきましては、先ほど申し上げました、都市公園事業に係る起債でございます。

次に、41ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款6土木費、項4都市計画費、目1都市計画総務費、節1報酬につきましては、都市計画審議会の委員報酬でございます。

続きまして、節2給料から節4共済費までは職員16名分の人件費に要するものでございます。

節12委託料につきましては、主要事項説明書をお願いいたします。

資料の43ページをお願いいたします。

事業名、都市計画図更新及び3D都市モデル整備事業。

目的といたしましては、都市計画図の更新に合わせまして、大雨災害によって発生が予測される災害リスクを分かりやすく可視化することで、防災意識の高揚を図るとともに、今後の浸水対策を検討する際に必要となる3D都市モデルの整備を行うものでございます。

42ページにお戻りください。

節13使用料及び賃借料につきましては、都市計画審議会の視察研修の際のバスの借上料でございます。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、全国都市計画協会負担金及び開発行為に伴う接続道路整備補助金でございます。

次に、44ページをお願いします。

目2公園管理費、節1報酬から節8旅費につきましては、会計年度任用職員2名分の人件費でございます。

節10需用費につきましては、公園管理に必要な消耗品、光熱水費、修繕料等でございます。

節12委託料につきましては、市民公園樹木剪定費用に要する経費。

また、公園管理委託料といたしまして、公園の年間管理、清掃、樹木伐採等でございます。

45ページをお願いいたします。

節14工事請負費でございますけれども、公園整備事業費として公園遊具の改修工事等を予定しております、具体的には真木町児童遊園等の遊具の改修、それから田代外町児童遊園のフェンス設置等を行うことといたしております。

節16公有財産購入費につきましては、資料50ページをお願いいたします。

図面の赤く着色した部分でございますけれども、今泉町のいずみパークに隣接する鳥栖駅東都市整備用地、現在これは開発公社が所有しておりますけれども、その733平米を買い戻すものでございます。

46ページにお戻りください。

目4緑化推進費、節7報償費、節10需用費につきましては、花とみどりの祭りの開催に要する経費などがございます。

節12委託料につきましては、市民公園、中心市街地等へのフラワーポットなどの花苗移植でございます。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、花とみどりの推進協議会の補助金で、令和6年度は市制施行から70年を迎えるため、市制施行70周年記念事業として開催するものでございます。

47ページをお願いいたします。

目6まちづくり推進費、節12委託料につきましては、主要事項説明書をお願いいたします。

49ページでございます。

事業名、鳥栖駅周辺整備事業。

事業の目的といたしましては、鳥栖駅など鉄道施設で分断されている中心市街地の東西連携などの課題解決に向けた取組、施策として、鳥栖駅東の利便性向上などを目的とした短期施策の検討を行うものでございます。

事業の内容といたしましては大きく2つございまして、1つ目は鳥栖駅西広場等の維持管理に必要な経費を計上しており、2つ目は鳥栖駅東の短期施策の事業化に必要な経費を外部有識者会議の開催に必要な経費を含め計上しているところでございます。

48ページにお戻りください。

節16公有財産購入費につきましては、これも51ページをお願いいたします。

京町でございますけれども、鳥栖駅西側、図面でいうと斜線の部分の鳥栖駅西市街地整備用地984.9平方メートルを買い戻すものでございます。

以上、簡単でございますけれども、都市計画課の説明といたします。

よろしくをお願いいたします。

藤田昌隆委員長

どうもありがとうございました。それでは、質疑に入ります。

和田晴美委員

46ページの花とみどりの推進協議会の補助金で、市制70周年に向けて190万円つけていますけれど、これについての詳細の御説明をお願いできますでしょうか。

何をするのか。

本田一也都市計画課参事兼課長補佐兼公園緑地係長

本年度が市制70周年記念事業ということで、花とみどりの祭りを11月に開催する予定ですが、まず詳細の内容については、毎年行っている花とみどりの祭りプラス、花の絵というのを今回——国スポ大会が9月末ぐらいからあると思うんですけど、それに向けて、それプラス祭りまでの期間をフラワーポットで会場の周辺の飾りつけをします。

プラス花の絵、今でいうインスタ映えする花の絵とか、その絵で記念撮影とか、そういったことを予定いたしております。

以上です。

和田晴美委員

御説明ありがとうございます。

そうしたら、70周年と言ったので、私は文化祭のある日のことだと思っていたんですけども。

御説明によると、国スポの期間からこれをするということでよろしいわけですね。

終了が大体11月半ばぐらいで終わりということでよろしかったでしょうか。

本田一也都市計画課参事兼課長補佐兼公園緑地係長

そのとおりでございます。

以上です。

藤田昌隆委員長

ほかに。

野下泰弘委員

まず、47ページです。鳥栖駅周辺調査委託料4,684万4,000円ですけど、この短期施策事業化検討業務、実際には、どういったところが行われるのか。今上がってる5案に対して、どこまで検討されていくのかという御説明をお願いします。

木原智範都市計画課長補佐兼計画係長兼駅周辺推進室長補佐兼駅周辺推進係長

鳥栖駅につきましては、鳥栖駅東短期施策検討会の中で検討を行っております。

5案で比較検討を行っております。

今後は、その案について、より具体的な概略検討を行うとか、また、実際検討するに当たって必要となる交通量調査などの利用実態調査を行いながら、より実現性のある案について検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

野下泰弘委員

その5案の概略っていうところで、その検討会の資料の中で、できることとできないことってというのが、たしかあったと思うんですね。

例えば、地下通路ができる、できないとか。

そこまで今回の費用で、できる、できないという判断ができる資料が出てくるということでしょうか。

木原智範都市計画課長補佐兼計画係長兼駅周辺推進室長補佐兼駅周辺推進係長

検討会の中でお示しした課題が可能かどうかということも含めまして、構造的なことについても、踏み込んで調査をしていきながら、実際、どのようなものができるかというものを検討していきたいと考えております。

野下泰弘委員

再確認ですけど、あくまで5案全てについて、今回出てくると。その中で、5案あるから、含めて、4,600万円というところでよろしいですか。5案全てそういう検討がされるということですか。

木原智範都市計画課長補佐兼計画係長兼駅周辺推進室長補佐兼駅周辺推進係長

5案といいましても、橋上案なり地下通路案なり、共通しているものがございまして、それぞれ進めるためには、可能かどうかという構造の検討を行ってきたいと思っております。

小石弘和委員

木原係長さんから答弁を頂きました47ページで、まちづくり推進費の23万1,000円とか、一般旅費の44万4,000円、それから、鳥栖駅周辺委託料の4,684万4,000円。これは組織機構の見直しになりますと、政策部に行くんじゃないですか。都市計画課から外れるんじゃないですか。

向井道宣建設部次長兼都市計画課長兼駅周辺推進室長

今度の4月の機構改革で、駅に関しては政策部に行くものでございまして、予算については、まだ今の段階では、都市計画課についているということでございます。

以上です。

小石弘和委員

今、野下議員に答弁をいただいたんですけど、この答弁は、今度は建設経済常任委員会のほうでは議論できないわけですよ。議論できないんですよ。私はそういうふうに思うんですけど。

予算は建設経済につけて、今度は議論するのは政策部でしょう。移行するんですよ。

こんなばかな予算づけあるわけないでしょう。

向井道宣建設部次長兼都市計画課長兼駅周辺推進室長

おっしゃるとおりでございますが、まだ機構改革がなされていない中での予算づけは、建設部都市計画課のほうについているということで、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

小石弘和委員

理解はできないよ。市報でも組織機構が変わるとるんだから。これは事前に出さないと、予算の前に。そうせんと、今、野下議員に答弁したものをいろいろ議論して、ここで結論できんなら、質疑ができないようになるわけですよ。

理解できないですよ。

藤田昌隆委員長

何か答弁できますか。

じゃあもう政策部にそのままこの金額が行くという形でいいんですか。

向井道宣建設部次長兼都市計画課長兼駅周辺推進室長

そうなるかと思います。

以上です。

小石弘和委員

そうなると、どんな手続になるわけですか。

向井道宣建設部次長兼都市計画課長兼駅周辺推進室長

以前、都市計画課からまちづくり推進課のほうに、同じように組織を見直されて、駅に関して移行したことがあるんですけども、同じように、このまちづくり推進費そのものが政策部のほうに移るとい、内部での予算の組替え等はいりませんけれども、担当課、担当部が変わるものというふうに認識しております。

以上です。

小石弘和委員

都市計画課からもう名前が今度変わるわけですよ。駅周辺整備課になる。鳥栖駅周辺係と新鳥栖駅周辺係になるわけです。

言うならここで議論できないんですよ。予算を承認できませんよ。

藤田昌隆委員長

これに関しては、全然、私も知らなかったんですが、都市計画課自体がもうそのまま名前変更で、今、小石議員が言われたように鳥栖駅周辺係とか、そういう形になるわけですか。

向井道宣建設部次長兼都市計画課長兼駅周辺推進室長

今の庶務係と公園係については、都市整備課のほうに移行して、駅周辺については政策部のほうに移行するという事になっております。

以上です。

齊藤正治委員

ここにはまだ出てきていないんですけども、新鳥栖駅周辺も国道・交通対策課の管轄っていうか、どのような取扱いになってくるっていうことですか。

向井道宣建設部次長兼都市計画課長兼駅周辺推進室長

国道・交通対策課が担当している新鳥栖駅の施設とは切り離して、新鳥栖駅周辺の開発等になるかと思っておりますけれども、その辺りの調査をまずは行うものということで、国道のものとはまた別だというふうに認識しています。

以上です。

藤田昌隆委員長

今、小石議員のほうからこの予算の審議ができないという発言もありましたが、建設経済のほうに、きちんと正式に予算の審査依頼があつておりますので、これはした上で、きちんと今のこのメンバーの中で審査をした上で、次に引き渡すという形じゃないと、もうどうしようもありませんので、目の前にあるこの議案について、きちんと審査をぜひ皆さん方には御協力をお願いしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

齊藤正治委員

実際考えてみると、担当課がここに出しとって、議会というのは3月25日までですよね。

25日に議決して、その後の残りの5日間で新しい体制に移して変えていくっていうことだから。

基本的にはあまりにも無責任っていうか、そう思うんですね。

だから、組織がもし変わるんであれば、組織そのものをやっぱり7月ぐらいに変えていくというようなことでなからんと、なかなかこの問題っていうのは、何でこうなるのかなど。部も違うし。

藤田昌隆委員長

暫時休憩します。

午前11時54分休憩



午後 1 時 7 分開会

藤田昌隆委員長

再開いたします。

中島勇一建設部長

機構改革についてですが、今お手元のほうに資料を配らせてもらっています。

12月市議会の議案でございます。

3 ページを開いていただいて、議案甲第50号、こちらのほうに鳥栖市部設置条例の一部を改正する条例ということで、右が改正後と書いておりますが、第2条、政策部の(3)、こちらのほうで駅周辺整備に関する事ということで、12月に御承認をいただいているということでございます。

そういったことですから、審議のほうを引き続きお願いしたいと考えております。

よろしく願いいたします。

藤田昌隆委員長

今、中島部長のほうから、鳥栖市部設置条例の一部を改正する条例について、これは12月議会で承認となっておりますので、それを踏まえて、ぜひよろしく願いします。

それでは、質疑を再開いたします。

小石弘和委員

改正は分かりますよ。駅周辺整備に関する事で。

しかし機構が変わっても、どういうふうに変わるというようなことは何も分からんわけですよ。

その答弁をお願いします。

藤田昌隆委員長

すいません、もう一度、質問の意味を含めて。

小石弘和委員

条例改正後は分かりますよ。

部分的に組織機構が見直されるとは、個々の部分は、私たちは分かっているわけではないわけです。

12月時点でも。

どういうふうになるといふようなことは、これをするなら、一緒につけて出してもらわんことにはおかしいんじゃないかって。

向井道宣建設部次長兼都市計画課長兼駅周辺推進室長

おっしゃることはごもっともだと思いますけれども。人事機構については、当部、当課においての答弁ができかねます。

ですので、その旨は、執行部の担当部のほうにはお伝えをいたします。

以上です。

藤田昌隆委員長

齊藤議員、何かございますか。

齊藤正治委員

ありがとうございます。12月には総務常任委員会には報告されているというようなことみたいですが、そういったことがあっていけば、なぜ、ほかの議員ほかの委員会でもそういったことがなかったのかってというのが、やっぱり一つの問題点であり、またうちとしても、例えば、全員協議会を開いてもらうとか、そういった行動をしなかったというのも問題点だろうと思いますけれども。

だから、そういったことがないように、今後しっかりとお伝え願いたいと思いますけれども。

藤田昌隆委員長

ありがとうございます。今、齊藤議員の言われることに関しては、私も強く思いますので、ぜひ今後の対応をよろしくお願いします。

ほかに質問は。

小石弘和委員

それで私は納得するわけではないですよ。こう変わら変わるで、これは議会に対して不平等のないように、この組織の見直しの分ば配付しないと。それが本当の——こうなると議会軽視なんですよ。私たちは知らないんです。総務常任委員会だけが知っているんです。分からんまんま、私たちはこの審査をしよるわけですたい。

甲議案なら、変わるなら変わるって、こう変わりますって、当然出してこないと。

こんなことなら誰でもできますよ。

結局こういうふうなものを出さなくて、審査をしろって、無理ですよ。

藤田昌隆委員長

これはもう建設部だけの問題じゃないからですね。

これは全体の問題で、いろんな問題が、いろんな予算が、例えば、他の部でも文教厚生で

もあったり、総務でもあったりしていますので。

これは全体の問題として捉えてもらいたいというふうに思いますので、今、中島部長はじめ、皆さん方を詰めても、その答えは返ってこないと思います。

そういうことで、ぜひこれを部長、市長なり副市長ときちんともう一回話した上で、今後こういった形で意見の統一を図るとか、こういったやり方をするとかいうのは決めてほしいと思います。

それでよろしいですか。

小石弘和委員

それは委員長さんのまとめば今、言よるわけ。

ばってん他の人の意見もあると思うんですよ。

藤田昌隆委員長

だから私、止めていないじゃないですか。

小石弘和委員

いやいや、ですから、私はそれでは納得できないって言っている。

藤田昌隆委員長

納得できないのは分かりました。

皆さん方、一人一人の意見を聞く必要がありますか。

あれば発言をお願いします。

久保山日出男委員

できますれば、この際でありますので、市長に後で出ていただいて、おわびとは言わないけれども、自身のお考えでこうされているでしょうから、配属も含めて。

提案して上げてきた部分もありますし。

だから、それはここで説明させていただいて、納得の上で審査させていただければいいかなと私は思います。

藤田昌隆委員長

ほかには。

飛松妙子委員

小石議員、齊藤議員からもお話がありましたが、いつもその委員会だけの報告っていうのは結構多いんですね、これまでも。組織機構に限らず。

私も常々全員協議会を開いてほしいとか、全員の中で説明してほしいということを申し伝えていたんですが、なかなかその意図を多分執行部の方々が理解をされていないんじゃないかなっていうところはあります。

今回のこの組織機構に関しても、確かに部設置条例では出てきたかもしれませんが。

私たちが見落としていたかもしれません。

ただ、この組織図は多分、総務常任委員会には出ていたはずなんですよ。

私も最終日にはちらっと見たので。

であるならば、やっぱり参考資料として全議員に出すことはとても大事なことだと思っています。

特に組織機構に関してはですね。

そういうことも今後対応していただきたいですし、この組織機構に限らず、いろんなことでいろんな事業が新しく始まるとか、とても重要な案件の場合に関しては、やっぱり全議員に周知をするということはもう徹底していただきたいということは申し上げたいと思います。

以上です。

藤田昌隆委員長

ほかには。

小石弘和委員

もう私ばかりが反対、反対って言っても、この委員会が進まないというような形。

であるならば、先ほど野下議員が質疑したものの自体は、私の考えは、それを全部削除していただくことには、審査なんて——このまま審査せんで出さないでしょうがないですよ。私はそう思います。

野下泰弘委員

小石議員がおっしゃることもすごく分かるんですけども、そもそもやっぱり建設経済常任委員会への説明不足というところあったと思うんですが。

説明がもしあったとして、どういう進行を行っていくのが正しいのかっていうのであれば、やはり小石議員が言われているような政策部案件ではなくて、4月発効というのであれば、ここがやっぱり見るしかないと思うんですよ。

そうするのであれば、もうこれは委員長判断でいいと思うんですけど、もちろん削除っていうところもあれば、そのまま次の政策部のほうに4月以降、本日の意見を引き継ぐ。

これは私としてはどちらでもいいと思います。

ここはもう委員長判断、どちらが正しいかですよ、を判断していただければと思います。

藤田昌隆委員長

分かりました。はっきりした結論っちゃうか、皆さんが完全に一致しているとは思いませんけど。

私が午前中述べたように、本会議場で議長から審査を依頼されて、建設経済常任委員会に

付託されましたので、それを肅々とまだ4月になっていませんので、そこまではこの建設経済常任委員会で審査する責務があると私は思っております。

ですから、皆さんの意見は賛否を問う採決のときにぜひ意思表示をしてください。

その意思表示に従って、本会議場に持ってまいりますので。

それでよろしいですか。

終わりませんから。

齊藤正治委員

一応、今回、都市計画課の分が出ていますけれども、国道・交通対策課も同様にあつて、明日の経済部のふるさと納税も当然、所管替えて総務常任委員会が審査をしているということもあつて、恐らくそういったのがたくさんじゃないでしょうかけれども、出てくるんだと思います。

もともとの問題は要するに機構改革の分を全議員に示していないと。具体的な機構改革をですね。そこに問題があるということだと思ふんですよ。

12月議会でそれをしていけば、これは割とスムーズな審査ができたんだと思いますけど。

そういったことも含めて、先ほど維持管理課の人の問題もありましたけれども、そういったことを委員長報告でしっかりと求めてもらうということで御納得いただけませんか。

藤田昌隆委員長

方法としては、総括のときに、今日言われたことをきちんと全職員の方にも、執行部の方にもきちんと話して、そして、委員長報告できちんとそれを本会議場で全議員、それから全執行部にお知らせをすると。

そしていろんな要望なりを、どう要望されるのか分かりませんが、何らかの打開策を取ってもらいたいというのは午前中も言いましたが、きちんとそれはやりたいと思う強く思っております。

いいですか。

よろしいですか。(発言する者あり)

暫時休憩します。

午後 1 時 22 分 休憩

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

午後 1 時 26 分開会

藤田昌隆委員長

再開します。

以上で都市計画課……（「まだ質問があります」と呼ぶ者あり）

質問がありますか。

久保山日出男委員

50ページ、51ページの資料に基づいてですが、当然、先行取得の開発公社からの買戻しがありますが、この間について公園等については、何か計画はもともと考えてあったんでしょうか。今泉町の公園。

それと駅前周辺の用地購入って、何か計画があるからなのか、あらかじめの計画ぐらいは説明できますか。

向井道宣建設部次長兼都市計画課長兼駅周辺推進室長

いずみパークの分については、これは鉄道高架用地として先行取得したもので、京町については区画整理をする際に先行取得したものでございますけれども、公社の土地については、市全体として計画的に買い戻すということにしておりますので、今回都市計画課として購入するものでございます。

以上です。

久保山日出男委員

分かりました。

飛松妙子委員

まず、45ページの公園整備事業について7点、それぞれに予算を上げていただいてありがとうございます。

フェンスの設置工事ということで、田代外町児童小遊園ございますが、今後、児童公園、都市公園、それから開発公園を整備するに当たって、フェンスの設置工事というのはどのようなお考えなのか。

池田議員の一般質問への答弁の中でも設置をしていくということで、方向性は出ていたかと思うんですが、再度確認をさせてください。

向井道宣建設部次長兼都市計画課長兼駅周辺推進室長

池田議員の一般質問の中でもお答えしましたとおり、道路に接続するような危険箇所を有する公園については、随時フェンスの設置について検討してまいりたいと考えています。

以上です。

飛松妙子委員

そうしましたら、現在、道路に接している公園は何か所ぐらいありますでしょうか。
フェンスが設置されていない公園は何か所ありますでしょうか。

向井道宣建設部次長兼都市計画課長兼駅周辺推進室長

その点も含めて、現在、調査をかけているところでございます。
以上です。

飛松妙子委員

分かりました。
できるだけ早く設置のほうをお願いしたいと思います。
それから、49ページの鳥栖駅西広場維持管理費346万7,000円。
たしか駐車場も含むってことだったかと思うんですけど、具体的に維持管理がどこの部分で幾らかかるかっていうのを教えていただけますか。

木原智範都市計画課長補佐兼計画係長兼駅周辺推進室長補佐兼駅周辺推進係長

駅周辺の調査委託料についての内訳について御説明いたします。(発言する者あり)

向井道宣建設部次長兼都市計画課長兼駅周辺推進室長

駅西広場の委託につきましては、西広場の樹木、芝生等の管理に70万円程度。
それから、駅西の清掃について16万円程度、それから駐車場の管理費用として210万円程度かかっております。
以上です。

飛松妙子委員

駐車場に約200万円で、残りが駅西広場っていうことでよかったですでしょうか。

向井道宣建設部次長兼都市計画課長兼駅周辺推進室長

そうでございます。

飛松妙子委員

ということは、140万円ほどが駅西広場で維持管理がかかっているということですよ。

向井道宣建設部次長兼都市計画課長兼駅周辺推進室長

再度申し上げますと、駅西広場の樹木、芝生管理に70万円程度、それから、駅西の清掃について16万円程度でございますので、合わせますと86万円程度が管理の委託になります。
以上です。

飛松妙子委員

駅西広場の維持管理で86万円かかっているということですが、37ページの駅西公園広場の使用料3万9,000円ということになってはいますが、これは使用料なので、貸し出した分の使用

料だと思うんですが。

どのように算出しているのか教えてください。

木原智範都市計画課長補佐兼計画係長兼駅周辺推進室長補佐兼駅周辺推進係長

これは鳥栖駅西広場の貸出しの使用料見込みを計算しております。

これまでの実績も踏まえまして、計3回広場を貸し出すという費用で算出をしております。以上です。

飛松妙子委員

先ほどの委託料が86万円に対して、収入が3万9,000円しかないということですので、広場の活用をもっと促す必要があると思いますが、どのようなお考えでしょうか。

木原智範都市計画課長補佐兼計画係長兼駅周辺推進室長補佐兼駅周辺推進係長

今も努めているところですが、今後、御利用を呼びかけていきたいと考えております。

飛松妙子委員

今の答弁だと本当に利用していただけるのかっていうのがとても心配になってくるんですが。

市民の方に利用していただくということを本当に考えるのであれば、先ほど、花とみどりで市制70周年を関連してやるってこともお聞きしていますが、式典がある日とか、いろんな場面でこの広場を使って、市民の方に活用していただくとか、そういうことも考えたほうがいいのではないかと考えています。

もちろん使用料が1区画700円でしたか、全区画で1万円でしたか。

その程度の使用料であれば、例えば、市民イベントみたいな感じで、無料で貸し出す日を決めて、それを広告みたいな感じでして、次回からは使用料を払っていただくとか。

いろんなことを考えてここの場所を使っていただくってことをしないと、多分収入は全く増えないと思うんですね。

暫定的な広場っておっしゃっていますけど、ここに一体幾らお金をかけてこれだけ整備したのかっていうのを考えたときに、少しでも市民の方に活用していただくのか、収入をもっと増やすのか考えていただかなければいけないと思いますが。

その辺りどのようにお考えでしょうか。

向井道宣建設部次長兼都市計画課長兼駅周辺推進室長

先ほど木原のほうで答弁しましたが、活用については当然、市のホームページも当然ですが、県のほうの公共空間を使えるようなそういうサイトのほうにも載せていただいております。

ただ、駅西広場を開発するというか、整備をするに当たっては、当然、利用促進も視野に入れて入れてありますが、一つは公共空間的なものを創出できないかというような、景観の部分も含めて整備をした経緯もございますので、当然、御利用いただいて、駅前のにぎわいが出ることについては非常にありがたいことですので。

今後はそういう県のホームページも活用しながら、PRに努めたいというふうに考えています。

以上です。

飛松妙子委員

今まで県のホームページを活用しても3万9,000円しか収入がないってことは、過去に3回しか活用されていないってことであれば、もっともっと活用できる方法を考えないと、活用がなかなか進まないんじゃないかなと。

確かに景観も大事ですが、通っている人が素通りして、、何を市民の方に訴えたいのかというところが、やっぱり伝わってこないかなと思いますので。

本当にいろんなアイデアを活用しながらもぜひ活用していただけるように。

また、市制70周年とかいろんなイベントがあるときは、もうここをどうぞ、市民の方使って、70周年を一緒にお祝いしましょうぐらい、ポスターとか、いろんなものを渡しながら一緒にお祝いできるような、そういうことにもイベントとして使っていただきたいなと思っております。

ですので、もうぜひここは力を入れていただきたいと思います。

以上です。

藤田昌隆委員長

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

じゃあ、なければ、以上で都市計画課関係議案に対する質疑を終わります。

次に、国道・交通対策課関係議案の審査に入りますので、執行部準備のため暫時休憩をいたします。

午後1時36分休憩

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

午後1時42分開会

藤田昌隆委員長

再開します。



国道・交通対策課

議案乙第9号令和6年度鳥栖市一般会計予算

藤田昌隆委員長

これより国道・交通対策課関係議案の審査を始めます。

議案乙第9号令和6年度鳥栖市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

森岡敬晶国道・交通対策課長

議案乙第9号令和6年度鳥栖市一般会計予算、国道・交通対策課関係分について、その主なものについて御説明をさせていただきます。

委員会資料52ページをお願いいたします。

まず歳入でございます。

款15使用料及び手数料、項1使用料、目5土木使用料、節2都市計画使用料のうち、鳥栖駅周辺駐車場使用料1,320万4,000円につきましては、鳥栖駅東駐車場の使用料収入等でございます。

節4新幹線対策使用料4,320万円につきましては、新鳥栖駅周辺駐車場5か所の使用料収入でございます。

次に、53ページをお願いいたします。

款22諸収入、項4受託事業収入、目1受託事業収入、節4土木費受託収入につきましては、国道3号鳥栖拡幅用地の先行取得事業受託料3,639万3,000円でございます。

こちらにつきましては、令和2年度都市開発基金によって先行取得をしております、鳥栖拡幅事業の用地につきまして国から買戻しを受ける収入でございます。

令和3年度から買戻しが始まっておりまして、令和6年度が最終年度となっております。

資料54ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款 8 土木費、項 2 道路橋梁費、目 1 道路橋梁総務費、節 2 給料から節 4 の調査費につきましては、国道・交通対策課職員 5 人分の人件費でございます。

55ページをお願いいたします。

款 8 土木費、項 4 都市計画費、目 1 都市計画総務費、節 10 需用費につきましては、主なものとしまして、印刷製本費、これはバスマップの増刷を予定しております。

また、一般のコピー代になります。

光熱水費としまして、鳥栖駅前広場及び鳥栖駅東駐車場の電気料金、加えて、鳥栖駅前の広場の修繕料でございます。

節 12 委託料のうち、主なものとしまして、清掃委託料として、JR 田代駅、肥前麓駅、肥前旭駅 3 駅のトイレ清掃業務を委託するものでございます。

鳥栖駅東駐車場管理委託料につきましては、鳥栖駅東駐車場の利用料金の集金、駐車場精算機の管理、また駐車場巡回管理委託に係る経費でございます。

次に、ミニバス運行業務委託 900 万 4,000 円につきましては、市内 4 路線のミニバス運行に係る運行事業者への委託料でございます。

詳細につきましては、主要事項説明書で御説明いたしたいと思っておりますので、57ページをお願いいたします。

ミニバスの事業ですが、事業名は地域公共交通確保維持改善事業となっております。

事業全体の予算額は 1,882 万 1,000 円となっております。

前年度と比べまして、1,061 万 4,000 円の増となっております。

主な増額の理由としましては、資料の一番下でございます地域公共交通会議負担金の計上によるものでございます。

本事業の目的としましては、JR また路線バスの利用が困難な地域への対応としまして、現在、鳥栖地区、田代地区、基里地区、旭地区の 4 地区にミニバスの運行を行っているものでございます。

現在のミニバスの事業内容につきましては、運行日数として日曜、祝日、お盆、年末年始を除く年間 290 日を運行しております。

鳥栖地区、田代地区、また、旭地区基里地区を 1 つの地区とし、1 日おきに現在運行をしております。

令和 6 年度の予算につきましては、地域公共交通会議委員の謝金として報償費 34 万 3,000 円、利用促進のための乗車体験会費用として 10 万 2,000 円。バスマップの印刷代として 37 万 2,000 円。

ミニバスの運行業務を現在 2 地区ごとで委託をしておりますが、鳥栖地区、田代地区の委

託料として428万7,000円、基里地区、旭地区としまして471万7,000円、合計900万4,000円となっております。

地域公共交通会議の負担金として900万円を計上しておりますが、令和6年度に公共交通に関する今後5年間の新たな計画となります地域公共交通計画を策定いたします。

本計画は、法定協議会であります地域公共交通会議、こちらを主体として策定することといたしておりますので、費用につきましては、負担金として計上いたしております。

関連しまして、本事業につきましては、債務負担行為を計上させていただいておりますので、資料62ページも併せて御覧ください。

ミニバス基里・旭地区の運行事業委託料を債務負担行為で計上しておりますが、現在ミニバスの運行の事業につきましては、5年契約を行っているところでございます。

基里・旭地区の現在の契約が令和6年度末で満了する予定でございまして、令和7年度から新しい運行事業者を選定する必要がございます。

令和6年度中に事業選定を行いますことから、債務負担行為で予算を計上させていただいているところでございます。

委員会資料56ページにお戻りをお願いいたします。

節16公有財産購入費1,769万2,000円につきましては、歳入でも御説明いたしましたが、国道3号鳥栖拡幅用地先行取得用地に先行取得事業におきまして、土地開発公社の基金によって先行しております用地の買戻しを一般会計のほうで行う予定でございまして、その費用となっております。

こちらにつきましても、主要事項説明書で御説明をいたしますので、59ページをお願いいたします。

事業名は国道3号鳥栖拡幅用地先行取得事業、予算額は1,769万2,000円となっております。

国道3号の整備促進のために、令和2年度から3年度にかけて、国庫債務負担行為により用地取得制度を活用しております。

その際、土地開発基金による取得を行っておりますが、令和6年度に基金財産から買戻しを行うこととしております。

当時、先行取得しました2か所の用地がございます。

図にお示ししております、取得用地の②につきましては、既に買戻しを行っており、国のほうへの引渡しも完了しております。

令和6年度の買戻し箇所としましては、先行取得箇所①の部分となっております。

では、56ページにお戻りをお願いいたします。

節18負担金、補助金及び交付金7,377万9,000円につきましては、説明欄の第1項目めから

5項目めまで、県道路愛護協会負担金から、九州国道協会の負担金でございますが、本市が加盟しております国道に関する団体及び期成会への負担金でございます。

次の地域公共交通会議負担金につきましては、先ほどミニバスの運行で説明させていただきました、計画策定に係る負担金900万円でございます。

地方バス路線維持費補助金につきましては、西鉄バス佐賀株式会社が運行しております市内3路線及び広域線3路線への路線維持に係る補助金でございます。

詳細につきましては、主要事項説明書で御説明をいたします。

58ページをお願いいたします。

事業名は地方バス路線維持費補助金。予算額は6,375万5,000円でございます。

前年度比としまして、550万8,000円が増額となっております。

路線の維持を図るために路線バスの運行事業者に対する路線の運行経費から国、県の補助金、また利用者からの運賃収入を差し引いた残りの赤字額について補助金交付を行っております。

前年度からの増額につきましては、人件費、燃料費の高騰によります運行経費の増加が影響しているものでございます。

予算額につきましては、市内線の補助金といたしまして、河内線、麓線、弥生が丘線の3路線に対しまして3,497万9,000円。

広域線の補助金としまして久留米鳥栖線、鳥栖神埼線、綾部線の3路線に対しまして2,877万6,000円を計上しているところでございます。

委員会資料60ページにお戻りをお願いいたします。

項6新幹線対策費、目1新幹線対策費、節10需用費につきましては、主なものとして、光熱費、新鳥栖駅周辺施設及び減温水施設の電気料、新鳥栖駅みんなのトイレの上下水道料金でございます。

節12委託料につきましては、新鳥栖駅周辺施設管理委託料の内容として、新鳥栖駅みんなのトイレ及び自由通路を清掃委託、新鳥栖駅周辺市営駐車場の利用料金の集金及び利用料金の精算機器、また、巡回清掃等の管理委託に係る費用でございます。

以上、議案乙第9号令和6年度鳥栖市一般会計予算中、国道・交通対策課分の御説明いたします。

御審議よろしくをお願いいたします。

藤田昌隆委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

和田晴美委員

58ページの分について分からないので教えてください。

補助金が運行赤字に対してっていうことで御説明をしていただいたんですけども。

赤字ということは前年度の赤字をもってこういうふうにするのでしょうか。

森岡敬晶 国道・交通対策課長

予算額の計上の根拠としましてはそうです。

昨年度の運行経費と運行収入と補助額を差引きしまして、来年度に必要な額ということで計上しております。

和田晴美 委員

そうしましたら、同じく58ページに明記している分、河内線とか広域線とか市内線といういろいろありますけれども。

これについて知りたいのが、この分が赤字っていうことですが、利用者数からして、この赤字が、これは大きいとか、大き過ぎるんじゃないとか。

要は利用料とこの赤字分の兼ね合いについて、どういうふうを考えていらっしゃるのか教えていただきたいんですけど。

まあまあ金額ありますので、必要とは思いますが、どの程度必要性が高い路線なのかというのを知りたいので教えていただけないでしょうか。分析ですね。路線ごとに。

舟越健策 国道・交通対策課 道路・交通政策係長

運行収入との比較でいくと、市内線のほうはあまり収入として芳しくない状況です。

広域線と市内線と分かれてまして、広域線の3路線のほうは運行収支率としては非常に良好な状態です。

和田晴美 委員

もう一つ質問したいんですけども、イメージがつかないので、例えば、どのぐらいの経費に対して――要は運賃費が幾らで、この赤字が幾らか分かりましたら教えていただけますでしょうか。

舟越健策 道路・交通対策係長

路線バスの分でいくと、路線ごとに申し上げますと、広域線のほうが3路線ございまして、久留米鳥栖線というのがございます。(発言する者あり)

主要事項説明書の順番で、上の河内線からまいります。

河内線のほうが、運行費用の見込みとして1,694万5,000円見込んでいまして、運行収入の見込額として468万9,000円。その分の差が赤字として、こちらに書いてございます1,225万6,000円……

藤田昌隆 委員

これ資料でくれん？例えば、去年は人数が何人で、経費が幾らかかって、収入が幾らあって、それで差引き赤字が500万円なら500万円。だから、今回はこの辺に上乘せしたとか。

言葉だけじゃ分かりませんので、できたら委員会終了前に資料として頂きたいんですが。

和田晴美委員

委員長が案として頂いた分で、別途資料で取りまとめた分を頂ければ結構ですが、あとそれに加えて、運行に際して、大赤字でも――要は運行するかしないかの方針的なものですね。

利用者が少ないのに運行すべきなのか、もしくは別の方法で変えるべきかという方針についても合わせて聞きたいので、先ほどの御質問をさせていただいた次第です。

ですので、資料提示のときにその回答のほうも頂ければ助かります。

舟越健策道路・交通対策係長

資料を提出する際にお伺いしたいと思います。

ありがとうございます。

小石弘和委員

今の資料は令和5年度分だけじゃ駄目よ。令和4年、令和3年、過去3年間ぐらいを資料として出さないかん。そうせんと初めての委員会の人が分かるわけなか。

よろしくをお願いします。

飛松妙子委員

関連して、たしか人件費等も物価高の影響の分も含まれていると思うんです。

その分も別途、書いていただいたほうが分かりますので、500万円プラスになったのが人件費とか、そういうのを書いてもらったほうが。

燃料代とか、ただ単純に比較ができないと思いますので。

それと続けて、先ほどの6,375万5,000円の予算を補助金として立てていただいています。

以前も申し上げましたが、これを市民サービスに生かすっていうのがとても大事だと思います。

ですので、補助金として出すんだったら、市民の方は無料でバスが乗れるっていうところですね。

例えば、包括のコーディネーターさんが、福祉として高齢者の方をちょっとした旅行といいますか、どこどこに行って、そこでお買物して帰ってくるっていう、ある意味健康につながることを福祉として考えて、バスを利用されているっていうのもお聞きしてますので。

それがたまたま県の無料デーを活用していらっしゃるんですけど、それを県の無料デーだけではなく、年中それが活用できるような仕組みを、鳥栖市として申出があったら無料にするとか、そういう仕組みも今後考えていただいて、市民サービスに生かせるこの補助金にし

ていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

森岡敬晶 国道・交通対策課長

飛松議員の御提案といいますか、ありがとうございます。

現在は高齢者向けのそういったバス乗車の助成としましては、高齢者福祉乗車券というのがございます。

75歳以上の方であれば、どなたもお買い求めいただける。

5,000円の額面ですが、1,500円でお買い上げしていただいて、ミニバス路線バスともに御利用していただけるものということになっています。

先ほど、生活コーディネーターさんのお話もありましたけど、バスの日の無料デーを鳥栖市としてもやっております。

また、先日は、ミニバスの無料体験をしていただいたときも当然、無料体験ですので、お金を頂くことではなかったんですけども、そういうことをしながら、日々のバスの利用に実際つなげていただくということで、一括しての無料っていうのは、先ほどの高齢者の乗車券の件を考えても、ちょっとバランスが取れないかもしれませんが、今日申し上げましたように、来年度バスの計画を立ててまいります。

その中で、無料で乗っていただくような政策が鳥栖市の方に適しているのか、その辺も含めて全体的に包括して検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

野下泰弘 委員

60ページですけど、新鳥栖駅の周辺施設管理委託料ですね。これもは去年よりも格段にお安くなっているんですよ。トイレは去年が666万2,000円。そしてその下の施設管理業務が2,109万4,000円から1,765万5,000円に落ちていて、去年の理由だと物価高騰で、もうかなり金額のほうが上がったっていう説明だったんですけども。本年度、これだけ落ちた理由とこのを教えてくださいてもよろしいでしょうか。

舟越健策 国道・交通対策課道路・交通政策係長

令和5年度につきましては、長期継続契約の更新年に当たりまして、予算を策定するに当たりまして、その当時の受託事業者を中心として、事前に予算立てで見積りを頂きました。

その際に人件費や資材費等の値上がり等を反映した見積りを頂いていまして、その分で予算立てをしておりました。

実際、今年度予算要求しておる金額というのは、昨年度に入札を行いまして、入札による減額が発生したものをベースにした契約額となっていまして、実際その辺りの見積り額と実際、入札での現契約額との差額がこの予算の差額となっております。

齊藤正治委員

新幹線というよりも、新鳥栖駅周辺整備で新鳥栖駅からハイマツの横を通って、原古賀まで行って、抜ける――南側に。

ここに道路と駐車場、市営駐車場があるんですけども、市営駐車場ですから、市営駐車場を外して、道路を広くしないと裏に離合ができないんですよ。

踏切をもう少し拡幅する、そういったことってあんまり考えたことないんですか。しょっちゅう思うんだけど。

森岡敬晶国道・交通対策課長

場所の確認ですけど、踏切を渡って南側の朝日山のほうのお話……。

齊藤正治委員

表のほうのしょっちゅう満車になっている駐車場。あそこが邪魔なんですよ、道路からいえば。まずバスが離合できないんです。

だからあそこをやっぱり拡幅して、南と北の連携を取らないと、新幹線の駅前にはちょっとふさわしくないと私は思っているんですけども。

市営駐車場を何でここに置いとかないかんのか、というのがよく理解できない。もうしょっちゅう満車ですもんね。

それよりも道路の安全とか、そういったものを考えていかないと、ここは鳥栖西中学校の通学路になっているか、なっていないか分かりませんが……。

いずれにしても南と北の連携をもう少し取っていただきたいんですけども。

藤田昌隆委員

それは通っているのは路線バスですか、ミニバスですか。

齊藤正治委員

路線バスも離合できないぐらいの話。建設課と国道対策課と、どっちが力関係が強いのか知らんけど、あそこに駐車場というのは要らないんですよ。要らないって言ったら怒られるけど。

それよりも、安全をもう少し取っていただければ、駅前にふさわしい……（発言する者あり）

森岡敬晶国道・交通対策課長

議員もおっしゃられるように、新鳥栖駅周辺の駐車場は5か所ございます。

ただ、毎日満車になっているのが西側の駐車場でございます、やはり新鳥栖駅の利用者のことを考えれば、国道・交通対策課としては、あの駐車場は効果的といいますか、多くの方に利用していただいている駐車場だと認識しております。

新鳥栖駅周辺の整備も今後、続いていきますけれども、駐車場と道路、どちらが優先度が高いのか。

また、先ほど言いましたように、あそこの駐車場を万が一なくすとなれば、その代替駐車場というものも当然、確保していく必要があるかと思っておりますので、その分は慎重に検討してまいりたいと思っております。

小石弘和委員

検討するわけやなかろうもん。東側はいっぱい空いとるやんね。東側が。簡単やんね。

そんなことは検討する筋合いもない、交渉に入れば、すぐできるやんね。

ただ、あんたたちが実行力がないだけやん。お金は何ぼもあるやんね。

森岡敬晶国道・交通対策課長

現在、新鳥栖駅の東側の整備につきましては、都市計画課のほうでいろいろ進めておりますが、まだ国道・交通対策課としましての駐車場の在り方について、現状の西側の駐車場を東側で確保するというようなことにつきましては、俎上に上がっておりませんで、この東側の整備と併せて検討してまいりたいと考えております。

齊藤正治委員

新鳥栖駅は分岐駅を目指しているというか、分岐駅になるわけですよ。

だからそういったことも含めて、現状の道路を見たら、やっぱりふさわしくない。

踏切をもう少し広げて、あそこの道路を整備していくっていうのはもう簡単にできる話。簡単にとというのは、もう土地が市の土地だからですよ。

だから、そこは今まで検討されてきたのか検討してきていないのかは分かりませんが。一時ホテルが建つときに、あそこを売り払うとか何とかって話がありましたけれども。そういうことじゃなしに、やっぱり公共的な用地をきちんと確保してあるわけだから、道路にしていかないと、狭い。狭いし危ない。

これは早急に、要望ぐらいじゃなしに、検討をお願いしたい。

もう新鳥栖駅はうちの担当じゃなくなくなるもんね。今度は建設課で言わないかん。

藤田昌隆委員長

何か答弁できますか。

森岡敬晶国道・交通対策課長

いろいろ御提案ありがとうございました。

駐車場管理している我々の課と、道路事業というものがありますので、それは当然、一つの建設部内の考え、また、まちづくりの考えがあるかと思っておりますので、それは課を超えて、今後、部を超えてくるかもしれませんが、その辺は頂いた御提案を俎上にのせて鳥栖市全体

を考えてまいりたいと思っております。

よろしく申し上げます。

小石弘和委員

1点だけお聞きします。

先ほどからいろいろ議論になっておりますけど、令和5年度と6年度の人件費は上がっていますか。令和5年度と6年度の比較。

舟越健策国道・交通対策課道路・交通政策係長

令和5年度と6年度と比較いたしまして、人件費の部分、給料、手当、厚生費につきましては、前年と比較しまして225万4,000円増えております。

小石弘和委員

増額にはなっているわけですね。

それは定額の人件費で上がる部分ですか。

舟越健策国道・交通対策課道路・交通政策係長

人員等の人数は変わっておりますので、そういうことになります。

小石弘和委員

人件費が上がっていないというふうなことであれば、このスマートインターチェンジの推進室が国道・交通対策課のほうに行くわけですね。

現状の結局5人でその役割を果たすというふうなことでよろしゅうございますか。

森岡敬晶国道・交通対策課長

今回の組織機構の見直しが予定されておりますが、それぞれの課の現状の人件費がそれぞれについておりますので、現在、建設課にありますスマートインターチェンジの部署が、来年度国道・交通対策課のほうで所管することになりますと、人も増えるものと考えております。

飛松妙子委員

1点だけ確認ですが、60と61ページにみんなのトイレってあるんですが、実際の表示はどのようなになっていますでしょうか。

多目的トイレとかユニバーサルトイレとか多機能トイレとかいろいろあるんですが、みんなのトイレって書いてあるのか、何て書かれていますか。

舟越健策国道・交通対策課道路・交通政策係長

みんなのトイレにつきまして、みんなのトイレという表記はなくて、ピクトグラムとして、男便所、女便所とございまして、真ん中のところに多目的トイレとして男女共のものがある状態でございます。

飛松妙子委員

2020年の12月に国交省のほうから、多目的トイレとか多機能トイレとかいうのを使わない、新幹線とか公共の施設とかにあるトイレに関してですね。

なぜそうかって言ったら、みんなのトイレとか書いてしまうと、必要でない方が使って、実際、身体障害者の方とか使いたい方が使えないっていうことがあって、そのように変わったということで、この間一般質問したときにいろいろ調べていたら、その文書が出てきてですね。

今回、みんなのトイレで書かれているので、みんなのトイレって、やっぱり書かない。

公共施設のところは書かないで、逆にユニバーサルトイレっていうところで統一をされていらっしゃるようなので。

今後、表示に関してはそういう表示をしていただくっていうのと、多機能トイレ、多目的トイレ、その辺りがもし表示されているのであれば、何かの改善がされるときにバリアフリートイレに変更していただきたいというのだけお伝えしたいと思います。

お願いします。

藤田昌隆委員長

今の質問で、飛松委員に聞きたいけど、みんなのトイレの本当の目的は、例えば男性が、今あるじゃないですか、性別のどうのこうの。

あれが、女子トイレとか男子トイレとかをきちっと分けとったら、男性の格好ちゅうか、心は女性やけどそっちに入れなくていいとか。

それが目的でみんなのトイレになったんじゃないですか。

飛松妙子委員

そうですけど、実際使いたい人が使えない現象が出ているらしいです。

それで、国交省もそれを改定されたりしている。

藤田昌隆委員

使いたい人が使えない……分かりました。

了解しました。

それでは、質疑を終わります。

どうも御苦労さまでございました。



藤田昌隆委員長

副委員長、現地視察についてお諮りをお願いいたします。

飛松妙子副委員長

皆さん現地視察ですが、前回お話したとおりに1か所目は新産業集積エリア、2か所目は酒井東線、それともう一つ最後に、古野ため池でよろしいでしょうか。

藤田昌隆委員

よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

そのように決しました。

これは議長に報告いたしますので、私のほうに御一任をよろしくお願いします。

それでは、そのように決しました。



藤田昌隆委員長

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

以上で終わります。

午後2時20分散会

令和6年3月19日（火）

1 出席委員氏名

委員長 藤田昌隆

副委員長 飛松妙子

委員 小石弘和

委員 齊藤正治

委員 久保山日出男

委員 和田晴美

委員 野下泰弘

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

経済部長兼上下水道局長 宮原信

経済部次長兼商工振興課長兼産業団地推進室長 古沢修

商工振興課参事兼課長補佐兼商工観光労政係長 樋本太郎

商工振興課企業立地係長兼産業団地推進室産業団地推進係総務主査 香月啓介

商工振興課産業団地推進室長補佐兼産業団地推進係長 能富繁和

農林課長 楠和久

農林課農政係長 脇弘人

農林課長補佐兼農村整備係長 中垣秀隆

農業委員会事務局長 庄山裕一

農業委員会事務局振興係長 武田隆洋

上下水道局管理課長 犬丸章宏

上下水道局管理課長補佐兼総務係長 秋山政樹

上下水道局管理課長補佐兼業務係長 於保順一

上下水道局事業課長 日吉和裕

上下水道局次長兼事業課浄水場長 平塚俊範

上下水道局事業課長補佐兼浄水・水質係長 松雪秀雄

上下水道局事業課下水道事業係長 古賀咲子

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主事 赤司和広

5 日程

農林課・農業委員会事務局審査

議案乙第9号令和6年度鳥栖市一般会計予算

〔説明、質疑〕

商工振興課審査

議案乙第9号令和6年度鳥栖市一般会計予算

議案乙第12号令和6年度鳥栖市産業団地造成特別会計予算

〔説明、質疑〕

上下水道局審査

議案乙第9号令和6年度鳥栖市一般会計予算

議案乙第13号令和6年度鳥栖市水道事業会計予算

議案乙第14号令和6年度鳥栖市下水道事業会計予算

議案甲第12号鳥栖市水道事業給水条例の一部を改正する条例

〔説明、質疑〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

午前 9 時 58 分開会

藤田昌隆委員長

本日の建設経済常任委員会を開きます。



藤田昌隆委員長

審査に入ります前に、部長から一言御挨拶をお受けしたいと思います。

宮原信経済部長兼上下水道局長

改めまして、おはようございます。

本日、建設経済常任委員会におきまして御審議をいただきます経済部及び上下水道局関係の案件につきましては、条例改正に係ります甲議案 1 件及び当初予算関係議案 4 件でございます。

甲議案につきましては、国において水道法等による権限を厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されるため、本市の水道事業給水条例について、関係する規程を改めるものでございます。

また、当初予算につきましては、農林水産業費で三島江島地区の経営体育成基盤整備事業及び商工費でアウェイサポーターまちなか誘客事業補助金など、新規事業のほか、さが園芸 888 整備支援事業費補助金、河内河川プール周辺整備事業、企業立地奨励金、オフィス環境整備費補助金、観光イベント推進補助金、農林水産施設災害復旧費、新産業集積エリア整備事業及び水道事業関連施設更新整備事業、公共下水道整備事業などについて予算計上させていただいております。

詳細につきましては、各担当課長から御説明をさせていただきますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます、御挨拶とさせていただきます。

藤田昌隆委員長

ありがとうございました。



農林課・農業委員会事務局

議案乙第9号令和6年度鳥栖市一般会計予算

藤田昌隆委員長

それでは、これより経済部関係議案の審査を始めます。

農林課及び農業委員会事務局関係議案の審査を行います。

議案乙第9号令和6年度鳥栖市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

庄山裕一農業委員会事務局長

それでは、議案乙第9号令和6年度鳥栖市一般会計予算のうち、農業委員会事務局関係分について御説明を申し上げます。

委員会資料の当初予算説明資料2ページをお願いいたします。

まず、歳入についてでございます。

款17県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費県補助金、節1農業費県補助金のうち、主なものといたしましては、説明欄1項目めの農業委員会交付金は農業委員会の事務に対する経費に対しての県からの交付金でございます。

次に、説明欄3項目めの農地利用最適化交付金は農業委員11名及び推進員15名が行う農地の集積や遊休農地の解消等の活動・成果に応じた手当を支払うための県からの交付金でございます。

次に、資料4ページをお願いいたします。

歳出についてでございます。

款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費のうち、主なものについて御説明をいたします。

節1報酬は、農業委員11名分と推進委員15名分の12月分の報酬及び農地利用最適化交付金による報酬の加算分でございます。

次に、節2給料から節4共済費につきましては、農業委員会事務局職員5名分の人件費でございます。

次に、資料の5ページをお願いいたします。

節8旅費は、職員、農業委員、推進員の研修旅費及び農業委員会定例委員会の出席費用等でございます。

以上、簡単ではございますが、農業委員会事務局関係分の当初予算説明とさせていただきます。

楠和久農林課長

それでは続きまして、農林課関係分について御説明いたします。

まず、歳入の主なものについて御説明いたします。

7ページをお願いします。

款14分担金及び負担金、項1分担金、目1農林水産業費分担金、節1農業費分担金につきましては、老朽農業用水路改修事業に伴う受益者の分担金でございます。

目2災害復旧費分担金、節1農林水産施設災害復旧費分担金につきましては、令和5年豪雨により被災した蔵上井堰の災害復旧工事に伴う受益者の分担金でございます。

8ページをお願いします。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目6災害復旧費国庫補助金、節1農林水産施設災害復旧費国庫補助金につきましては、蔵上井堰の災害復旧工事に対する補助金でございます。

9ページをお願いします。

款17県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費県補助金、節1農業費県補助金のうち、主なものについて御説明いたします。

説明欄に2項目めの多面的機能支払補助金につきましては、農業者及び地域住民を含む組織が取り組む水路の泥上げや草刈り等の保全活動、植栽等による農村環境の質的向上を図る共同活動を支援するための補助金でございます。

次の中山間地域等直接支払交付金につきましては、農業生産条件の不利な中山間地域などにおいて、農用地を維持管理していくための取決めを締結した集落が農業生産活動等を行う場合に、その面積に応じて交付するものでございます。

5項目めのさが園芸888整備支援事業費補助金につきましては、園芸施設の整備に対する補助金でございます。

次の経営所得安定対策等推進事業費補助金につきましては、鳥栖市農業再生協議会に対しまして経営所得安定対策の推進や作付面積の確認に必要となる経費を助成する補助金でございます。

次の農業次世代人材投資資金事業補助金につきましては、新規就農や就農後の経営確立を支援するための補助金でございます。

9項目めの基盤整備促進事業費補助金につきましては、老朽農業用水路の改修工事に対する補助金でございます。

節2林業費補助金につきましては、林道橋の調査点検業務に係る補助金でございます。

10ページをお願いします。

項3委託金、目2農林水産業費県委託金、節1農業費委託金の河内防災ダム管理委託金につきましては、河内ダムの維持管理に要します経費に対する県委託金でございます。

経営体育成基盤整備事業登記事務委託金につきましては、下野町で実施しております事業の用地買収登記事務に要します経費に対する県委託金でございます。

11ページをお願いします。

款20繰入金、項1基金繰入金、目4森林環境譲与税基金繰入金、節1森林環境譲与税基金繰入金につきましては、令和6年度に実施する森林経営管理事業の予算相当額を繰り入れるものでございます。

款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入の説明欄1項目め、市民の森ネーミングライツ料につきましては、コカ・コーラボトラーズジャパンとの令和6年度1年契約によりますネーミングライツ料でございます。

12ページをお願いします。

款23市債、項1市債、目4農林水産業債、節1農業債につきましては、老朽農業用水路改修事業及び河内河川プール周辺整備事業に関する起債でございます。

目8災害復旧債、節1農林水産施設災害復旧債につきましては、令和5年度発生災害復旧事業に関する起債でございます。

続きまして、歳出の主なものについて御説明いたします。

13ページをお願いします。

款6農林水産業費、項1農業費、目2農業総務費のうち、主なものについて御説明いたします。

節2給料から節4共済費につきましては、農林課職員13名分の人件費でございます。

節12委託料の生産組合連絡調整等業務委託料につきましては、農政関係各種調査等を委託するものでございます。

14ページをお願いします。

目3農業振興費のうち、主なものについて御説明いたします。

節18負担金、補助及び交付金の説明欄4項目めのさが園芸888整備支援事業費補助金につきましては、次のページの主要事項説明書を御覧ください。

令和6年度につきましては、1件の農業者に対して、アスパラガス用のハウス及びアスパラガス用の井戸の整備に要する費用を助成するものでございます。

16ページをお願いします。

2項目めの農業次世代人材投資資金、3項目めの経営開始資金につきましては、50歳未満で一定の要件を満たす新規就農者に対し、資金を交付するものでございます。

4項目めの中山間地域等直接支払交付金につきましては、農業生産条件の不利な中山間地域などにおいて、農用地を維持管理していくための取決めを締結した集落が、農業生産活動

等を行う場合にその面積に応じて交付するものでございます。

17ページをお願いします。

目 5 農業生産基盤整備費のうち、主なものについて御説明いたします。

節 1 報酬から節 4 共済費につきましては、経営体基盤整備事業の用地買収登記事務のための会計年度任用職員 1 名分の人件費でございます。

節12委託料につきましては、次のページの主要事項説明書を御覧ください。

三島江島地区の農業用施設につきましては、老朽化が進んでおり、施設の再整備を行う必要があることから、県事業であります経営体育成基盤整備事業の令和 8 年度採択を目指し、事業計画を策定するものでございます。

19ページをお願いします。

節14工事請負費につきましては、老朽化した既設農業用水路の改修工事を行うための費用でございます。

節18負担金、補助及び交付金、説明欄 1 項目めのかんがい排水事業推進負担金につきましては、農業用水の安定供給を目的とした用水施設の維持管理費に対する負担金でございます。

20ページをお願いします。

説明欄 3 項目めの多面的機能支払補助金につきましては、農業者及び地域住民を含む組織が取り組みます、水路の泥上げや草刈り、農道の路面維持等の基礎的保全活動や植栽による農業環境の良好な保全といった、地域資源の質的向上を図る共同活動を支援する補助金でございます。

次に、目 6 農地等保全管理費のうち、主なものについて御説明いたします。

節 1 報酬から節 4 共済費につきましては、河内ダム管理のための会計年度任用職員及び河内河川プールの監視員の人件費でございます。

21ページをお願いします。

節12委託料、河内ダム施設管理等委託料につきましては、河内ダム管理システムの保守業務やダム堤体等の草刈り業務などの委託を行うものでございます。

次の河内河川プール施設管理委託料につきましては、河内河川プールのトイレ浄化槽の管理、清掃や草刈り業務などの委託料でございます。

22ページをお願いします。

節14工事請負費、河内河川プール間東屋設置工事につきましては、河内河川プール敷地内に設置している、あずまやが老朽化していることから、建て替えを行うものでございます。

23ページをお願いします。

目 7 米需給調整総合対策費、節18負担金、補助及び交付金の説明欄 1 項目め、経営所得安

定対策等推進事業費補助金につきましては、鳥栖市農業再生協議会に対しまして経営所得安定対策の推進や、作付面積の確認に必要となる経費を助成するものでございます。

目 8 農業研修施設費、節12委託料の栖の宿指定管理料につきましては、栖の宿の管理運営委託料でございます。

24ページをお願いします。

項 2 林業費、目 1 林業総務費の節 2 給料から節 4 共済費につきましては、林務担当職員 1 名分の人件費でございます。

続きまして、目 2 林業振興費のうち、主なものについて御説明いたします。

節 1 報酬から節 4 共済費につきましては、森林経営管理制度の事業推進のための会計年度任用職員 1 名分の人件費でございます。

25ページをお願いします。

節12委託料の伐採委託料につきましては、市と協定を締結した民有林の伐採等に要する費用でございます。

節24積立金、森林環境譲与税基金積立金につきましては、森林環境譲与税を基金に積み立てるものでございます。

26ページをお願いします。

目 3 林道事業費のうち、主なものについて御説明いたします。

節12委託料の橋梁点検等委託料につきましては、第 2 頭野橋ほか点検業務に要する費用でございます。

27ページをお願いします。

目 4 治山事業費のうち、主なものについて御説明いたします。

節13委託料につきましては、市内の各小学校に配布しております市民の森ノベルティグッズの作製等に要する費用でございます。

節14工事請負費につきましては、市民の森内の支障木の伐採等に要する費用でございます。

28ページをお願いします。

款11災害復旧費、項 1 農林水産施設災害復旧費、目 1 農林水産施設災害復旧費、節12委託料につきましては、災害応急対応などに要する委託料でございます。

節14工事請負費につきましては、災害応急対応などに要する工事請負費及び令和 5 年豪雨により被災した蔵上井堰の復旧工事に要する工事請負費でございます。

以上、簡単ではございますが農林課関係分の説明とさせていただきます。

藤田昌隆委員長

説明を終わりますけど、その前に24ページ。令和 5 年度当初予算概要となつとるけど、こ

れは令和6年？（「すいません」と呼ぶ者あり）

令和6年ね。分かりました。

24ページ一番上のお題目で、令和5年度になつとる。これは令和6年度当初予算概要でお願いします。令和5年じゃなくて、令和6年です。

そうしたら今、説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

和田晴美委員

では、御質問いたします。

5ページの農業委員会の一般旅費の中で研修等がありますが、こういった研修をされているのか簡単に構いませんので、教えていただけますでしょうか。

庄山裕一農業委員会事務局長

研修内容といたしましては、他市等との意見交換やその度の主催する事務局等からの様々な説明及び今後の計画等を説明いただく研修内容となっております。

以上でございます。

和田晴美委員

ありがとうございます。

知りたかったのが、農業委員会や農林課に様々な補助金とか事業とかありまして、農業委員会の方もそういった事業の活用に関しての研修を受けているのかなとか、研修を受けた後にいろんな要望がないのかをこの質問の延長線上にお伺いしたかったと思うんですけども。

聞き方を変えます。そういった事業説明で、こういうことができるなどの説明会や研修会などは1年に1回あるのか、お尋ねさせていただいてもよろしいでしょうか。

庄山裕一農業委員会事務局長

具体的にこういった内容をつなげていくのかっていう……。

その辺よろしかったら、もう一回お願いしたいと思います。

和田晴美委員

お伺いしたいことは、要は、農業委員会さんが要望ですね、連携を取るとか、市に対して要望するのにどういう事業があるのかとか、そういう多分説明会などがあると思うんですけど。その確認のために御質問させていただいているんです。

この研修が何度かあるので、例えば、県の説明会だとか九州農政局でこういうふうな新しい事業が始まりますよとか。そういった分がこの研修会に実務研修とかであっていただけで、伺わせていただいたところです。

庄山裕一農業委員会事務局長

事業計画といたしましては、今、進めている事業といたしましては、具体的に申し上げます

すと、現在取り組んでおります全国的に地区計画（同ページで「地域計画」へ訂正）という取組が行われておりますので、それに対する各地区の取組及び今後の進め方についてとかの研修等が行われているところでございます。

以上でございます。

和田晴美委員

つまり、あるということ認識してよろしいのでしょうか。

御存じだということは。

庄山裕一農業委員会事務局長

もちろんそれはございます。

研修内容といたしましては、そういったことを進めながら、各地区の取組及び——すいません、先ほど地区計画と申し上げましたが地域計画の間違いでございます。

そういった取組についての進め方を現在、各市町のほうで推進しているところで、その辺の意見交換等を行っているところでございます。

和田晴美委員

ありがとうございます。

また、詳しいことがありましたら後日でも構いませんので教えていただきたいんですが。

私の質問の意図だけをお伝えしておきます。

様々な事業だとか、農業委員会さんもいろんな課題を抱えられていると思いますので、その解決の糸口として、交流も含めて情報が必要かと思ひまして御質問させていただいた次第です。

質問はこれで一旦終わります。

藤田昌隆委員長

ほかに。

小石弘和委員

27ページの市民の森ネーミングライツ事業委託料。233万6,000円と載っているけど、ネーミングライツで220万円頂いているわけですよ。市民の森のために220万円を使うと。

そして毎年、大体農林課からは市民の森に対して100万円ずつして、やはり300万円ぐらいの工事をして、市民の森をよくするというふうな申合せがずっと前からあったはずですよ。

しかしこれにしたら、市民の森管理料、トイレの浄化槽とか、こういうふうなものに使うことはいけないことやないのかなと。

私はそう思うんですけど、答弁をお願いします。

楠和久農林課長

ネーミングライツ料については、議員おっしゃったとおりの用途で使っておりますが、令和6年度についてはネーミングライツ事業委託料95万円上げさせていただいています。

それと工事請負費、支障木伐採、看板設置等、こちらのほうに充てさせていただいております。

ですので、管理委託料ではなくて、工事請負費のほうに充てさせていただいております。

小石弘和委員

それは幾ら出とると。

楠和久農林課長

ネーミングライツ料が220万円ですので、イベントが95万円、その残りの分を工事請負費に充てさせていただくということになります。（「どこの工事」と呼ぶ者あり）

工事請負費の市民の森周辺の支障木伐採、それと看板を設置する予定にしていますので、その内訳として財源を使わせていただく予定にしております。

小石弘和委員

それはおかしいんじゃない。市民の森のところに使うべきじゃないね。

周辺ってどの辺。

楠和久農林課長

市民の森の周辺というか、周りですね。どこかと言えば、市民の森の中になります。

外じゃなくて、市民の森の外周部分といいますか。

あくまで場所は市民の森内の工事になります。

小石弘和委員

その工事請負は何になるのか。

楠和久農林課長

予定しておりますのが、内訳といたしましては、遊歩道の整備が130万円。それと支障木伐採が70万円。それと看板の設置、これは市民の森とキャンプ場とか、河川プールとか、回遊性をよくするために案内版を設置する分が55万円。

で、この工事請負費の255万円になっております。

小石弘和委員

その資料を出してください。

お願いします。

藤田昌隆委員長

いつまでに出せますか。

今日出せる？

小石弘和委員

審査には関係ございませんので、委員会の終わる、明日なら明日で結構です。

藤田昌隆委員長

分かりました。

小石弘和委員

19ページの工事請負費の老朽農業用水路の場所はどこ。

1,200万円。

楠和久農林課長

今回、令和6年度で予定しておりますのは、高田町、山浦町、藤木町で予定をしております。

小石弘和委員

高田町が幾らか。

藤田昌隆委員長

金額の振り分けをお願いします。

中垣秀隆農林課長補佐兼農村整備係長

高田町が570万円です。

藤木町が500万円、山浦町が130万円を予定しております。

以上です。

藤田昌隆委員長

570万円、500万円、130万円です。

小石弘和委員

それから、この延長はどのくらいあるのか。

中垣秀隆農林課長補佐兼農村整備係長

高田町が56メートルを予定しております、藤木町が65メートル、山浦町が25メートルを予定しております。

以上です。

小石弘和委員

そうすると、これは三面の側溝で300の何ぼか。

中垣秀隆農林課長補佐兼農村整備係長

説明が不十分で申し訳ございません。

高田町が水路の大きさなんですけれども、600掛ける700の3の水路です。

藤木町も同様に600掛ける700の三面水路、山浦町が360寸法のU字溝となっております。

以上です。

小石弘和委員

これは一般財源やろう。

中垣秀隆農林課長補佐兼農村整備係長

こちらのほうが基盤整備促進事業費補助金で、事業費の50%を補助金を活用して整備する予定になっております。

小石弘和委員

しっかり答えないと分かん。

もぞもぞ言うたっちゃ分かんって。

楠和久農林課長

歳入については、委員会資料の9ページ下から2段目、こちら基盤整備促進事業費補助金600万円ですね。

1,200万の50%が国庫補助となっております。（「そして、50%が一般財源？」と呼ぶ者あり）

楠和久農林課長

あとは一般財源と、分担金といたしまして資料の7ページ、農業費分担金、受益者の分担金として5%、60万円が分担金、残りが600万円と60万円の残りが一般財源となっております。

小石弘和委員

じゃあ50%が受益者負担というようことでいいわけですか。

楠和久農林課長

5%です。（「あとその残りは。45」と呼ぶ者あり）

45%が一般財源でございますが、残りは委員会資料12ページ、起債をしますので、残りの540万円については起債となっております。

以上です。

藤田昌隆委員長

すいません、一つ聞いていいですか。老朽農業用水路改修工事が出たんですが、例えば、まずどういった状況だと申請を出せる状態になるのか。

例えば、もう農業用水路を造って、40年とか50年とかたちますよと。

ということで、漏水とか、そういうものがあるから、じゃあどうぞと言うのか。

その辺の基準を教えてほしいんですが。

基準はない？手を挙げたところがしていただくということなのか。

中垣秀隆農林課長補佐兼農村整備係長

特に基準はございませんが、当然、老朽化して、コンクリートがもう玉石がむき出しになるとか、そういう状態の要望を受けることが多くあります。

あと、この補助金を活用させてもらって……

藤田昌隆委員長

発言するときはマスクどけてくれん。

それじゃなくても声が小さいので。

お願いします。

中垣秀隆農林課長補佐兼農村整備係長

補助金を活用している地区——今回、補助金を活用をさせていただいております、まずこの補助金に該当するのかどうかというのは確認が必要かと思います。

以上です。

藤田昌隆委員長

もう一つ、ため池がだんだんと廃止になっている状態で、例えば、農業用水路はもう要らないという場合に、ため池組合でやるのか、土地改良区でやるのか。農林課でこういった老朽でやるのか。そこはどのような形になるわけですか。

もし農業用水路を使わないとなったときに、どこがどのような負担をするのか。土地改良区なのか、ため池組合なのか、農林課なのか。

その辺を教えてほしいんですが。

楠和久農林課長

受益者等がいなくなって、もう農業用水路として使っていない場合っていうことになりますと、当然、農林事業ではできなくなります。

それが公有水面、法定外公共物とかであれば維持管理課になるのか。

そこは状況に応じて市の中で検討することになります。

ただ、先ほど申し上げたように、もう農業に使っていないのであれば農林事業にはならないです。

藤田昌隆委員長

農業用水路として今まで使っていたわけでしょう。

だから、廃止にしたから、維持管理課とかちらっと言われましたけど。

だって、あくまで農業用水路として造ったわけだから、それに対して、管理責任も、組合もあるし、土地改良区もあろうし、農林課もあると思うんですよ。

そん中で、いや、それは違いますよじゃあないと思うんやけど。

なぜ言うかという、これから先どんどん出てくると思うんですよ。

ため池をもう止めたといった場合に、今まで農業用水路があって、そこがだんだんなくなっていくわけですから。

それじゃあそこを、ため池組合だけやるのか、地元で負担してくださいよと言うのか。

それは大きく違うと思うんですけど。（「予算に絡めて言ってくれんね」と呼ぶ者あり）

この中に入るのかっていうこと。このケースでは駄目ですか、これ。（発言する者あり）
分かりました。後で聞きます。

ほかに。

小石弘和委員

先ほど農業用水路の改修工事の町名を言われた、120万円の内訳が欲しいわけ。

高田町が幾ら、藤木町が幾ら、それから山浦町が幾ら。そして何メートルか。そして結局、側溝の埋め込みの基準。

受益者はどこが払うのか。

藤田昌隆委員長

資料の内容ですね。

小石弘和委員

それでいいけん、よろしくお願いします。

野下泰弘委員

18ページの経営体育成基盤整備事業の計画策定業務で2,099万9,000円。

これほど高額になる理由というのが全くイメージがつかないんですけど、この計画策定業務がなぜこれだけの値段になるのかっていう説明をよろしいですか。

楠和久農林課長

内容といたしましては、まず、今回三島江島地区ですけれども、どういう事業をやるのか。

例えば、パイプラインを引く、暗渠排水を入れる。

例えば、農道を拡幅するとか様々な手法がありますが、それをまず検討をして、事業費を算出します。

それと、今回この事業が採択されるためには費用対効果とか、様々な条件をクリアする必要がありますがございます。

その際に、この事業をやることによって、どういう効果が出るのか。

例えば、効率がよくなって、経費が下がる。

収量が上がって、所得というか、農業収入が増えるとか。

そういった様々な試算を行います。

その上で費用対効果が採択要件として1以上になっていないといけませんので、そういう

試算を様々行う必要がございます。

そういった関係で、これぐらいの費用——現在下野地区は事業を実際行っているわけですが、以前ですので、ここまでは高くないですけれども、大体同じぐらいの費用がかかっております。

野下泰弘委員

御説明ありがとうございます。

私自身、今ではまだ分からないので、恐らく、圃場から全部計画をつくり直すっていうところなんだと思うんですけど。

後日資料だけ見に伺いに行きます。

久保山日出男委員

20ページです。河内河川プール監視員で延べ103名ということですが、期間とこれに対応する人数。

それと23ページの米消費拡大推進連絡協議会。この予算は15万円やけど。以前はもうちょっとあったような気がするけど。マンネリ化になっているから、今回は何をするのか。この米消費拡大。

それと25ページになります。市有林の巡回の委託料、年6回と。委託するのはどこにするのか。個人なのか何名かおいでなのか、それをお願いしたいと思います。

中垣秀隆農林課長補佐兼農村整備係長

まず、プールの監視員につきまして、プール期間が夏休み期間の7月20日から9月1日までとなっております。

現在、監視員さんが約5名いらっしゃいまして、そちらの方でローテーションを組んで、延べ103名を予定しております。

楠和久農林課長

米消費の15万円の分ですけれども、事業といたしましては、市からの15万円とJAからの15万円で運営をしております。

中身につきましては、主なものとしては毎年、米米コンテストというのを行っております。

小学生とかの皆さんにお米を使ったメニューを考えていただいて、それを選定して、入賞者とかに対する商品とか、そういったものを行っております。

それとあとは、各イベントがあった場合に、お米を商品として提供するとかいう場合にお米の提供等を行っております。

3つ目は林道巡回パトロールですか。（「25ページ」と呼ぶ者あり）

林道巡回パトロールについては、個人の方に委託をしております。

久保山日出男委員

河内ダムの場合は5名ということでしたが、常時何名置いているのでしょうか。

それと米消費拡大については、もうそろそろイベントを変えたらどうかと思います。

そうしないと、もうコンテストみたいなものやっても、米消費拡大になかなか結びついていないように感じます。

それと、巡回パトロールは個人っていうことでありますが、何名いらっしゃるんですか。

以上です。

楠和久農林課長

1名の方に委託をしております。（「上から言って」と呼ぶ者あり）

中垣秀隆農林課長補佐兼農村整備係長

プールの監視員ですが、平日が2名、土日祝日を3名配置するようにしております。

楠和久農林課長

市有林パトロールは1名の方に委託をしております。

久保山日出男委員

分かりました。

要望になりますけれども、米消費拡大につきましては、米米コンテスト、もう随分長いもので、何か策を考えたらどうかと思います。

よろしくをお願いします。

小石弘和委員

この市有林巡回委託料、年6回。前回もお聞きしたんですけど、場所はどこなのか。その報告はどういうふうになっているのかというふうなこと。前年に聞いたと思うんですけど、そこらがどういうふうになっているかというふうな形で御報告していただきたいと思います。

楠和久農林課長

すいません、先ほどの久保山議員の答弁が誤っておりました。申し訳ございません。

市有林パトロールについては東部森林組合に委託しております。

で、パトロールとしては森林の状況を見ていただいております。

小石弘和委員

東部森林組合に委託していると。その場所はどこかと。もう前回も聞いた。

そして、どんな報告を市としては受けているのかというふうなことが分かれば。

楠和久農林課長

市が保有している森林を――基本的には全域を見ていただくんですが、写真等を撮っていただいて、その状況を報告していただいているところです。

脇弘人農林課農政係長

東部森林組合のほうに委託しておりますパトロールにつきましては、写真で報告書を頂いております。市有林内を巡回したときに、森林の倒木とかの状況、また不法投棄があれば、そういった報告をしていただいております。そして最近ではドローンを使って上空からの写真を頂いております。状況について、また終わった後、報告をいただいております。

以上でございます。

齊藤正治委員

予算書にはないですが、議案外でもないんですけれども、今回、産業団地の34ヘクタールがなくなったと言ったらいかんですけれども、農地としてなくなってきたと。

これに対してはどういう協議をされたのか、それともされていないのか。

どんなですか。

庄山裕一農業委員会事務局長

産業団地の開発につきましては、主に商工振興課のほうで執り行っている事業でございますが、常に関係各課集まって、その辺の協議は行わせていただいているところでございます。

以上でございます。

齊藤正治委員

今のままで行きますと、いわゆる地域未来投資促進法でいけば、極端な話どこにでもできるわけですよ。

だから、鳥栖市として、どこの範囲まで農地を壊すと言うといかんですけれども、無くしてもいいのかっていう。そういうビジョンを持っておかないと、恐らくあちこちできてくるという可能性が高いというように思うわけです。

だから特に今、鳥栖市の農地っていうのは非常に優良農地ばかりでありますんで、どちらかという、担い手が足りないから、工場を造るよりも、私は農業の担い手をどんどんどんどんつくっていかにかいかな話なのかなと思うんですけれども。

そういったところについてはどのようなお考えかお聞かせいただきたい。

楠和久農林課長

今回、34ヘクタール開発されることになっておりますが、当然、農業側からすれば、農地が減ることそのものが望ましいこととは思っておりませんので、できるだけ農地は残していくべきだと思っております。

ただ、地区計画はじめ、市の政策として行っているところもございまして、農業政策としても、どこが歯止めっていうのはなかなか難しいですけれども、一般質問等でもお答えさせていただいておりますが、一つの手法としては、園芸振興とかを行っていくことにはしてお

りますが、当然、農地が減ること自体がなかなか厳しい状況ではございます。

ですので、そういった中で農業側の施策も含めて、今後また開発の話が出てくる可能性もありますので、十分協議をさせていただきたいと思っております。

齊藤正治委員

結局、今ある農地は浸水地域にもなっているわけです。

そういったところにわざわざ土をかぶせて、そして結局水の流れを悪くしていくわけです。

そういったところで、果たして今のような施策が鳥栖市にいつまでも続いていくとするならば、残ったのは、結局、利益を追求する——要するに会社とか、出先の工場ですもんね、これ全部。

そういったところっていうのは、雇用は幾らか確かに生み出しますけれども。

しかしながら、倒産すればそれで終わり。今みたいに商工センターの中でも、どんどんどんどん入れ替わりが激しいような状況でございます。

ですので、これからここは工場の進出は控えてほしいと。

逆に言えば、鳥栖市の山間部っていうのは、3分の1は山間部ですもんね。

そういったことからすれば、3分の1のところをやっぱり有効活用して、山といいますか、そういったところに進出をするようにしていかないと。

せっかく、農地を守っている農家の方々、この人たちはもうずっと何百年も昔からずっと代々続いてきて、地域の文化とともにそういった農地を守って、自然を守ってきているわけですよ。

その考え方が、何となく工場が来れば、わあって喜ぶんですけれども。あんまり喜ぶ話でもないというふうに——部長がいらっしゃるばってんが。と、私は思いますけど。

だから、そういったことで、ある程度の基準を、やっぱり農地を潰す、どういったところはっていうか、どこまで潰していくのかっていうのは。そういったものは見えてきてないっていうのは、私は一番、鳥栖市としては駄目なところじゃなかろうかというように思います。

ですんで、ぜひそこら辺も含めて、御検討をお願いできればと思いますけど。

宮原信経済部長兼上下水道局長

どこの地域を開発していくかということになりますと、土地の利用、市全体で考えていくことだと思っておりますけれども。

今回34ヘクタール、新たな産業団地を進めております。こちらにつきまして、本市の中にそういった工業用地の需要が多い、それに応えることができる土地がないというところで、今回スマートインターチェンジの設置も進んでおりまして、そちらも含めて場所をとということで選定をさせていただいたものだと考えております。

今後の市の山間部も含めた土地利用ということにつきますと、ここで私がお答えできる範疇ではないかと思うんですけれども。

全体を見たところで、どういったところというのは、そのときの状況等を勘案しながら検討していくべきものだと考えております。

以上でございます。

齊藤正治委員

自然と田んぼってというのは、もう未来永劫に人間が必要とする用地でもあるし、食料の基本のところですけども。

農林課も御存じでしょうけれども、西新町の問題あたりを含めて見て考えてみても、結局ほったらかしているというよりも、規制がきかないところがそういったところ。

だからもう極端な話を言えば、競馬場で何十億円上がりますって喜んでる人もいらっしゃいますけれども。

しかしながら、あれが来たがために、江島地区はみんな産業廃棄物の現在になってしまってます。今ではもうどうしようもなく困っているというような状況が結果的に生まれてきているわけですよ。

だから、そういった先見の明をやっぱりもう少し働かせた行政をやっていた方がいいのではなかろうかというように思いますんで、ぜひともそこら辺も含めて検討していただければと思います。

和田晴美委員

期間中でいいので資料の提供をお願いしたいのが、14ページの有害鳥獣対策です。一応、市のほうで66万1,000円ということですが、総額ですね。

協議会に払って、協議会で全体的に有害鳥獣対策をするのに、様々なところから給付金や補助金もらって運営していると思うんですけども。

その総額の内訳を含めた資料の提供をお願いしたいと思いますが、委員長よろしいですか。

楠和久農林課長

準備させていただきます。いつまでとかは。

和田晴美委員

この66万1,000円ですね。昨年より増えてますよね。

たしか昨年は38万円で、違いましたか。（発言する者あり）

藤田昌隆委員長

ぴしっと質問してください。

和田晴美委員

改めて御質問させていただきます。

この66万1,000円を含んだ全体的なものを見て、この66万1,000円を考えたいと思いますので、御提出のほうをお願いいたします。（「いつ」と呼ぶ者あり）

失礼いたしました。よければ近日中、委員会期間中にお願いできればと思います。

楠和久農林課長

準備をさせていただきます。

66万1,000円の内訳だけ申し上げさせていただきます。負担金の内訳として、事務負担金が1万円。それと県事業で委託金ですね、これは猟友会に対する委託金で、市が半額負担、半額が県補助ですので、その半額分が30万5,100円。それと箱わなの購入に対する補助として、イノシシの分が29万7,500円。小動物の分が4万7,500円。

内訳は以上となっております。

前年度は箱わなに対する補助がございませんでした。ですので、その分が上がっております。

以上です。

藤田昌隆委員長

別途、資料は要りますか。

和田晴美委員

資料の提出をお願いした意図といいますのが、被害額だとか計画に対して、金額があまりにも大きいと思うんです。総額のほうがですね。

この66万1,000円を含む総額、それで資料の御提出をお願いした次第です。

以上です。

飛松妙子委員

16ページの中山間地域等直接支払交付金ですが、現在、2集落、田代と牛原とあるということですが、田代西部集落が年々減ってきている理由を教えてくださいませんか。

楠和久農林課長

面積がということですか。（「面積」と呼ぶ者あり）

昨年と比べると、面積は若干減っております。

その分については、農地を売るとかして、もう農地として管理が難しくなったということなので、この交付金の対象から外すということがございましたので、その分で若干ではございますが減っております。

飛松妙子委員

分かりました。

2019年から比べたら、300万円ほど減っていましたので、何か理由があるのかなと思いました。

前年度と比べれば、ちょっとだったと思うんですけど。

2019年から見たら、2019年が1,000万円ちょっとあったんですけど、今回699万円ということで……（「すみません、それはどちらの数字でしょうか」と呼ぶ者あり）

2019年の委員会資料から拝見させていただきました。違いますか。

楠和久農林課長

そこは改めて確認をさせていただきます。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

それから、22ページのプールのあずまやですが、今回1,130万円ということで、結構あずまやってお金がかかるんですね。これの工事期間。

いつから設置されて使用開始ができるのか教えていただけますか。

中垣秀隆農林課長補佐兼農村整備係長

あずまやの設置工事の期間につきましては、既設の建物を取り壊して設置を行うものでございまして、新設のあずまやの材料の納期が約3か月かかります。

ですので、工事の発注時期としましては、5月、6月頃を予定しておりまして、納期が3か月要しますので、プール期間が終わり、工事の着手が9月頃を予定しておりまして、完了を11月、12月頃、年内の完了を予定しております。

以上です。

飛松妙子委員

分かりました。

そうしましたら、夏のプール期間中は現在のあずまやでいくということですが、老朽化しているっていう部分で、安全性の確認をさせてもらってよろしいでしょうか。

老朽化している部分で工事は9月以降になるということですので。

中垣秀隆農林課長補佐兼農村整備係長

既設の施設は木造で造られておりまして、毎年度、職員ではしごを上って目視点検を行っております。現時点では今すぐ危険な状態ではございません。

ですので、今シーズンは特に問題ございません。

以上です。

飛松妙子委員

分かりました。

事故がないことだけが一番心配ですので、よろしく願いいたします。

それから27ページで、先ほどの市民の森ネーミングライセンス料の件ですが、毎年毎年契約をいただいているかと思えます。

コカ・コーラ様になってから何年目ですか。これから先もずっとコカ・コーラ様でぜひやっていただいたほうがいいのではないかなと思っているんですが。

市としては、コカ・コーラ様に今後も継続してやっていただきたいという思いがあるのか。

また、この契約期間について、1年ごとですが、複数年期間とかいうのが考えられるのか教えてください。

中垣秀隆農林課長補佐兼農村整備係長

当然、貴重な財源でございますので、続けていただきたいと考えております。

契約期間については、先方のほうとも毎年更新をお願いしておるんですが、基本的には単年度契約になるものと考えてます。

飛松妙子委員

市民の森のネーミングが、周知が足りないんじゃないかなっていう気もするんですね。

もっと周知することで、コカ・コーラ様もこのネーミングライセンスの価値というものが出てくると思うんですが、その辺りをもう少し周知、PRをすることによってコカ・コーラ様に、さらにネーミングライセンスの、できれば収入アップにもつなげていただきたいと思うんですが。

その取組と、あと、ノベルティの作製っていうところであるんですが、このノベルティの作製が毎年毎年違うものなのか、統一されたものなのか。

何がいいものかという、私も言えないんですが、やっぱりこの市民の森に来たらこういう物がもらえるよとか、こういうものがあるよとか、何かそういうものがあることによって、もっともっとPRができるんじゃないかなと思うんですが、その辺りはいかがでしょうか。

楠和久農林課長

PRに関しては、今おっしゃってあるノベルティグッズを毎年作製して、市内の小学1年生の方にお配りしています。基本的には毎年変えております。

物差しであったり、コースターであったり、今年度についてはペン立てを作って、そこにもコカ・コーラボトラーズジャパン鳥栖市民の森ということで入れさせていただいております。

それとか、この中に予算を上げていますが、特にあの辺で一番人が来るのは、キャンプ場利用者数とかが多いですので、先ほどちらっと申し上げたんですが、河川プール、市民の森

の回遊性、ここにこういう施設がありますよというような、河内に来られる方に特にPRと
いうか、周知していただくような方法を考えているところです。

飛松妙子委員

あの辺りに来れば、散策すれば、そういうものがあるんだなっていうのは大体気づくと思
うんですが。

全く知らない方に対してのPRというものを考えたときに、そこの中だけじゃなくて、や
っぱり外に出てPRすることも必要かなとは思っています。

今年は市制70周年というイベントもありますので、そういうイベントの中で、そういうP
Rをすとか周知をすとか、ノベルティを配るとか、そういうこともできたらすることによ
って、もっともっと周知度を上げて、コカ・コーラ様がぜひネーミングライツに参加させ
ていただきたいって言うていただけるような取組が必要じゃないかなと思っておりますので、
御検討いただきたいと思います。

最後に、23ページの栖の宿の指定管理料3,800万円ですね。

コロナ禍と比べたときに、金額的にどのようになっていますでしょうか。

中垣秀隆農林課長補佐兼農村整備係長

指定管理料につきましては、現在の指定管理期間は令和3年から始まっておりますが、
3,100万円でした。コロナ禍にちょうど入った頃でしたので、通常の指定管理料はそのまま、
赤字分といいますか、来客数が減った分について、それを補填するという形でしてありまし
た。

コロナがある程度空けて、一番少なかったときよりは増えているんですけども。当時一
番多かったときほどはまだ戻っておりません。

それとコロナとは別に物価高騰等がありましたので、光熱水費とか材料費も含めてコロナ
と関係なく上がっている部分もございます。

そういうものをいろいろ勘案した上で指定管理者さんと協議をさせていただいて、現在、
この指定管理料とさせていただいているところです。

飛松妙子委員

分かりました。

物価高とともに人件費のアップも、賃金アップもございますので、その辺りも考慮しなけ
ればいけないことだと思っておりますので、今後もしっかり協議した上で決めていただけれ
ばと思います。

以上です。

小石弘和委員

今の栖の宿。これはもう年々私たちが要求していますが、もう民間に売払いしたらどうかというようなことを毎年毎年、委員会のときにお話ししているけど。その経緯はどういうふうになっているのか。もう、10年ぐらいになりやせんですか。

そうせんと、結局、要る金は全部、市が持たなくてはいけなくなる。古くなれば古くなるほど。

指定管理は半分市が負担しているんですよ。これだけ金を突っ込むなら、もう民間に売り払ったらっていうふうにならぬやせん。この建設経済常任委員会の中で議論をしているんですよ。

そのくらいの決断をしてくださって。前々回も話が出ています。

以上です。

藤田昌隆委員長

ほかには。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら農林課及び農業委員会事務局に対する質疑を終わります。

次に、商工振興課関係議案の審査に入りますので執行部準備のため、暫時休憩をいたします。

午前11時12分休憩



午前11時20分開会

藤田昌隆委員長

再開いたします。



商工振興課

議案乙第9号令和6年度鳥栖市一般会計予算

藤田昌隆委員長

これより商工振興課関係議案の審査を行います。

初めに、議案乙第9号令和6年度鳥栖市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼産業団地推進室長

それでは、令和6年度一般会計当初予算中、商工振興課関係分の主なものについて御説明をいたします。

委員会資料31ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款22諸収入でございますが、目1労働金庫預託金元利収入から、32ページ目5市小口資金融資預託金元利収入につきましては、市内の中小事業者向けの貸付け制度に伴います各金融機関への預託金の元金収入を計上しております。

33ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款5労働費、節20貸付金につきましては、労働者向けの生活資金融資のため、労働金庫へ預託するものでございます。

次に、款7商工費、目1商工総務費につきましては、経済部長及び商工振興課職員の人件費が主なものとなっております。

34ページをお願いいたします。

節12委託料につきましては、市内の工業団地の管理委託料、それからサンメッセ鳥栖の1階に設置をしております創業支援相談の通称鳥栖ビズの委託料が主なものとなっております。

35ページをお願いいたします。

節18負担金、補助及び交付金の主なものについてでございますけれども、次のページ以降の主要事項説明書にて御説明をいたします。

35ページの節20貸付金についてでございますが、商工中金と佐賀東信用組合に、市内の中小企業及びその構成員に対します事業資金融資の原資といたしましてそれぞれ預託するものでございます。

また、市小口資金融資預託金につきましては、市内の中小事業者の運転資金や設備資金の円滑化を図るため、市内の各金融機関に預託するものでございます。

節21補償、補填及び賠償金につきましては、市小口資金融資制度に基づく中小事業者への融資に係る保証料を負担し支援するものとなっております。

36ページをお願いいたします。

主要事項が載っておりますけれども、まず企業立地奨励金について御説明をいたします。

市内に事業所等の新設、増設などを行った進出企業に対します奨励金となっております。

企業立地奨励金につきましては、事業所等の新設や増設によって、最初に固定資産税を納めていただいた年度の翌年度から3年間交付するものとなっております。

今回5社について奨励金を交付するものでございます。

交付対象企業については御覧のとおりでございますけれども、年数をそれぞれ申し上げます。

株式会社カシワ、それから昭栄化学工業につきましては、3年目となっております。

三省製薬につきましては、2年目となっております。

福岡情報ビジネスセンター、それからアイティエスにつきましては、それぞれ1年目となっております。

37ページをお願いいたします。

オフィス環境整備補助金についてでございますけれども、佐賀県のオフィス環境整備補助金の承認を受けた事業者に対しまして、本市からも同様に、上乘せする形で補助金を交付するものでございます。

補助対象者は県の事業承認を受けた事業者でございまして、補助対象経費はオフィス物件の新築または既存物件の取得改修に要する経費となっております。

補助率は3分の1、上限500万円、補助期間につきましては、これは令和4年度から創設をされておりますけれども、県事業に合わせまして令和6年度までとなっております。

ちなみに県からの補助金について申し上げますと、本市のように市で上乘せ補助を行わない場合は、県の補助率が10分の1かつ上限が1,000万円となっております。

本市のように上乘せして補助を行う場合につきましては、補助率は3分の1に上がりまして、上限額も2,500万円まで上がります。

38ページをお願いいたします。

節12委託料についてでございますけれども、各観光施設等の管理委託料が主なものでございます。

39ページをお願いいたします。

節14工事請負費でございますが、御手洗の滝の遊歩道整備、それから四阿屋遊泳場のしゅんせつを行うものでございます。

40ページをお願いいたします。

節18負担金、補助及び交付金の主なものについて御説明をいたします。

41ページに主要事項説明書をつけておりますので御覧ください。

観光イベント推進補助金といたしまして、鳥栖山笠、まつり鳥栖、長崎街道まつりなど、

本市の観光イベントの開催などに対する補助が主なものとなっております。

主要事業事項の一番下にも書いておりますけれども、令和6年度が市制施行70周年記念ということで、記念事業として、特別事業を実施します鳥栖山笠及びまつり鳥栖に対しまして、鳥栖山笠については60万円、70周年記念事業でプラス。

それと、まつり鳥栖については100万円の70周年記念事業としてプラスとなっております。

実施内容につきましては、山笠が70周年記念事業を付した山の足幕、それから横断幕等に使う経費としたいということでございます。

それから、まつり鳥栖に関しましては、70周年を記念して花火の打ち上げを計画されているということで聞いております。

42ページでございますけれども、これは新規事業となっておりますが、アウェイサポーターまちなか誘客事業補助金といたしまして、サガン鳥栖のホームゲームに来場をされましたアウェイサポーターに対しまして、市内の宿泊施設及び中心市街地の店舗で使用できるクーポン券を配付いたしまして、まち歩き、それから消費行動を促したいというものでございます。

対象の試合は5月から12月に開催をされますサガン鳥栖のホームゲーム等をいたします。

クーポン券の配付は、本市の観光に関するアンケートに交代を頂いた方1人につき1枚配付をいたします。

クーポン券は2,000円の店舗宿泊施設での御利用に対し、1,000円使えるという形で行います。

2,000円の利用について、1,000円クーポン券を使用できるということで計画をしております。

以上、説明を終わります。

藤田昌隆委員長

これより質疑を行います。

和田晴美委員

2点御質問させていただきます。

70周年について、一部御説明ありまして、山笠、まつり鳥栖があるということですが、気になったのが、35ページで、毎年やっているイルミネーション、160万円か170万円か、こちらは70周年の分がついていないのか、1点目そちらからお伺いさせていただきませんか。

70周年のまつり鳥栖とか山笠みたいなものは、イルミネーションにはないのか、御質問させていただきます。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼産業団地推進室長

イルミネーション事業につきましても、実行委員会のほうで70周年記念事業を計画されておりまして、その分でプラス50万円、70周年記念事業経費としておるところでございます。以上でございます。

和田晴美委員

では、70周年記念を含んだ金額ということによろしかったですか。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼産業団地推進室長

そのとおりでございます。

和田晴美委員

ありがとうございます。

では、2点目のほうをお伺いさせていただきます。

同じように35ページの市小口の件ですけれども、この分について詳細が分かる範囲で教えていただきたいんですけれども。

保証料が900万円と8万円ついています——900万円、保証料のほうです。融資保証料。

市小口資金融資保証料の予算ですね。これは前年度もこのぐらいだったんでしょうか。

樋本太郎商工振興課参事兼課長補佐兼商工観光労政係長

和田委員の御質問にお答えさせていただきます。

令和5年度につきましては、3月補正で追加をさせていただきましたけれども、1,000万円ほどでございます。

令和6年度につきましては、積算につきましては、1月から9月ですね——市小口資金の保証料については、年単位になっていますので、令和5年1月から9月までの実績、それとそこからの月割りで、半年分の平均単価を出しまして、半分が見込額という形になります。

ですので、予算要求の時点では実績が確定しておりませんので、見込み値としては900万円ほど見込んでおりましたが、来年度以降については増えていく可能性はあると考えております。

以上でございます。

和田晴美委員

もう一度積算についてお尋ねさせていただきます。

たしか市小口っていうのは県の保証協会に払う分をするということで、施設と運転資金とで年だとか、それが違ったと思います。

それぞれ5年だったら一括で保証料を払うから、その分でこの金額を積算しているということで間違いなかったでしょうか。

樋本太郎商工振興課参事兼課長補佐兼商工観光労政係長

お答えいたします。

お見込みのとおりでございまして、基本的には信用保証料は全額一括して、5年なら5年払っていただきます。

ただ、議員御案内のとおり、繰上償還とかっていう場合があります。そういった場合は返戻金として大体保証料は戻ってきます。

例年、1割から2割程度、返戻金としては保証料戻っているところです。

以上でございます。

和田晴美委員

最後の質問です。

それでは、前年度の件数で構いませんのでわかりますか。運転資金と設備投資の分で件数が。内訳が分かりましたら、教えていただけないでしょうか。

樋本太郎商工振興課参事兼課長補佐兼商工観光労政係長

申し訳ございません、令和5年度についてはまだ精査中でございますが、令和4年度につきましては、運転資金につきましては、貸付け額が1億7,225万円。設備資金につきましては5,453万円。率にいたしまして、運転資金が76%、設備資金が24%というふうになっております。

以上です。

藤田昌隆委員長

ほかに。

野下泰弘委員

和田議員と少しかぶるんですけど、41ページのお祭りですけど、ほかの大山祇神社ですとか長崎街道まつり。

あそこの増額がない理由というのがもしございましたら教えていただけますか。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼産業団地推進室長

すいません、それは70周年記念事業で増額がないのかっていう御質問でよろしいんですか。

野下泰弘委員

はい。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼産業団地推進室長

各イベントにつきましては、イルミネーションも含めまして、各実行委員会それぞれございますけれども。

そちらのほうに70周年記念事業を行うのか、行わないのかを尋ねておりまして、その中で、行われるところについて予算を計上したものでございます。

野下泰弘委員

ありがとうございます。

もう一点、42ページのアウェイサポーターまちなか誘客のこのクーポン券の利用ですけど、中心市街地の店舗で利用できるっていうふうに記載があるんですけど。

範囲としてどこまでが中心市街地、もう駅近辺しか使えないのか、それとも新鳥栖駅近辺のお店もいけるのか、そこら辺お伺いしたいのと、言ったらもうこの募集ですよ、いつぐらいから店舗様に募集をかけていくのか。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼産業団地推進室長

募集の範囲といたしましては、鳥栖駅西側の商業地域内の店舗を対象としたいというふうに考えております。

それと募集の時期につきましては、議決後、速やかに御案内をしていきたいというふうに思います。

以上でございます。

野下泰弘委員

そうすると、もう商店街の範囲しか利用ができないということですか。

駅の西側っていうところであると。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼産業団地推進室長

令和6年度につきましては、その範囲で行いたいというふうに考えております。

野下泰弘委員

恐らく、このアウェイサポーターの誘客は、観光を回っていくスタート地点があるのは、相撲場とか、あそこら辺がスタートだったと思うんですよ。

駐車場からというところで、違いましたか。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼産業団地推進室長

車でお見えになれる方はそういったところにもおとめになられてあるかと思えますけれども、アウェイの方、遠方からのお客様もございますけれども、その方々については、おおむね鉄道で見えられているっていうことでございますので、対象といたしましては、車の方ではなく、まち歩きをしていただきたいという趣旨で、主に鉄道で見えられる方をターゲットにしたいというふうに考えています。

野下泰弘委員

おっしゃることはすごく分かるんですけど。

商店街だけだと、やはりフレスポの周り、全てにやっぱり飲食店ひっついているんで、どこで区切るかってすごく難しいと思うんですよ。

例えば、商店街だけっていったら、場所という江崎薬局から北側の通り、あそこは入るのかとかですね。

水田屋さんの奥の飲食店は商店街だったら、多分あそこら辺から切れると思うんですよ。どこまでかってすごく難しいと思うんですけど。

そこら辺がいろいろ苦情っていうか、クレームがつかないかなと思っているんですけど。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼産業団地推進室長

御心配のところはよく理解できます。

ただ、先ほど商業地域で申し上げましたけれども、用途地域の商業地域でございまして、まだ広い範囲で、商店街だけではなくて西側でいいますと、サニー近くぐらいまでが商業地域で、南側は東町から鉄道ぐらい線路のところまで。

北側については大正町を含め、フレスポの北側も含まれておるところでございまして。

野下泰弘委員

ありがとうございます。

できる限り広く御利用できるような形を取っていただければいいと思います。

御答弁ありがとうございました。

飛松妙子委員

今のところに関連して、確認いたしますが、1,000円のチケット渡して、どこでそのチケットが使えるかっていう御案内は、地図とか何か手渡しできるものを渡されますでしょうか。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼産業団地推進室長

クーポン券の配付の際に、取扱い店舗を掲載したものの配付を考えております。

飛松妙子委員

そのときに、できましたら地図でお渡ししたほうが分かりやすいと思いますので、ぜひそこはよろしく願いいたします。

あと、クーポン券を1枚お渡しするんですが、今回は無理だとしても、例えば、お菓子を1個プレゼントするとか。

何で申し上げるかといいますと、先日、鳥栖朝倉線の開通式の際にお菓子を頂いたんですが、その中に小都市の鴨の絵が入ったクッキーが入っていて、そのPRというか、そういうのがあって、ただ単に字とかでPRするお菓子だけじゃなくて、クッキーにとつとちゃんとか、今後そういうものをお菓子屋さんとかに開発をしてもらって、そういうものでPRして、そこに行ってみたいとか、そういうことも考えていただければなと思いますので、よろしく願いいたします。

それともう一点だけ。

33ページに九州佐賀国際空港の活性化協議会負担金が7万円ってあるんですが、この内容を教えていただけていいですか。

樋本太郎商工振興課参事兼課長補佐兼商工観光労政係長

こちらについては、九州佐賀国際空港活性協議会というものが、県が主導でつくられておまして、佐賀県は全市町、それから、議会におきましても佐賀県議会、佐賀県市議会議長会、それから経済各団体、合わせて会員数132ある団体でございます。

そちらにつきまして、毎年7万円の負担金を本市は支払っているところでございます。

以上でございます。

飛松妙子委員

ということは、負担金だけお支払いして、特に協議会とか、何か会議があるわけではないということですね。

樋本太郎商工振興課参事兼課長補佐兼商工観光労政係長

会議が年に一度ありまして、決算時期ですね。

大体5月ぐらいに開催されておまして、そのときに会議のほうに参加をさせていただいております。

飛松妙子委員

ちなみに佐賀国際空港に、鳥栖市のお菓子とかいうのを置いてあるのでしょうか。

鳥栖市の企業さんが出すお土産品っていうのはあるのでしょうか。

樋本太郎商工振興課参事兼課長補佐兼商工観光労政係長

現時点では把握しておりません。申し訳ございません。

飛松妙子委員

分かりました。

鳥栖からも7万円の負担金をしておりますので、ぜひお土産1つでもそこに置いていただいて、少しでも鳥栖市の企業様の売上げにつながればと思いますし、またそれをきっかけに鳥栖に来ていただけるようなことも考えていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

藤田昌隆委員長

それでは、質疑を終わります。



議案乙第12号令和6年度鳥栖市産業団地造成特別会計予算

藤田昌隆委員長

続きまして、議案乙第12号令和6年度鳥栖市産業団地造成特別会計予算を議題とします。

執行部の説明を求めます。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼産業団地推進室長

それでは、令和6年度鳥栖市産業団地造成特別会計予算について、主なものについて御説明をいたします。

委員会資料43ページをお願いをいたします。

まず歳入でございます。

款1 県支出金についてでございますけれども、新産業集積エリア整備事業に伴います県負担金でございます。

款2 繰入金についてでございますが、一般会計からの繰入金でございます。

委員会資料44ページをお願いをいたします。

款5 市債についてでございますけれども、新産業集積エリア整備事業に伴います起債となっております。

次に、歳出の主なものについて御説明をいたします。

資料45ページをお願いをいたします。

節12委託料についてでございますけれども、まず、工事監理委託料につきましては、造成工事の積算業務を委託するものでございます。

それから、環境調査委託料についてでございますけれども、造成工事に伴います周辺地域における騒音や振動等の調査となっております。

水質調査委託料についてでございますが、こちらも造成工事に伴います周辺地域における地下水――井戸ですね、の調査でございます。

節14工事請負費について申し上げます。

新産業集積エリア整備事業におけます造成工事、それから、公園緑地の整備工事費となっております。

節18負担金、補助及び交付金についてでございますけれども、こちらは県道中原鳥栖線の道路改良事業に合わせまして、県道に水道管を埋設するに当たりまして、市の上下水道局へ負担金としてお支払いをするものとなっております。

45、46ページにつきましては、先ほど御説明をいたしました事項の主要事項説明書となっております。

46ページをお願いします。

款2公債費についてでございますけれども、地方債の元金と利子の償還金となっております。

以上、説明を終わります。

藤田昌隆委員長

説明が終わりましたので質疑を始めます。

齊藤正治委員

まず、45ページの弁護士及び司法書士謝金。これは何ですか。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼産業団地推進室長

弁護士及び司法書士謝金についてでございますけれども、こちらにつきましては、1筆の農地が残っておるわけでございますが、そちらのほうは3月4日に農地転用の申請を行いました。

賃貸借権が解約をされましたので、権利がなくなりましたので、農地転用の申請を行っておるところでございます。

弁護士、それから司法書士の費用についてでございますけれども、この1筆の所有権移転登記、これが農地転用許可後に受けるわけですが、その御相談。

それから、あとアサヒビールと売買契約を締結をして、今、造成工事を進めておりますけれども、アサヒビールのほうとの協議の際に、法的見地から必要となった場合に相談をする費用で計上しているものでございます。

以上でございます。

齊藤正治委員

ということは、もう順調に3工区が造成されるというように理解していいわけですか。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼産業団地推進室長

農地転用許可を受けましたら、そのようになるものと認識をしております。

齊藤正治委員

そこで造成工事とか公園緑地工事が入っておりますけれども、この間もこの庁舎の分離発注、そういったことをぜひお願いしたいということで検討していただければと思います。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼産業団地推進室長

十分検討してまいります。

小石弘和委員

農地転用の分は、解約になったのはどちらの分ですか。（発言する者あり）

農地転用になったのはどちらの分かな。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼産業団地推進室長

個人名については申し上げは差し控えますけれども、残り 1 筆の農地転用の申請を行っておりますけれども、いずれの……。

おっしゃってあるのは、地権者の方かもしれませんが、個人名については差し控えたいと思います。

藤田昌隆委員長

ほかに。

野下泰弘委員

45ページの工事請負請負費で公園と緑地工事がもう入ってるんですけど、これも旭の工事というのは遅れていくわけなんですけど、公園の開放というのはされるんですか。

先に造ってしまっ。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼産業団地推進室長

今のところ予定ではございますけれども、公園が安全に整備が整えばですね、工事の操業開始を待たずに開放したいというふうには考えております。

はい。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

[発言する者なし]

そうしたら、以上で、商工振興課関係議案に対する質疑を終わります。

次に、上下水道局関係議案の審査に入ります。

昼食の休憩を取ります。

午前11時51分休憩

oooooooooooooooooooooooooooooooo

午後 1 時 6 分開会

藤田昌隆委員長

再開いたします。

oooooooooooooooooooooooooooooooo

上下水道局

議案乙第9号令和6年度鳥栖市一般会計予算

藤田昌隆委員長

これより上下水道局関係議案の審査を始めます。

初めに、議案乙第9号令和6年度鳥栖市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

犬丸章宏上下水道局管理課長

ただいま議題となっております、議案乙第9号令和6年度鳥栖市一般会計予算のうち、上下水道局関係分の主なものについて御説明いたします。

当初予算説明資料の2ページをお願いいたします。

款4衛生費、項4環境対策費、目3浄化槽設置整備事業費、節18負担金、補助及び交付金のうち、浄化槽設置整備事業補助金につきましては、鳥栖市公共下水道事業認可区域外における家庭用合併処理浄化槽の整備に係る補助金で、令和6年度は5人槽、7人槽、10人槽のそれぞれ1基ずつの整備に対する補助金の交付を見込んでおります。

浄化槽設置維持管理費補助金につきましては、鳥栖市公共下水道の処理区域外に設置されている家庭用合併浄化槽の維持管理に係る補助金で、令和6年度は47件分の補助金の交付を見込んでおります。

以上で、議案乙第9号令和6年度鳥栖市一般会計予算のうち、上下水道局関係分の説明を終わります。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

藤田昌隆委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

[発言する者なし]

よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]



議案乙第13号令和6年度鳥栖市水道事業会計予算

藤田昌隆委員長

続きまして、議案乙第13号令和6年度鳥栖市水道事業会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

犬丸章宏上下水道局管理課長

ただいま議題となっております、議案乙第13号令和6年度鳥栖市水道事業会計予算の概要について御説明いたします。

最初に、令和6年度水道事業予算書の概要について御説明いたします。紙でいうと肌色の分で、タブレットにも入ってあるかと思いますが。

それでは、予算書の1ページをお願いいたします。

第2条に業務の予定量を記載しております。給水戸数は前年度と比べ300戸増の3万3,300戸。年間総給水量は前年度と比べ約0.3%増の768万立方メートル。1日平均給水量は約0.5%増の2万1,041立方メートルをそれぞれ見込んでおります。

第3条に収益的収支、予算書の2ページになりますけれども、第4条に資本的収支について記載をしております。この内容につきましては、後ほど別途資料で御説明をいたします。

予算書3ページをお願いいたします。

第5条、債務負担行為の設定について記載をしております。

安楽寺水源地の浸水対策の取組といたしまして、令和6年度から令和7年度にかけて電気設備更新を予定しておりますことから、安楽寺水源地電気設備更新事業につきまして、期間と限度額をそれぞれ記載しておるところでございます。

第6条に企業債、予算書4ページになりますが、一時借入金、経費の流用、たな卸資産購入限度額について記載をしておるところでございます。

予算書の6ページから9ページまでは、予算実施計画となりますが、この内容につきましては、また後ほど別途資料で御説明をいたします。

予算書の10ページ、11ページをお願いいたします。

令和6年度予算に係ます予定キャッシュ・フロー計算書を記載しております。

11ページに資金期首残高、資金期末残高を記載しております。

資金期末残高は16億2,887万2,620円を見込んでおるところでございます。

予算書の12ページから18ページにわたりまして、水道事業会計に計上する職員給与費に關しまして、職員数及び給与費の内訳、合わせて、会計年度職員の状況などについて記載をしておるところでございます。

予算書の19ページをお願いいたします。

債務負担行為に関する調書につきましては、先ほど御説明いたしました安楽寺水源地電気設備更新事業に係る1件でございます。

予算書の20ページから25ページにつきまして、令和6年度の予定貸借対照表を記載しております。

21ページの一番下の段にあります資産合計、それから24ページになりますけれども、これも一番下の段にあります負債資本合計はそれぞれ165億7,874万8,133円を見込んでおるところでございます。

予算書の26ページ、27ページにつきましては、令和5年度の予定損益計算書、それから予算書28ページになりますが、28ページから34ページに、令和5年度の予定貸借対照表を記載をしておるところでございます。

続きまして、予算実施計画の内容につきまして当初予算説明資料により御説明をさせていただきます。

当初予算説明資料のほうを御覧いただきますようお願いいたします。

資料の3ページをお願いいたします。

まず、収益的収支のうち、収入の主なものについて御説明します。

款1水道事業収益、項1営業収益、目1給水収益につきましては、先ほど説明いたしました、令和6年度の業務の予定量などから、水道料金の収入見込みとして算定した額を計上しているところでございます。

目2加入負担金につきましては、給水装置の新設等に係る加入負担金の収入見込額を計上しております。

目3受託工事収益につきましては、開発行為、雨水整備事業などに伴う受託工事に係る負担金収入でございます。

目4その他の営業収益のうち、手数料につきましては、給水設置工事等に係る設計審査手数料及び工事検査手数料でございます。

雑収益につきましては、下水道使用料などの徴収事務に係ります下水道事業会計からの負担金収入及び消火栓維持管理に係る一般会計からの負担金収入でございます。

項2営業外収益、目3長期前受金戻入につきましては、収益的支出に計上します減価償却費の考え方と同様に、会計処理として、施設建設の財源となる工事負担金等について繰り延べて収益化するものでございます。

資料4ページをお願いいたします。

次に、収益的収支のうち、支出の主なものについて御説明いたします。

初めに、収益的支出に計上しております給与費について申し上げます。

款1水道事業費用、項1営業費用の目1、目2、目4、目5に計上しておます、給与費は上下水道局職員のうち、職員21人分及び会計年度任用職員3人分の人件費でございます。

続きまして、項1営業費用、目1原水及び浄水費のうち、委託料につきましては、浄水場の運転管理業務、脱水汚泥等運搬処分業務、機械設備等の保守点検業務、水質検査業務などに係る委託料でございます。

修繕費につきましては、浄水場、水源地の機械・電気設備及び水質分析機器などの修繕費でございます。

動力費につきましては、水源地、浄水場、送水ポンプ場の電気料でございます。

薬品費につきましては、粉末活性炭などの水処理に要する薬品や水質検査用の試薬の購入費でございます。

負担金につきましては、ダム等の施設管理費負担金などがございます。

目2配水及び給水費のうち、委託料につきましては、給配水管修繕当番業務、水道施設情報管理システム更新及び保守点検業務、工事写真マイクロ化業務などの委託料でございます。

修繕費につきましては、給排水管などの修繕費でございます。

路面復旧費につきましては、配水管布設後の道路舗装工事費でございます。

目3受託工事費につきましては、開発行為、雨水整備事業などに伴い、受託する配水管の布設または布設替えに係る工事費でございます。

目4業務費のうち、通信運搬費につきましては、毎月の水道料金等の納付書、督促状の発送などに係る郵便料でございます。

委託料につきましては、検針事務、検定満期となる量水器の取替え業務、水道料金システムの保守点検業務などの委託料でございます。

手数料につきましては、水道料金等のコンビニエンスストア収納に係る手数料などがございます。

賃借料につきましては、水道料金システム機器などの賃借料でございます。

修繕費につきましては、検定満期となった量水器の取替え業務において使用する量水器の費用などがございます。

目5総係費のうち、委託料につきましては、鳥栖市水道ビジョン策定支援業務に係る委託料などがございます。

現在の水道ビジョンについては、令和2年度に策定しており、おおむね5年ごとに見直しを行うこととしておりますことから、令和6年度に見直しに係る作業を行い、令和7年度中の改定を予定しているところでございます。

目6減価償却費につきましては、水源地や浄水場の建物、機械などの設備、配水管、導水

管などの固定資産に係る減価償却費でございます。

目7資産減耗費につきましては、配水管布設替え及び水道施設更新に伴う固定資産の除却費でございます。

資料の5ページをお願いいたします。

項2営業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費につきましては、企業債償還利息などでございます。

目2消費税及び地方消費税につきましては、令和6年度の納税見込額でございます。

次に、資本的収支のうち、収入の主なものについて御説明いたします。

款1資本的収入、項1企業債、目1建設改良事業の財源に充てるための企業債については、建設改良事業費の財源の一部とするための企業債による収入でございます。

項2工事負担金につきましては、開発行為、雨水整備事業などに伴う受託工事に係る負担金でございます。

項3他会計負担金につきましては、消火栓設置に係る一般会計からの負担金収入でございます。

資料の6ページをお願いいたします。

次に、資本的収支のうち、支出の主なものについて御説明いたします。

初めに資本的支出に計上しております職員給与費について申し上げます。

款1資本的支出、項1建設改良費の目2、目3に計上しております給与費は、上下水道局職員のうち、職員4人分の人件費でございます。

続きまして、項1建設改良費、目1原水設備費のうち、工事請負費につきましては、安楽寺水源地電気設備更新事業に係る工事請負費でございます。

目2浄水設備費のうち機器購入費につきましては、水処理に係る機器の経年劣化に伴う買換えのための経費でございます。

目3送配水設備費のうち、委託料につきましては、配水管、導水管の更新などに係る設計の委託料でございます。

工事請負費につきましては、配水管、導水管の更新工事、開発行為、雨水整備事業などに伴う受託工事に係る工事請負費などでございます。

土地購入費は配水管を布設するために必要な用地の購入費でございます。

今、申し上げました建設改良費の事業概要につきましては、また後ほど別途資料で御説明をいたします。

続きまして、項2企業債償還金につきましては、建設改良等の財源に充てるための企業債の元金償還に要する経費でございます。

項3 投資その他資産の投資有価証券につきましては、水道事業会計におけるさらなる収益を確保するため、国が発行する国債などを買い入れるための経費でございます。

現在、保有しております債権の買換えを含め、水道事業会計の今後の見通しを精査し、金利の状況などを踏まえながら対応してまいりたいと考えております。

資料の7ページをお願いします。

続きまして、令和6年度の水道事業関連施設更新整備の概要について御説明をいたします。

現在、令和11年度までを計画期間とします鳥栖市水道ビジョンに基づき、事業を進めているところでございます。

令和6年度におきましては、主に3つの項目に取り組んでまいることとしております。

1つ目は配水管更新工事でございます。

配水管更新のうち、幹線に係る工事箇所は、市道山浦・安路線及び浦田川・大楠線での施工を予定しております。

その他の配水管更新の工事といたしましては、国道3号、県道中原鳥栖線などでの施工を予定しております。

事業費といたしましては、工事請負費2億5,710万1,000円を計上しております。

配水管幹線の更新工事の予定箇所につきましては、資料の8ページに図面を載せておりますので、8ページを御覧いただきますようお願いをいたします。

図面の中で赤く着色しております箇所が令和6年度の施工予定箇所でございます。延長につきましては、約114メートルの施工を予定をしているところでございます。

資料の7ページに戻っていただきまして、2つ目の項目といたしましては、平成30年度から事業に着手をしております、導水管更新工事でございます。

この導水管工事につきましては、安楽寺水源地から浄水場まで原水を送る導水管、延長約5キロメートルを布設するものでございます。

令和6年度は県道中原鳥栖線が轟木川を横断する位置において、水管橋上部工、下部工などの施工を予定しております。

事業費といたしましては、工事請負費3億3,600万円を計上しております。

予定箇所につきましては、9ページに図面を載せておりますので御覧いただきますようお願いいたします。

図面の下のほうになりますけれども、浄化センター付近のところが工事予定箇所としておるところでございます。

資料の7ページに戻っていただきまして、3つ目の項目といたしましては、安楽寺水源地の浸水対策ということになります。近年の大規模災害の状況を鑑みまして、被災時の水道

における市民への影響を踏まえ、豪雨時に浸水が想定されております安楽寺水源地の浸水対策に取り組むものでございます。

令和6年度から令和7年度にかけて、受変電設備等の更新を図ることを予定しており、事業費は工事請負費4,500万円を計上しております。

また、債務負担行為として令和7年度に4億500万円を計上しておりますのでございます。

工事予定箇所につきましては、資料の10ページに図面を掲載しておりますので、御覧いただきますようお願い申し上げます。

図面の左側のほうにあります、平面図の赤く着色をしている箇所に新たに電気室を建築いたしまして、その電気室に受変電設備等を設置するものでございます。

電気室の建築につきましては、現在工事を行っており、間もなく完成の予定でございます。

その後に令和6年度の受変電設備等の更新に着手するものでございます。

以上で議案乙第13号令和6年度鳥栖市水道事業会計予算の説明を終わります。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

藤田昌隆委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

飛松妙子委員

確認をさせていただきたいんですが、配水管整備事業は令和4年度以前から実施されているかと思うんですが、この業者さんっていうのは、令和4年以前に選定された事業者さんがずっと行っていらっしゃるのか。

事業者さんは何年かに1回入札等で決めていらっしゃるのか、その辺りを教えてもらっていいですか。

日吉和裕上下水道局事業課長

水道の指名業者に関しましても、鳥栖市の指名審査委員会と一緒に、2年に1回指名審査が行われておりますので、それに応じて2年に1度指名を決めて、それにより工事のほうは発注しております。

飛松妙子委員

そうしましたら、いつが切り替えの年度になっていきますか。

日吉和裕上下水道局事業課長

最近では令和5年、6年が2年間ですので、次回は令和7年になるかと思えます。

飛松妙子委員

分かりました。

配水管整備事業で、8ページ、9ページの青のところは令和7年度以降ということで、令

和7年度以降はここでまた新たに事業者さんを選定されるということでもよろしかったですか。

日吉和裕上下水道局事業課長

御指摘のとおり、令和7年度でまた業者選定をした上での発注になるかと考えております。

飛松妙子委員

ちなみに令和6年度の業者選定はないということでもよかったですでしょうか。今回の予算の中で。

平塚俊範上下水道局次長兼事業課浄水場長

基本的なところがちょっと違うようですので御説明をしますと、まず企業会計として指名をするに当たり、まず審査をいたします。

そしてそれを指名審査委員会のほうにお願いをかけてするものですから。

普通の一般会計の入札と全く同じようなやり方になります。

飛松妙子委員

令和6年度発生しないということでもよかったですでしょうか。（「そのとおりでございます」と呼ぶ者あり）

ということは、今後も令和7年、9年、11年っていう形で奇数で入札制度があるということでもよかったですでしょうか。

犬丸章宏上下水道局管理課長

指名をさせていただく業者につきましては2年に1回——先ほど平塚次長が申しましたとおり、一般会計と同じように見直しをしております。

ですので、2年間は同じ業者のグループで行って、2年ごとに見直しをしていくということで御理解いただきますようお願いいたします。

野下泰弘委員

6ページですけど、本年度国債を3億円購入されるということで、過去にもこのような例というのがあったのか。

それと令和6年度、なぜ今回この国債購入に至ったのか、経緯を教えてくださいてもよろしいでしょうか。

犬丸章宏上下水道局管理課長

これまでも国債、それとか地方債の保有をしておるところでございます。

で、今回購入を計画させていただいております経緯といたしましては、やはり金利の動きと申しますか、ここ数年、低金利が続いておりまして、見込みでは1.5%程度には達するのではないかとこのところがありますので、その金利であれば、一定の収入が期待できますので、そういう金利の動き等と現金の状況と合わせて、購入時期っていうのを判断してきたところ

でございます。

以上です。

藤田昌隆委員長

ほかには。

小石弘和委員

7ページの配水管更新工事。配水管の布設及び布設替え工事等を実施すると。原古賀町、桜町、それから曾根崎町、儀徳町などちゅうことは、ほかにもあるということですか。

日吉和裕上下水道局事業課長

ほかにもございます。

今回配水管布設は、先ほど御説明した幹線工事は原古賀町のところで場所を示していますけれども。

それ以外に、国道、県道、市道の道路改良に絡む部分での布設替え工事だとか、今、あさひ新町で進めております雨水管の整備も含めて移設工事がありますので、全長で約1.2キロを配水管の布設替え工事として計画をしているところでございます。

小石弘和委員

では、原古賀町と桜町と曾根崎町、儀徳町の布設工事の距離数ですか、メーター数。

4か所の分をお知らせいただきたいと思います。

日吉和裕上下水道局事業課長

まず、原古賀町につきましては、延長約120メートルになります。

それと桜町につきましては、県道の布設替えになりますので、約20メートルの布設替えを計画いたしております。

曾根崎町に関しましては、延長約380メートルの配水管布設を予定しております。

儀徳町につきましては、延長約350メートルの布設替え予定いたしているところでございます。

小石弘和委員

原古賀町の120メーターと桜町の20メーター、曾根崎町の380メーター、儀徳町の300メーター布設替えの口径は何ぼですか。

日吉和裕上下水道局事業課長

原古賀町については口径700ミリになります。桜町につきましては、口径250ミリを予定をいたしております。曾根崎町については口径100ミリでございます。儀徳町がまちまちですけども、50ミリから150ミリの口径を予定いたしております。

藤田昌隆委員長

ほかに。

[発言する者なし]



議案乙第14号令和6年度鳥栖市下水道事業会計予算

藤田昌隆委員長

続きまして、議案乙第14号令和6年度鳥栖市下水道事業会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

日吉和裕上下水道局事業課長

それでは、ただいま議題となっております議案乙第14号令和6年度鳥栖市下水道事業会計予算の概要について御説明をいたします。

最初に、先ほどと同じように肌色の表紙の令和6年度下水道事業予算書の概要について御説明をいたします。

予算書の35ページをお願いいたします。

第2条に業務の予定量を記載しております。

水洗化戸数は前年度と比べ400戸増の3万500戸。

年間総処理水量は前年度と比べ約7.7%減の850万立方メートル。

1日平均処理水量は約7.5%減の2万3,288立方メートルをそれぞれ見込んでおります。

第3条に収益的収支、予算書36ページの第4条に資本的収支について記載をいたしております。

この内容につきましては、後ほど別途資料で御説明をいたします。

予算書の37ページの第5条に債務負担行為の設定について記載をいたしております。

令和6年度の事業着手に予定をしております、浄化センターストックマネジメント事業委託及び浄化センター耐水化事業委託につきまして、期間と限度額をそれぞれ記載いたします。

予算書38ページ、39ページに企業債、一時借入金、経費の流用、一般会計からの補助金、利益剰余金の処分について記載をいたしております。

予算書42ページから45ページまでの予算実施計画は、後ほど別途資料で御説明をいたします。

予算書の46、47ページをお願いいたします。

令和6年度予算に関わります予定キャッシュ・フロー計算書を記載いたしております。

47ページに資金期首残高、資金期末残高を記載いたしております。

資金期末残高は1億6,836万9,099円を見込んでおります。

予算書の48ページから53ページに、下水道事業会計に計上する職員給与費に関しまして、職員数及び給与費の内訳などについて記載をいたしております。

下水道事業会計に計上する職員数は令和6年4月に予定されている機構改革に伴い、令和5年度から1人増の17人となります。

予算書の54ページをお願いいたします。

債務負担行為に関する調書につきましては、先ほど御説明しました令和6年度に新たに設定するものを含め記載をいたしておるところでございます。

予算書の56ページから61ページまでは令和6年度の予定貸借対照表を記載いたしております。

57ページの一番下の段にあります資産合計及び60ページの一番下の段にあります負債資本合計は、それぞれ411億5,572万2,005円を見込んでおります。

予算書の62、63ページに令和5年度の予定損益計算書、64ページから70ページに令和5年度の予定貸借対照表を記載いたしております。

続きまして、予算実施計画の内容につきまして、タブレットの当初予算説明資料に基づいて御説明をさせていただきます。

資料の11ページをお願いいたします。

まず、収益的収支のうち、収入の主なものについて御説明いたします。

款1下水道事業収益、項1営業収益、目1下水道使用料につきましては、令和6年度の業務予定量などから、下水道使用料の収入見込みとして算定した額を計上しております。

目2他会計負担金につきましては、雨水事業に要する経費について一般会計から負担金として受け入れるものでございます。

目4その他営業収益のうち、雑収益につきましては、浄化センターにおけるし尿受入れに係ります経費として、一般会計より受け入れるものでございます。

項2営業外収益、目2国庫補助金につきましては、収益的支出における国庫補助事業の財源の一部となるものでございます。

目3他会計補助金につきましては、一般会計からの繰入金でございます。

目4長期前受金戻入につきましては、収益的支出に計上します減価償却費の考え方と同様に、会計処理として、施設建設の財源となる国庫補助金等についても繰り延べて収益化するものでございます。

資料の12ページをお願いいたします。

次に、収益的収支のうち、支出の主なものについて御説明いたします。

初めに、収益的支出に計上しております給与費について申し上げます。

款1下水道事業費用、項1営業費用の目2、目4、目5に計上しております給与費は、上下水道局職員のうち、職員11人分の人件費でございます。

続きまして、項1営業費用、目1管きよ費のうち、委託料につきましては、水防法改正に伴う雨水出水浸水想定区域図作成に必要な解析業務、西田川雨水対策検討業務に係る委託料のほか、汚水管渠清掃業務などの汚水管渠の維持管理に関わる委託料でございます。

修繕費につきましては、マンホール等の補修に係る修繕費などでございます。

目2処理場費のうち、委託料につきましては、浄化センターストックマネジメント計画策定業務、サザン鳥栖クロスパークの開発に伴う下水道事業計画変更に関わる業務のほか、浄化センター及び北部中継ポンプ場などの運転管理に、薬品代、光熱水費などを合わせた包括委託、汚水処理で発生します汚泥の収集運搬など、浄化センター等の維持管理に係る委託料でございます。

修繕費につきましては、浄化センターの機械設備等の修繕に要する経費などでございます。

目4業務費のうち、負担金につきましては、下水道使用料などの徴収事務は水道事業が水道料金の出納事務と一体的に行っておりますことから、徴収事務に要する経費の一部を負担するものでございます。

目6減価償却費につきましては、浄化センターの建物や機械などの設備、汚水管渠などの固定資産に関わる減価償却費でございます。

目7資産減耗費につきましては、浄化センターの改築、汚水管の布設替えなどに伴う固定資産の除却費でございます。

資料の13ページをお願いいたします。

項2営業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費につきましては、企業債償還利息などでございます。

目2消費税及び地方消費税につきましては、令和6年度の納税見込み額でございます。

資料の14ページをお願いいたします。

次に、資本的収支のうち、収入の概要について御説明をいたします。

資本的収入につきましては、資本的支出の建設改良費、企業債償還金の財源の一部として、下水道建設事業債、資本費平準化債、国庫補助金、受益者負担金などを計上いたしております。

資料15ページをお願いいたします。

次に、資本的収支のうち、支出の主なものについて御説明いたします。

款1 資本的支出、項1 建設改良費、目1 施設建設費のうち、給与費につきましては、上下水道局職員のうち、職員6人分の人件費でございます。

委託料につきましては、北部中継ポンプ場増設工事委託、浄化センターに関わりますストックマネジメント改築工事委託及び耐水化工事委託などがございます。

補償費につきましては、西田川排水区雨水整備事業に伴う補償費でございます。

工事費につきましては、西田川排水区雨水整備及び国道などの道路改良に伴う下水道管渠の移設などの工事請負費でございます。

建設改良費の事業概要につきましては、後ほど御説明をいたします。

項2 企業債償還金、目1 企業債償還金につきましては、下水道建設事業債及び資本費平準化債の元金償還に要する経費でございます。

資料の16ページをお願いいたします。

次に、令和6年度の公共下水道事業の概要について御説明をします。

令和6年度は、主に4つの事業に取り組んでまいることといたしております。

1つ目の事業は、西田川排水区雨水整備事業でございます。

この事業は、旭地区の課題である西田川関連雨水対策を講じるため、国の交付金を活用して整備を進めているものでございます。

令和6年度の事業費といたしましては、6,565万円を計上いたしております。

工事予定箇所につきましては、17ページを御覧ください。

黄緑色の箇所が2月臨時会で御承認をいただきました予定箇所でございます。

その上流部にある赤く着色した箇所が令和6年度の実施予定箇所で、ボックスカルバートを延長約180メートル設置する予定といたしております。

資料の16ページに戻っていただきまして、次に、2つ目の事業は、令和5年度から2か年で取り組んでおります北部中継ポンプ場増設等事業でございます。

令和6年度の事業費といたしましては、1億8,020万円を計上いたしております。

工事箇所につきましては、18ページをお願いいたします。

主に弥生が丘地区の汚水の圧送を担う北部中継ポンプ場は現在、汚水ポンプ2基で稼働をいたしております。

赤く着色した箇所が令和6年度の実施予定箇所で、流入量の増加に伴いまして、汚水ポンプ1基の増設を予定をしております。

16ページに戻っていただきまして、次に、3つ目の事業は、平成30年度から取り組んでおりますストックマネジメント事業でございます。

この事業は、今後、老朽化していくことが想定される下水道施設の管理の最適化を図る事業でございます。

令和6年度は浄化センターの改築工事を予定しており、事業費といたしまして、4億6,580万円を計上いたしております。

また、債務負担行為として令和7年度に4億5,300万円を計上いたしております。

工事予定箇所につきましては、19ページを御覧ください。

青く着色した箇所が令和5年度、令和6年度の2か年で行う箇所で、非常用発電機設備を改築いたしており、だいたい色の箇所が、その非常用発電設備の基礎工事などを令和6年度に予定をいたしております。

また、赤く着色した箇所が令和6年度、令和7年度の2か年で行う予定箇所で、送風機1基の改築工事を予定をいたしております。

16ページに戻っていただきまして、4つ目の事業は、浄化センターの耐水化事業でございます。

この事業は、近年の浸水被害の状況を鑑み、被災時の下水道における市民への影響及び国の動向等を踏まえ浄化センターの耐水化に取り組むものでございます。

令和6年度は造成工事を予定しており、事業費といたしましては、1,800万円を計上いたしております。

また、債務負担行為として令和7年度から令和9年度までに30億2,200万円を計上しております。

電気機械設備工事を含めた総事業費は35億1,000万円を見込んでおるところでございます。

耐水化の概要については20ページをお願いいたします。

赤色ラインに敷地の高さ約5メートルの耐性壁で囲む計画といたしておりまして、被災時に下水道処理に大きな影響がある水処理施設側から優先的に進める計画といたしております。

令和6年度は、耐水壁の地盤改良等に必要な盛土工事などの造成工事を予定をいたしているところでございます。

以上で議案乙第14号令和6年度鳥栖市下水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。

藤田昌隆委員長

ありがとうございました。これより質疑を行います。

小石弘和委員

予算書を見てみると、大きな事業ばかりの予算を組まれているようでございます。

今の市内を見回すと、大体100%近い下水道の普及率になっていると思うんですけど、長年

にわたって汚水ますの凹凸、それから陥没、これがかなりあると思うんですけど。

この予算がどこについているのかなと。補修用、それから舗装。

私も気のついたところは、下水道に連絡して、修理と布設替えを要するをお願いをしているんですけど。相当市内では——私も2週間ぐらい前、凹凸の汚水ますの凹凸のあれで、ハンドルを取られて、もう少しで事故を起こすところだったんですよ。

ほかの人がもしそこで事故が起きたときにどう対応するのかなというふうなことで、やはり舗装の面とそういう予算組みをしていただいて、随時的にやっていただきたいと。

これ見たら予算が上がっておりませんので、どういうふうなところで予算を組むのか、そしてやってあるのかなというふうなことを思ったから、この委員会の中で言わせていただいたんですけど。

年次的に、どういうふうな状況でやっているのか。

それを御説明いただきたいと思うんですけど。

平塚俊範上下水道局次長兼事業課浄水場長

もともと下水道課であった頃、下水道の維持課と事業課と2つあったんですけども、その当時は、そこに修繕費という形で予算をつけていました。

それが逆にまた一つに統合されたときに、舗装等の修繕の中にその費用が入り込む形になったので、マンホールの補修等箇所が、例えば、10個ぐらいあったとすると、それをまとめて発注をかけているっていうのが現状でございます。

ちょこちょこ職員もあちこち見に行って、こことここを定期的にやっていこうよという形には達していると思うんですけども。

なかなかそこまで今のところ手が回っていないのが現状でございます。

小石弘和委員

そこらは結局人手不足かなというふうなことを感じますけど。

現実、やはり危険なところは私も相当市内を走り回りますけれども、ここは危ないなというようなところだけは連絡して、危険を要するところだけはお話しさせていただいているんですけど。

早急にしていただきたいというような要望をしているんですけど。

もう少し人手を入れていただいて、そういうようなところの修理、様子を見ていただきたいなというようなことと。

それからまた、舗装の面がもうかなり傷んでおりますので、その点も考慮しながらやっていただきたい。

もしできれば、もう令和7年までに、そういう特別に予算を組んでいただくようお願い

をしたいと思います。

以上です。

犬丸章宏上下水道局管理課長

今の小石議員からお尋ねいただいた予算の計上の部分でございますけれども、令和6年度の予算の計上といたしましては、今、お手元等の資料でいきますと12ページで、営業費用で目でございますと目1の管きょ費、この真ん中の段の修繕費のところ、金額は2,300万円ちょっとのところ、ここにマンホール等の修繕費については計上させていただいておるところでございます。

小石弘和委員

今、説明を受けましたけど、マンホールの修繕費が2,364万1,000円っちゃうことでしょうか。

じゃあ舗装はどんなふうになっているんですか。

日吉和裕上下水道局事業課長

マンホールの周りの舗装も併せて、この中で舗装の補修は行っていきますけれども、仮復旧等の路面復旧に関しましては、資本的支出の工事請負費の中で舗装費のほうは予算を確保しているところがございます。

小石弘和委員

これだけ予算があるなら、定期的に行われるわけですか。大体1基、七、八十万円ぐらいかかると思うんですけど。

どのぐらいかかるんですか。マンホールを修理するとき。

日吉和裕上下水道局事業課長

高さの調整とかによって異なりますけれども、議員御指摘のとおり、50万円から100万円程度の間の中で、1か所当たりかかるものと考えておりますので、今後、今、御指摘いただいたように、可能な限り計画的に進めていけるようには努めてまいりたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願いしたいと思います。

齊藤正治委員

西田川関連のやつは、一応これで100%終わりっていうことでよろしいでしょうか。

日吉和裕上下水道局事業課長

旭地区の浸水の対策として、現時点で考えている西田川の排水環境整備については、令和6年度で完了ということを目標といたしております。

齊藤正治委員

それからもう一つ、浄化センターのキャパの問題ですけれども、アサヒビールとか、今後産業団地、そういったものについては、今の浄化センターの能力でオーケーということでは

いんですか。

日吉和裕上下水道局事業課長

アサヒビールに関しましては、今、聞き及んでいるのは、公共下水道の接続ではなくて、自社での浄化槽処理をして、河川に排水するというふうに聞き及んでおります。

一方、サザン鳥栖クロスパークの開発に伴いましては、開発の要綱に上限で、私どものほうの処理場でも処理ができる処理能力の分を指定をしておりますので、結果、処理能力的には賄えます。

藤田昌隆委員長

単純な質問ですが、資料の17ページ。

ボックスカルバート設置事業の状況ですが、流れるのは雨水ですよね。

17ページのボックスカルバートちゅうのは、これ全部掘って、埋めて、この径で決めてするんですけど、流れるのは雨水ですよね。雨水整備事業ですか。

心配になったのは、例えば、このボックスを地中に埋めますよね。

そうした場合に、例えば、いろんな木が流れ込んだり、どうのこうのしたときに、どういった補修のちゅうか、詰まったりせんのかなと思って。

日吉和裕上下水道局事業課長

まず、途中に管理ができるような雨水ますを定期延長で設けるようにしているのと、こういうカルバートのところの途中にも上からは入れるように管理溝のほうを設けておりますので、そういうところから状況の維持管理をできるよう考えております。

藤田昌隆委員長

上から入れるようにこの中にあるということ。

日吉和裕上下水道局事業課長

そのとおりで、上からグレーチングの——グレーチングって、金網の構成の蓋を開けることによって、中に入られるような仕組みとなっております。

藤田昌隆委員長

分かりました。

ほかに。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕



藤田昌隆委員長

続きまして、議案甲第12号鳥栖市水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

犬丸章宏上下水道局管理課長

ただいま議題となっております、議案甲第12号鳥栖市水道事業給水条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

鳥栖市議会定例会議案の37ページ、38ページをお願いいたします。

今回の改正の概要といたしましては、令和6年4月1日付で水道法等などによる権限が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されますことから、この権限の移管などに係る規定の整備を行うものでございます。

改正の内容といたしましては、権限の移管に伴いまして、条例第5条及び第33条第2項において改正前に厚生労働省令と表記しているものを、改正後は国土交通省令に改めるものでございます。

また、水道法施行令の一部改正に伴いまして、条例第41条及び第42条における水道法施行令の引用をそれぞれ改めるものでございます。

施行日につきましては、令和6年3月1日としておるところでございます。

以上で、議案甲第12号鳥栖市水道事業給水条例の一部を改正する条例の説明を終わります。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

藤田昌隆委員長

どうもありがとうございました。これより質疑を行います。

飛松妙子委員

すいません1点だけ。

この条例が変わることによって上下水道局で変わることは何かありますか。

犬丸章宏上下水道局管理課長

今回の条例改正につきましては、先ほどの説明にも申し上げましたとおり、国の機構の変更というところに伴って文言を変えるということになりますので、特に上下水道局で何らかの対応を変えるとか、そういったところはございませんが、水道のほうは国土交通省ということになりますので。

それから、国のほうは国土交通省九州地方整備局、そういうふうな流れになりますので、そういったところの縦のラインといたしますか、そういったところの対応先が変わるとい

ころは生じてきます。

通常の業務で何らかの変更があるところはありません。

以上です。

飛松妙子委員

名称が変わることで、鳥栖市の中で変更点がほかに出てくることはありますか。

犬丸章宏上下水道局管理課長

名称が変わることで、市民の皆様にもふだん水道、下水道を利用いただいている上では特に
ございませんけれども、内部のいろんな書類等に変更になるというところでは出てはまいりま
す。

以上です。

飛松妙子委員

最後に。それは今後変わるっていう認識でよろしいでしょうか。

犬丸章宏上下水道局管理課長

国のほうの機構の変更が令和6年4月1日で施行されますので、それに合わせて手続を取
っていくということになります。

以上でございます。

藤田昌隆委員長

ほかには

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

それでは、以上で上下水道局関係議案に対する質疑を終わります。



藤田昌隆委員長

以上で本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして本日の委員会を散会いたします。

午後2時8分散会

令和6年3月21日（木）

1 出席委員氏名

委員長 藤田昌隆

副委員長 飛松妙子

委員 小石弘和

委員 齊藤正治

委員 久保山日出男

委員 和田晴美

委員 野下泰弘

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

経済部長兼上下水道局長 宮原信

経済部次長兼商工振興課長兼産業団地推進室長 古沢修

商工振興課参事兼課長補佐兼商工観光労政係長 樋本太郎

農林課長 楠和久

農業委員会事務局長 庄山裕一

農業委員会事務局振興係長 武田隆洋

上下水道局管理課長 犬丸章宏

上下水道局管理課長補佐兼総務係長 秋山政樹

上下水道局事業課長 日吉和裕

建設部長 中島勇一

建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長 三澄洋文

建設課長補佐兼庶務係長 下川広輝

建設課長補佐兼住宅係長 熊田吉孝

建設部次長兼維持管理課長 大石泰之

建設部次長兼都市計画課長兼駅周辺推進室長 向井道宣

国道・交通対策課道路・交通政策係長 舟越健策

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主事 赤司和広

5 日程

現地視察

古野ため池（山浦町）

新産業集積エリア（幸津町）

県道鳥栖朝倉線と市道重田・酒井西線の交差点（酒井西町）

議案審査

議案乙第9号令和6年度鳥栖市一般会計予算

議案乙第12号令和6年度鳥栖市産業団地造成特別会計予算

議案乙第13号令和6年度鳥栖市水道事業会計予算

議案乙第14号令和6年度鳥栖市下水道事業会計予算

議案甲第12号鳥栖市水道事業給水条例の一部を改正する条例

[総括、採決]

報告（商工振興課）

サザン鳥栖クロスパーク開発事業に係る開発事業者との協定について

[報告、質疑]

建設経済常任委員会行政視察の件

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

自 午前10時

現地視察

古野ため池（山浦町）

新産業集積エリア（幸津町）

県道鳥栖朝倉線と市道重田・酒井西線の交差点（酒井西町）

至 午前11時20分



午前11時38分開会

藤田昌隆委員長

本日の建設経済常任委員会を開きます。



藤田昌隆委員長

最初に、皆さんのお手元に国道・交通対策課から資料が出ていますので、その説明を受けます。

舟越健策国道・交通対策課道路・交通政策係長

お手元にございますのが、月曜日の国道・交通対策課分の審議の際に、委員よりお尋ねがあったことについての資料でございます。

中身については資料のとおりになるんですけども、その際に和田議員より運行の維持に関する方針とかについてお尋ねがあったことについてですけども、路線バスやミニバスにつきましては、市民にとって欠かせない移動手段でございまして、継続的な提供が必要であるものと考えています。

そのため、将来的にも維持が可能な公共交通でなければならないと考えておりまして、現路線の需要とか維持に係る経費等の分析、対策について令和6年度に策定する地域公共交通の中で反映させていきたいと考えております。

以上です。

藤田昌隆委員長

今、説明ありましたとおりでございます。
何かありますか。

和田晴美委員

そうすると、この費用対効果っていうか、この路線自身が必要かっていう部分は別途、委員会のほうでまた今後審議していくっていう報告——先ほどの報告に含みますというのは、そういったことでよろしかったですか。

舟越健策国道・交通対策課道路・交通政策係長

計画策定に当たりまして、地域公共交通会議という会議体がございます、そちらのほうで策定するようになりますので、そちらのほうで議論をしてみたいと考えております。



総 括

藤田昌隆委員長

それでは、これより総括を行います。
議案に対する質疑は終了しておりますが、総括的に御意見、御要望があれば御発言をお願いいたします。

小石弘和委員

建設部の維持管理課の審査の中で、人件費は令和5年度より上がっているが、1名の増員分であると。

本年4月から、組織機構の見直しで新規に流域治水対策室が設置され、その1名分を増員と。

新設される場所に配置されるとのことで、現在13名の体制であったが、1名退職者があ
るわけございまして、現在12名の体制で行っておられるわけです。

区長、市民の要望、苦情相談などで、幾度となく市民の皆様や区長さんが行くけど、対応
できる職員は、調査とか立会とか検査で現場に出向かれておられることでかなりの空足を踏
むことが多いと、私自身は聞いております。

そして、区長、市民の要望等を人手不足で消化できず、現在2億円程度を毎年繰越し。
その未処理の分が増えていくというふうな状態で、年々増え続けているわけございまして。
このままの状態では、職員の体調を心配される多くの市民の皆様方がおられて、私もその

1人でございます。

審査の中で、議論の中でも、委員会の総意で増員していただきますように、総括で私は申し述べたいと思います。

なお、委員長報告では、建設部担当部署に対してお願いしたいんですけど、特に、人事権を持っている市長の心を動かすような、分かりやすい委員長報告をお願いをしたいと思いません。

それから次に、委員会のほうでもいろいろ議論が出ました。

令和5年6月、都市計画課の駅周辺推進室から鳥栖駅東短期施策検討会が設置され、まだ2回ほどの検討会しか開かれておらないわけですか。

鳥栖駅東口設置の5案が示されただけで、何らの方向性も決まってない中で、多額の予算も繰り越されているわけですよ。

繰り越される予定であり、組織機構の見直しの件も私は、市報で知る限りなんですよ。

機構の見直しは4月1日より施行される経緯の説明、都市計画課駅周辺推進室が今度は政策部に移っていくわけですよ。

政策部に駅周辺整備課、鳥栖駅周辺係と新鳥栖駅周辺係の1課2係で移行される中で、建設部都市計画課の審査の中で、款8土木費、項4都市計画費、目6まちづくり推進費、この中で、謝金23万1,000円。一般旅費44万4,000円。鳥栖駅周辺調査委託料が4,684万4,000円の予算を組まれていますよね。その内容は、内訳として、鳥栖駅短期施策事業化検討業務が4,208万1,000円になっていて、物件等調査業務が404万3,000円。

審査を行うことに対して、私自身疑念を感じたわけでございまして、あやふやなで、委員会で十分な審査ができないまま、この予算が通っていくわけでございます。

私も調べてみたわけじゃないんですけど、これは前例のないことだと私は思うわけです。

このような事例が出てきたときこそ、建設経済常任委員会とか総務常任委員会で連合審査会を開き、十分な審議をすべきではなかったかなと私は思うんです。

こういうようなことを私は総括で申し述べておきます。

以上です。

齊藤正治委員

今の件につけ加えて申し上げますと、これは12月議会で部設置条例の一部を改正する条例というのがあるんですけども、この中に、事務分掌として、政策部が議会に関すること、2番目は略で、3番目に駅周辺整備に関するということだけは書いてあります。

だから、これを盾に取って、執行部はもっと詳しい組織図を既に市民に公開している。

委員会からそういったことが出ることがおかしいと思われるんだったら、それはちょ

っと違うんじゃないかろうかというように思います。

だから当然、駅周辺整備に関することがここに書いてあれば、その次の詳細が決まった時点で、これは全議員に、担当の議員だけでなく、全議員に周知することが大変重要なことであるというようなことを私はつくづく思いますので、それも含めてよろしくお願ひしたいと思います。

藤田昌隆委員長

ほかには。

和田晴美委員

私からは有害鳥獣の取組について述べさせていただきます。

追加で、農林課のほうから有害鳥獣に関わる、協議会を含めた費用について資料を頂きましたけれども、やはり現在の被害額だとか被害の状況を調査してやっているやり方からすると、この金額に対して、本当にちゃんとできているのかっていうか、そもそも何事も何のためにやるかということを考えてみると、まずは被害金額、被害のほうの状況も十分に把握できていない。というのが一つ。

それともう一つが、補正もしていましたが、本当に補正が必要なのかっていう部分も疑問に残るようなのが今回の御報告で見受けられました。

ですので、今後は、その委託金六十何万円かありましたけれども、その活用についても、十分な計画性を持った事業に取り組んでいただきたいという部分を私から申し述べさせていただきます。

藤田昌隆委員長

ほかには。

野下泰弘委員

先ほどの付随ではないんですけど、駅に関しての組織機構の見直しというところで、逆に言うと、4月以降、この委員会のほうにふるさと納税が入ってくるわけですね。

同じような意味で、逆の立場から言うと、やはりこの委員会に対しての説明不足っていうところが、このふるさと納税に対しても言えると思いますので。

合わせて説明等をいただければ助かります。

また、本日、視察に行かせていただきました市道重田・酒井西線——今回の議案外ではございますけれども、私も開通して3往復ぐらいさせていただきました。

従来、市の答弁でありました学生の通学路が、学生はあまりいらっしゃいませんが、しっかり守られているのかっていうところから言うと、私もたまたま鉢合わせたんですけども、まだその認識が学生も甘いのではないかというふうに思います。

危険な交差点という認識が私自身にもございますので、そこら辺、学校とのしっかりとしたやり取り、そしてこの道路は夜間は今かなり飛ばされておりますので、この下りのカーブに関しては今後何かしら対策が必要ではないかと感じております。

また、私の実体験ですけれども、この先の新しく出来た信号の交差点、インターの手前にあるところですけど、直線が左側なんですよ。

で、右折が右側に入るんですよ。

ちょうど東側に向かうほうですけど。

で、これが、やはり新しい道ということで、勘違いされる方がすごく多くて、右車線に入って真っすぐ行く人とかがいて、かち合っているんですよ。

これもたまたま居合わせたんですけど。

もっと手前に、直進ですとか何かしら分かるような表記があれば、そこら辺の間違いがないのかなと思いますので。

ぜひ今後、事故が起きないように対策を注視して行っていただければと思います。

以上になります。

藤田昌隆委員長

ほかにありませんか。

[発言する者なし]

ございませんね。

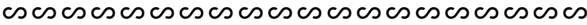
総括を終わります。



採 決

藤田昌隆委員長

これより採決を行います。



議案乙第9号令和6年度鳥栖市一般会計予算

藤田昌隆委員長

議案乙第9号令和6年度鳥栖市一般会計予算についてお諮りをいたします。

本年中建設経済常任委員会に付託された関係分につきましては、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本年中建設経済常任委員会に付託された関係分は原案のとおり可決されました。



議案乙第12号令和6年度鳥栖市産業団地造成特別会計予算

藤田昌隆委員長

続きまして、議案乙第12号令和6年度鳥栖市産業団地造成特別会計予算についてお諮りをいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



議案乙第13号令和6年度鳥栖市水道事業会計予算

藤田昌隆委員長

続きまして、議案乙第13号令和6年度鳥栖市水道事業会計予算についてお諮りをいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます

よって、本案は原案のとおり可決されました。



議案乙第14号令和6年度鳥栖市下水道事業会計予算

藤田昌隆委員長

続きまして、議案乙第14号令和6年度鳥栖市下水道事業会計予算についてお諮りをいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



議案甲第12号鳥栖市水道事業給水条例の一部を改正する条例

藤田昌隆委員長

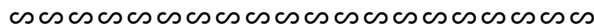
続きまして、議案甲第12号鳥栖市水道事業給水条例の一部を改正する条例についてお諮りをいたします。

本案は原案のとおり、可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



藤田昌隆委員長

以上で当委員会に付託された議案の審査は全て終了いたしました。

本日議決した本案に対する委員長報告書の作成等につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

小石弘和委員

先ほど総括で述べさせていただいたように、この人事の問題は長くて、分かりやすい委員長報告をお願いしたい。

それならば異議はありません。

よろしゅうございましょうか。

藤田昌隆委員長

分かりました。

それについてですが、委員長報告書が出来上がったら、皆さん方にメールでお流しをします。

それで月曜日、明日が調整日になっています。

そういう中で、もし調整するところがあれば、調整して、出来上がった分はともかく早急に流したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

以上で、当委員会に付託された議案の審査は全て終了いたしました。

本日議決した議案に対する委員長報告書の作成等につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。



報告（商工振興課）

サザン鳥栖クロスパーク開発事業に係る開発事業者との協定について

藤田昌隆委員長

ここで議案外ではございますが、商工振興課より報告の申出がっておりますので、お受けしたいと思います。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼産業団地推進室長

それでは、お配りいたしましたサザン鳥栖クロスパーク開発事業に係る開発事業者との協定について、手短に御説明をいたします。

協定締結の開発事業者につきましては、代表事業者東急不動産、構成事業者日本国土開発及び丸紅となっております。

協定締結予定日でございますが、3月28日木曜日を予定しているところでございます。

協定書の概要について申し上げます。

目的といたしまして、市と開発事業者が相互に連携協力いたしまして、本開発事業を円滑に進めることで、本市の経済や地域の活性化を図ることを目的といたしております。

地域振興に関する協力でございますけれども、これは今まで御説明もしてまいったところでございますが、事業に伴う工事、役務、資材等については市内企業者から優先して発注、調達するよう努めることということ盛り込んでございます。

それから合わせまして、造成工事の施工に当たりましては、市内企業を必ず1者以上を含むこととしておるところでございます。

企業誘致につきましてでございますが、市と開発事業者が共同で選定基準を定めて、誘致交渉の段階からお互いに情報を共有するとともに、十分協議を行ってまいることとしております。

役割分担でございますが、市の役割といたしまして、地権者、地域住民等への事業スキームの説明——これまでも説明をしてまいりましたけれども、事業スキームの説明。

それから、事業計画の周知への支援、それから、立地事業者の選定誘致に関する協力、それから選定。地域未来投資促進法に基づきます土地利用調整計画の策定。

それから、市街化調整区域における地区計画の決定、公共下水道に係る都市計画の決定、事業者が行います許認可等への申請への支援というふうにしております。

開発事業者でございますけれども、地権者、地域住民等への事業計画の説明、合意形成、用地取得としております。

それから、地域貢献等に関するニーズ等の把握、開発候補地内の物件等に対する方策ですね。

それと周辺住民や周辺営農への配慮、立地事業者の誘致、それから選定。

選定に当たりましては、市と協議を踏まえた最終決定権を含みます。

それから用地の譲渡、それと法に基づきます地域経済牽引事業計画の作成。

右側に移りまして、調整区域におけます地区計画の作成、測量調査、各種調査、それから必要な許認可等の申請、用地造成に関する設計工事としております。

事業の費用負担ですけれども、いかなる場合がございまして開発事業者が負担としております。

本協定の有効期間につきましては、事業に係る全ての区域について造成工事が完了した日、

または市と最終区画の立地事業者が進出協定を締結した日のいずれか遅い日と、極力長い期間を設けております。

それから、協定の一方的解除の禁止ということで、書いておりますけれども、天災遅延とか社会情勢の変化等、その他やむを得ない事情により本事業の遂行の困難または不可能であると判断したときを除き、正当な理由なくして一方的に協定を解除することはできないこととしております。

それから、付帯条件といたしまして、開発事業者側への付帯条件としておるところで、関係機関と連携して適切かつ効果的な企業誘致活動を展開すること。

それから提案書等の内容に修正が必要となった場合は必ず市と協議をすること。

それから、法に基づきます地域経済牽引事業計画の佐賀県の承認から5年以内に立地事業者が付加価値創出額を創出すること。

それから事業費が高騰した場合においても、事業に支障がないよう適切に対応すること。

代替地を希望する権利者ニーズを的確に把握し対応すること。

調整池についてでございますけれども、設置場所、設置方法及び規模について、地域住民等のニーズを把握し、市と協議の上、平常時に利活用すること。

それと調整池、緑地、公園等の維持管理について市と協議すること、地域住民等のニーズを把握し、地域に開かれる産業団地となるような計画を進めること。

以上としておるところでございます。

今後の予定といたしましては、協定締結後、開発事業者と協議の上、地権者等への説明会の開催を計画したいと考えております。

なお、本説明につきましては、3月25日月曜日の本会議後に全議員の皆様へ勉強会を開催して、同じ内容を御説明したいと思っております以上でございます。

以上でございます。

藤田昌隆委員長

説明が終わりましたので、何か質問がある方は今日するのか、全体委員協議会の中でのかなければ、これで終わりますが。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

それでは、（「視察の件」と呼ぶ者あり）（「執行部要る？」と呼ぶ者あり）

〔執行部退出〕

飛松妙子副委員長

視察概要は皆さんのお手元に、お配りしているとおり千葉県船橋市、取手市、日立市、4月23日から25日まで、この3日間で行います。

視察を行うため、議長に対して委員派遣要求をしたいと思いますが、これに御異議ございませんかということで、もういいですよ。（「なし」と呼ぶ者あり）

小石弘和委員

何で日立市を最後にしたと。当日行って、帰ってこないかん。（「先方が空いている日に入れさせていただいた結果です」と呼ぶ者あり）

藤田昌隆委員長

先方重視でございますので、すいませんが……。 （発言する者多数あり）
よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

参加者ですけど、齊藤委員は欠席ということです。

そういうことでよろしくお願ひします。これでまた飛行機とか詳しいやつをお送りしますので。

視察地、視察参加者、視察事項等の決定及び日程等をやむを得ず変更する場合につきましては、委員長に御一任願ひたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

そのように決しました。



藤田昌隆委員長

以上で全ての日程が終了いたしました。

これをもちまして、建設経済常任委員会を閉会いたします。

午後 0 時 6 分閉会

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会建設経済常任委員長 藤 田 昌 隆

